

令和 5 年度版

しまねの男女共同参画年次報告

(令和 4 年度推進状況・施策概要)

(案)

島 根 県

はじめに

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に則り、平成13年2月に第1次の「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定するとともに、翌14年3月に島根県男女共同参画条例を制定して以来、その時代の状況や課題に応じた男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

平成23年5月には、「第2次島根県男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」を策定、平成28年3月には「第3次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～令和3年度）を策定し、男性や若者に向けた理解の促進、男女がともにより充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの更なる推進や、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、職場や地域においていきいきと活躍できる環境の整備を進めてきました。

令和4年3月には第3次計画の期間満了に伴い、「第4次島根県男女共同参画計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定しました。

第4次計画では、「あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり」や、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会づくり」に向けた施策を実施することとしています。

併せて、令和2年3月に策定された島根創生計画においては、女性活躍の推進を重要な柱として位置付け、「あらゆる分野での活躍推進」や「安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり」に積極的に取り組んでいるところです。

この報告は、島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を年次ごとに取りまとめ公表するものです。

県民の皆様への男女共同参画の現状と施策についての理解が深まり、男女共同参画社会の実現に向けての一助となれば幸いです。

令和5年 月

島根県女性活躍推進統括監

日 下 純 子

目 次

I. 男女共同参画の推進状況	1
II. 令和4年度施策の実施状況	3
III. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況	7
IV. 市町村の状況	7
V. 第4次島根県男女共同参画計画施策体系	8
VI. 第4次島根県男女共同参画計画数値目標進捗状況	9

【資料編】

○男女共同参画の推進状況	10
○市町村における男女共同参画の状況	34
○令和4年度施策の実施状況	36
○苦情処理の状況	65
○島根県男女共同参画推進条例	66

島根県では、「第3次島根県男女共同参画計画」の計画期間満了に伴い、令和4年3月に「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

以下、令和4年度の男女共同参画の現状と施策を総括します。

I. 男女共同参画の推進状況

1. 島根県における情勢の変化

島根県では、昭和61年以降人口減少が継続しており、令和4年は、約7千人の減少となっています。また、合計特殊出生率は1.57（令和4年）と全国に比べ高い水準（全国4位）にありますが、女性人口の減少に伴い、出生児数は減少傾向にあります。

人口の社会増減を見ると、令和4年は千人程度の減となっています。このうち、15～24歳の若者の就学・卒業・就職による転出超過は1,252人で、前年度より縮小していません。

雇用の状況を見ると、女性の雇用者数は増加傾向にあり、生産年齢人口における女性の労働力率は78.7%（全国1位）と高い水準にあります。また、労働力率を年齢5歳階級別に記したグラフが描く、いわゆるM字カーブは、ほぼ台形に近くなっています。（資料編：図1）

育児をしている女性の有業率は86.8%（全国3位）と高い水準にあり、結婚や子育て期を迎えても就労を継続する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性の割合は37.8%で、約4割にとどまっています。（資料編：図2）

夫婦共働きの世帯の割合が55.7%と多い一方、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は133分で、女性（357分）の約3分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況です。また、育児休業制度を利用した男性労働者は、2.5%と、依然として低い状況が続いています。（資料編：図4）

女性が活躍し、誰もが仕事と育児等を両立できる職場環境づくりに取り組む企業は、年々増加しています。（資料編：図5、6）

2. 個別分野ごとの状況

(1) 政策・方針決定過程における状況

① 政治分野

地方議会における女性の議員の割合は、県では概ね横ばいで推移しており、市、町村では増加しています。（令和4年12月31日現在）（資料編：図11-1）

② 行政分野

県の審議会等における女性の委員の割合は、47.1%で、平成18年度以降、40%台を維持し、50%に近づいています。なお、市町村では28.3%で、徐々に増加しています。

（令和5年4月1日現在）（資料編：図12）

県・市町村職員における女性の管理職の割合は、県では14.9%、市町村では22.0%で、県は前年に比べ増加し、市町村は低下しています。（令和4年4月1日現在）（資料編：図13-2）

③教育分野

公立学校における女性の管理職の割合は、小学校の校長、教頭ではそれぞれ 10.6%、23.5%、中学校の校長、教頭では 10.9%、13.4%、高等学校の校長、教頭では 13.9%、17.4%、特別支援学校の校長、教頭では 50.0%、38.9%で、中学校の教頭を除きいずれも横ばい又は増加しています。（令和 5 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 13-3、図 13-4、図 13-5、図 13-6）

④民間企業分野

民間事業所において、何らかの役職に女性を登用している事業所の割合は徐々に増加していますが、人数の割合としては 30%（目標値）を下回っている状況です。（資料編：図 14、15）

(2)社会全体における意識

固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は 82.1%（令和 4 年度）となっています。近年徐々に増加しており、固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られてきています。（資料編：図 17-1）

ただし、年齢別に見ると、18 歳から 69 歳までは、否定的な人の割合が 80%を超えている一方で、70 歳以上は否定的な人の割合が 73.4%となっており、年代による差が大きい状況にあります。（資料編：図 17-2）

また、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」などの考え方については、肯定的な人の割合が依然として 5 割を超えており、男女の性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している状況にあります。（資料編：図 17-3）

(3)地域・農山漁村における状況

自治会長における女性の割合は、6.3%と前年度比+2.3 ポイント増加しましたが、依然として低い状況です。（令和 5 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 18）

P T A 会長における女性の割合は、特別支援学校では 41.7%で、4 割を超えていますが、小学校、中学校、県立高等学校では、それぞれ 7.4%、15.1%、11.1%と低い状況です。（令和 5 年 7 月 1 日現在）（資料編：図 19）

農業協同組合、森林組合において、役員に占める女性の割合が増加した組合もありますが、依然として低い状況にあります。（資料編：図 21、22）

女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動などに対し経費の一部を助成する「しまね女性ファンド」については、令和 4 年度の採択件数は 26 件であり、新規の採択件数は 19 件と大きく増加しました。（資料編：図 24）

(4)防災における状況

県の防災会議における女性委員の割合は 41.7%と全国平均を大きく上回っています。また、市町村防災会議では 14.9%で徐々に増加しています。（令和 5 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 25）

(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる状況

令和4年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は3,893件です。(資料編：図27)

相談内容(主訴別)をみると、「夫等からの暴力」は472件(12.1%)、「交際相手からの暴力」は34件(0.9%)となっています。(資料編：図28)

(6) 健康をめぐる状況

がん検診受診率について、5つのがん種の中でも女性に特有な乳がんや子宮頸がんの受診率は、それぞれ43.7%、38.4%と低い状況にあり、特に受診啓発に努める必要があります。(資料編：図33、34)

(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる状況

ひとり親家庭や、様々な困難を抱える女性、高齢者等が安心して暮らせるよう、様々な支援が必要となっています。また、障がい者、外国人、LGBT等、その他の人権課題についての理解を広め、社会全体で多様性や人権を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

II. 令和4年度施策の実施状況

1. あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる

(1) あらゆる分野での活躍推進

県では、女性が働き続けやすい職場環境の整備を推進するため、女性活躍推進法に基づく中小企業等の行動計画策定への支援や、女性活躍に積極的に取り組む「しまね女性の活躍応援企業」のうち、特に優れた取組を行っている登録企業の表彰に加え、職場においていきいきと活躍するとともに、プライベートも充実させている女性をロールモデルとして、意識醸成のため表彰を行いました。

また、女性の就職相談窓口での就職相談、セミナーの開催、無職や非正規の方を対象としたパソコン講習、企業向けセミナーや企業への個別支援などを行い、女性の就労支援と働きやすい就労環境づくりに取り組みました。

さらに、経済団体等からなる「しまね働く女性きらめき応援会議」と官民一体となって、女性活躍のための意識改革や人材育成、男性の家事・育児参加促進等に取り組みました。今後も、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりに努めます。

雇用の分野においては、離職者や転職希望者を対象とした公共職業訓練を実施し、新たな知識、技術等の習得支援による再就職促進に取り組みました。

今後も、関係機関と連携しながら、女性が活躍する雇用環境の推進に努めます。

(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

育児をしながら働く女性が多い島根県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、保護者だけが子育てを担うものではなく、社会全体で支えることが欠かせないものとなっています。そこで、島根創生計画において、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標に掲げて、施策の実施を図っています。

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」として認定し、また、このうち、制度、運用面ともに特に優れた企業を表彰しました。

また、企業・団体等に対しては、子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりの取組への支援や、イクボスの普及や企業間の連携強化などを進めています。

男性の家事・育児参加を促進するため、夫婦間の役割分担や、父親の心構えについて考えるきっかけづくりを目的に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」を用いて、夫婦や企業を対象としたセミナーの開催などに取り組みました。

今後も、子育て世代が安心して子育てをしながら働くことのできる環境づくりに努めます。

子育て世代に向けた支援の充実として、市町村において産後ケアや、産前・産後訪問サポート事業の実施など支援の充実を図ってきました。

今後も、市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりを支援します。

待機児童解消のため、保育所の創設や増築等の市町村の取組を支援しました。

また、子育てと仕事の両立や子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのほか、子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村の取組を支援することで、子育て支援サービスの充実を図りました。また、しまね子育て応援パスポート「こっころ」にアプリを追加することで、1世帯で3人まで利用することや、地域の子育てに関する情報の確認が可能となるなど、子育てしやすい環境づくりに努めています。

今後も、利用希望者が増加傾向にある放課後児童クラブの待機児童の解消や利用時間の延長を図るなど、引き続き市町村等と連携し、多様化するライフスタイルや地域の実情に応じた、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

雇用の分野においては、いきいきと働き続けられる職場づくりの牽引役である経営者・管理職等を対象としたセミナーの開催や、人材育成、職場環境の整備に要する経費の一部を助成し、労働者の働きやすい職場づくりや、多様な働き方を可能とする就業条件の整備等に向けた取組を支援しました。

2. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

県では、「第4次島根県男女共同参画計画」で、審議会等の委員への女性の参画率については50%という目標を掲げ、女性の登用を積極的に推進しています。この結果、女性の参画率が、令和5年4月1日現在で47.1%となりました。

今後も引き続き、審議会等の委員の選任に当たっては、委員構成の見直しや公募委員の活用など、従来の慣例にとらわれない柔軟な対応を行い、女性の参画推進に努めます。

また、市町村や関係団体に対しても、女性の参画の拡大が図られるよう引き続き働きかけます。

女性の政治分野への参画促進のためセミナーを開催し、女性参画の重要性や意義に

ついでに理解促進を図りました。

(2) 地域における慣行の見直しと意識の改革

「島根県男女共同参画推進条例」の趣旨を県の諸施策に反映させるとともに、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で男女共同参画推進のための広報・啓発を行いました。具体的には、県内大学生等が男女共同参画の視点から将来の仕事や家庭生活を考えるための講座の開催や島根県男女共同参画サポーターの養成、市町村との連携強化を通じ、地域における男女共同参画の理解促進に向けた取組を推進しました。

地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消するため、今後も地域における理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

(3) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じて固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や能力が伸ばせる環境づくりの推進と男女相互の理解・協力、望ましい人間関係の確立について、指導を行ってきました。教職員研修の充実を図るほか、指導方法の工夫、各校種間の交流、家庭・地域や関係機関との連携に努めています。

社会教育においては、公民館等において、それぞれの役割を考え、住民同士のつながりを強める活動に対して支援を行うことで男女共同参画推進に努めています。

今後も男女共同参画の視点を重視した学習機会や研修の場の提供に計画的、継続的に努めます。

(4) 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農山村において、地域や生産活動の重要な担い手である女性に対する支援として、女性リーダーの資質向上を目的とした研修会への参画誘導、自己啓発や意識改革等の活動を自主的に行う女性農林業者の活動支援など、女性組織の活動を活性化させるとともに、意欲的な農山村女性リーダー等の公職や地域活動への参画の促進に努めました。

林業においては、現在、十数名の女性が林業事業体の現場作業員として従事しており、女性が林業分野で活躍できるような環境づくりを支援しました。

水産業や漁村の維持発展には、女性の担い手としての活躍や女性の果たす役割が重要となっており、県では漁村を牽引する意欲的な女性漁業者の育成に向け、継続的に支援しています。

今後も関係団体との連携を密にして、新たな女性リーダーの育成に努めるとともに、農山漁村における女性の活動を積極的に支援します。

地域において、男女共同参画の啓発活動に取り組む男女共同参画サポーターの養成及び資質向上のための研修を行いました。

また、女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動などに対し経費の一部を助成する「しまね女性ファンド」により、女性の地域活動を支援しました。

今後も、地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組めます。

(5)防災対策における男女共同参画の推進

防災部局や、市町村、男女共同参画サポーター及び（公財）しまね女性センターと連携し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するための研修会を各地で開催し、普及啓発に努めました。

今後も、様々な機会を捉えて啓発活動を行い、地域の防災力の向上を図ります。

3. 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

(1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶

松江市の女性相談センター、大田市（あすてらす）にある女性相談センター西部分室のほか、出雲・浜田・益田の各児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の女性相談窓口において、配偶者からの暴力（DV）に関する相談や被害者の保護、自立支援など、DV被害者支援の充実に努めました。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、若年層を対象としたデートDV予防のための出前講座の実施や、11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発・広報活動を行いました。

また、令和3年3月に「島根県DV対策基本計画（第4次改定版）」を策定し、目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的な施策の推進に努めることとしています。

今後も、関係機関等との連携により中学生、高校生等を中心とした若年層への人権教育や、相談・保護・自立支援等の被害者支援の充実に努めるとともに、DVを家庭内の暴力として包括的に捉え、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等も視野に入れたDV予防啓発に取り組めます。

性暴力は同意のない・対等でない・強要された性的行為であり、被害者の尊厳を脅かし、与える心身へのダメージは計り知れません。しかしながら、被害者の多くは被害に遭ったことを誰にも相談できず心身の負担が大きくなり、日常生活がしづらくなり、孤立することが懸念されます。性暴力被害に遭われた方へ緊急医療や心のケア、法的支援など被害直後からの総合的な支援を提供し、心身の健康の回復等が図れるよう、平成27年3月に女性相談センター内に開設した「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」に相談専用電話を設置し、性暴力被害ワンストップ支援センターとして相談を受け、支援を実施しています。

(2)生涯を通じた男女の健康づくりの推進

女性の思春期から更年期等各期の悩みについて、保健所で相談を受け付けているほかしまね妊娠・出産相談センターや島根県助産師会による相談を実施し、専門相談窓口の充実に努めています。内容は多岐に渡ることから、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

乳がん・子宮頸がんの検診受診率の向上を目指して、市町村、検診機関、がん検診啓発サポーター、しまね☆まめなカンパニー（健康づくり・健康経営取組協力事業所）と連携協力しTVCMやしまねっこCH動画の制作、出前講座等の様々な啓発活動を実施しました。今後、さらに、各機関と連携協力し、効果的・効率的な普及啓発活動を推進するとともに、検診を受けやすい体制づくりに取り組めます。

働き盛り世代の健康づくりについて、県及び保健所では、地域・職域連携健康づくり

推進協議会等を開催し、青壮年期の健康課題の検討や情報共有を行っています。また、全国健康保険協会島根支部との協同事業である「ヘルス・マネジメント認定制度」の取組の推進、9月には「しまね☆健康づくりチャレンジ月間」を設け、事業所への働きかけを強化しています。今後も、地域と職域が連携し、働き盛り世代に向けた健康づくりの取組を強化します。

受動喫煙の防止を推進するために、世界禁煙デーや禁煙週間に合わせてチラシの配布や広報誌への掲載、職場や地域を対象とした出前講座などを実施し、喫煙による健康への影響や受動喫煙等について啓発を行いました。また、地域の健康づくりグループや事業所、団体等からたばこ対策取組宣言を募集し、県ホームページに掲載することにより、主体的な取組につながるよう啓発しています。禁煙サポートでは、禁煙支援薬局を禁煙相談・支援の窓口として周知を図っています。

今後も、関係機関や団体等が連携し、多様な手段により広く情報発信等を行い、健康への意識を高め、県民自らが健康づくりに取り組めるよう環境整備に努めます。

(3)誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や、生活困窮者、高齢者、障がい者、外国人、様々な困難に置かれている女性等が安心して暮らせるよう、就業支援や、経済的支援、生活支援等の必要な支援を行い、自立の促進を図り、また地域で安心して暮らせる環境づくりなどを進めました。

Ⅲ. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況

令和4年度は、島根県男女共同参画推進条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

Ⅳ. 市町村の状況

県内の市町村では、令和5年4月1日現在、男女共同参画に関する条例を制定しているのは19市町村のうち12市町(63.2%)、男女共同参画に係る計画については全市町村が策定しています。

地域における男女共同参画の推進には、住民に最も身近な市町村の取組が重要であることから、市町村と連携し、引き続き理解促進に取り組めます。

V. 第4次島根県男女共同参画計画 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向性	
I あらゆる分野で 女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)	1 あらゆる分野での活躍推進	(1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備	
	2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	(1) 子育て世代に向けた支援の充実 (2) 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり	
II 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤をつくる	3 政策・方針決定過程における 男女共同参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進	
	4 地域における慣行の見直しと 意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供	
	5 男女共同参画に関する 教育・学習の推進	(1) 学校などにおける 男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における 男女共同参画に関する教育の推進	
	6 地域・農山漁村における 男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における男女共同参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進	
	7 防災対策における 男女共同参画の推進	(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への 女性の参画拡大 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	
	III 人権が尊重され、 安全・安心に暮らせる社会をつくる	8 男女間における あらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援などの推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) ストーカー事案への対策の推進 (5) ハラスメント防止対策の推進
		9 生涯を通じた 男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり
III 人権が尊重され、 安全・安心に暮らせる社会をつくる	10 誰もが安心して暮らせる 環境の整備	(1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援 (2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備 (3) 外国人が安心して暮らせる環境整備 (4) 人権尊重の観点からの啓発・教育	

VI. 第4次島根県男女共同参画計画 数値目標進捗状況

基本 目標	項目	計画策定時 (R3)	現状値 (R5.3月末現在)	目標値 (R8)	単位	担当課名	資料編 図表番号
I	1 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数【当該年度4月～3月】	244 (R2)	348	265	人	女性活躍推進課	図7
	2 係長以上の役職への女性の登用割合【当該年度9月時点】	18.4 (R2)	18.4 (R2)	30.0	%	女性活躍推進課	図14
	3 しまね女性の活躍応援企業登録企業数【当該年度3月時点】	288 (R2)	349	625	社	女性活躍推進課	図5
	4 こころカンパニー認定企業数【当該年度3月時点】	368 (R2)	441	560	社	女性活躍推進課	図6
	5 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合【当該年度8月時点】	69.8	68.6	80.0	%	子ども・子育て支援課	図8
	6 男性の育児休業制度を利用した割合【当該年度9月時点】	2.5 (R2)	2.5 (R2)	30.0	%	女性活躍推進課	図4
	7 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合【当該年度8月時点】	40.5	37.8	50.0	%	女性活躍推進課	図2
II	8 県の審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	47.0	47.1 (R5.4)	50.0	%	女性活躍推進課	図12
	9 県職員の管理職に占める女性の割合 ※1【当該年度4月時点】	13.0	14.8 (R5.4)	15.0 (R6) ※2	%	人事課	図13-1
	10 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均） ※3【当該年度7月～9月時点】	33.6 (R元)	33.6 (R元)	40.0 (R7)	%	女性活躍推進課	図16
	11 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 ※4【当該年度8月時点】	79.2	82.1	88.0	%	女性活躍推進課	図17
	12 農業委員に占める女性の割合【当該年度10月時点】	12.5 (R2)	12.1	30.0	%	農業経営課	図21
	13 農業協同組合の役員に占める女性の割合【当該年度10月時点】	10.9	13.0	15.0	%	農林水産総務課	図22
	14 家族経営協定締結数 ※5【当該年度3月時点】	216 (R2)	218 (R3)	221	戸	農業経営課	図23
	15 しまね女性ファンドの採択件数のうち、新規の活動に係る件数【当該年度4月～3月】	98 (H28～R3) ※6年間	19	100 (R4～8)	件	女性活躍推進課	図24
16 県防災会議の女性委員の割合（会長を含む）【当該年度4月時点】	40.3	41.7 (R5.4)	50.0	%	防災危機管理課	図25	
III	17 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度4月～3月】	— ※6	70.8	80.0	%	青少年家庭課	図26
	18 DV被害者が相談した割合【当該年度7月～9月時点】	— ※7	— ※8	60.0 (R7)	%	青少年家庭課	—
	19 妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率【当該年度4月～3月】	89.4 (R元)	91.3 (R3)	95.0 (R7)	%	健康推進課	図30
	20 健康長寿しまねの県民運動参加者数（延べ人数）【当該年度4月～3月】	167,512 (R2)	142,709	305,171	人	健康推進課	図31
	21 乳がん検診受診率【当該年度6月時点】	43.7 (R元)	43.7	50.0 (R7)	%	健康推進課	図33
	22 子宮がん（頸部）検診受診率【当該年度6月時点】	39.0 (R元)	38.4	50.0 (R7)	%	健康推進課	図34
	23 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合【当該年度3月時点】	87.5 (R2)	60.0	80.0 ※9	%	青少年家庭課	図35
	24 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合【当該年度8月時点】	47.3	50.5	50.0	%	人権同和对策課	図36

(※1): 病院職員、教育職員、警察職員を除く

(※2): 令和7年度以降の目標値については、令和6年度中の島根県特定事業主行動計画（計画期間：令和2～6年度）の改定に際して改めて設定

(※3): 7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査

(※4): 調査で「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人の割合

(※5): 家族経営協定締結数については最新値が公表され次第更新

(※6): 現状の参考値：令和2年12月青少年家庭課調査の数値（県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%）

(※7): 現状の参考値：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成30年3月）」DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%（女性57.6%、男性26.9%）

(※8): 令和7年度に女性活躍推進課が実施する県民の意識・実態調査で現状値を調査予定

(※9): 算出根拠となるひとり親世帯の新規求職者等の人数（分母）と就職者等の人数（分子）が年度によって大きく変動する。そのため、新規求職者等の人数（分母）の裾野を広げていながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援することとし、目標値（80.0%）は直近値を下回る数値に据え置く。

資料編

○男女共同参画の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0

1. 島根県における情勢の変化

図 1	(女性の) 労働力率	1 0
図 2	女性が働き続けやすいと感じる女性の割合	1 1
図 3	育児休業制度・介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合	1 1
図 4	育児休業制度を利用した労働者の割合	1 1
図 5	しまね女性の活躍応援企業登録企業数	1 2
図 6	こっころカンパニー認定企業数	1 2
図 7	女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数	1 3
図 8	子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合	1 3
図 9	家庭における役割分担	1 4
図 1 0	仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度	1 5

2. 個別分野ごとの状況

(1) 政策・方針決定過程における状況

図 1 1 - 1	地方議会における女性の議員の割合 (県内)	1 6
図 1 1 - 2	地方議会における女性の議員の割合 (都道府県議会議員)	1 6
図 1 1 - 3	地方議会における女性の議員の割合 (市 (区) 議会議員)	1 6
図 1 1 - 4	地方議会における女性の議員の割合 (町村議会議員)	1 7
図 1 2	審議会等における女性の委員の割合	1 7
図 1 3 - 1	県職員の管理職に占める女性の割合	1 8
図 1 3 - 2	県・市町村職員における女性の管理職の割合	1 8
図 1 3 - 3	公立学校における女性の管理職の割合 (小学校)	1 9
図 1 3 - 4	公立学校における女性の管理職の割合 (中学校)	1 9
図 1 3 - 5	公立学校における女性の管理職の割合 (高等学校)	2 0
図 1 3 - 6	公立学校における女性の管理職の割合 (特別支援学校)	2 0
図 1 4	係長以上の役職への女性の登用割合	2 1
図 1 5	女性を役職に登用している事業所の割合	2 1

(2) 社会全体における意識

図 1 6	各分野における男女の地位の平等感	2 2
図 1 7 - 1	固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合	2 3
図 1 7 - 2	性別役割分担に関する意識①	2 3
図 1 7 - 3	性別役割分担に関する意識②	2 4

(3) 地域・農山漁村における状況

図 1 8	自治会における女性の会長・副会長の割合	2 4
図 1 9	P T Aにおける女性の会長・副会長の割合	2 5
図 2 0	公民館における女性の館長の割合	2 5
図 2 1	女性の農業委員の割合	2 6
図 2 2	農業協同組合の女性役員の割合	2 6
図 2 3	家族経営協定締結農家数	2 6
図 2 4	しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数	2 7

(4) 防災における状況

図 2 5	防災会議における女性の委員の割合	2 7
-------	------------------	-----

(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる状況

図 2 6 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率 2 8
図 2 7 女性相談の件数 2 8
図 2 8 女性相談の主訴別相談件数 2 9

(6) 健康をめぐる状況

図 2 9 1 0代の人工妊娠中絶実施率 2 9
図 3 0 妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率 3 0
図 3 1 健康長寿しまねの県民運動参加者数 3 0
図 3 2 特定健康診査受診率(国民健康保険) 3 1
図 3 3 乳がん検診受診率 3 1
図 3 4 子宮がん(頸部)検診受診率 3 2

(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる状況

図 3 5 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 3 2
図 3 6 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合 3 3

○市町村における男女共同参画の状況 3 4

○令和4年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる(女性活躍の推進) 3 6
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる 4 7
基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる 5 2

○苦情処理の状況 6 5

○島根県男女共同参画推進条例 6 6

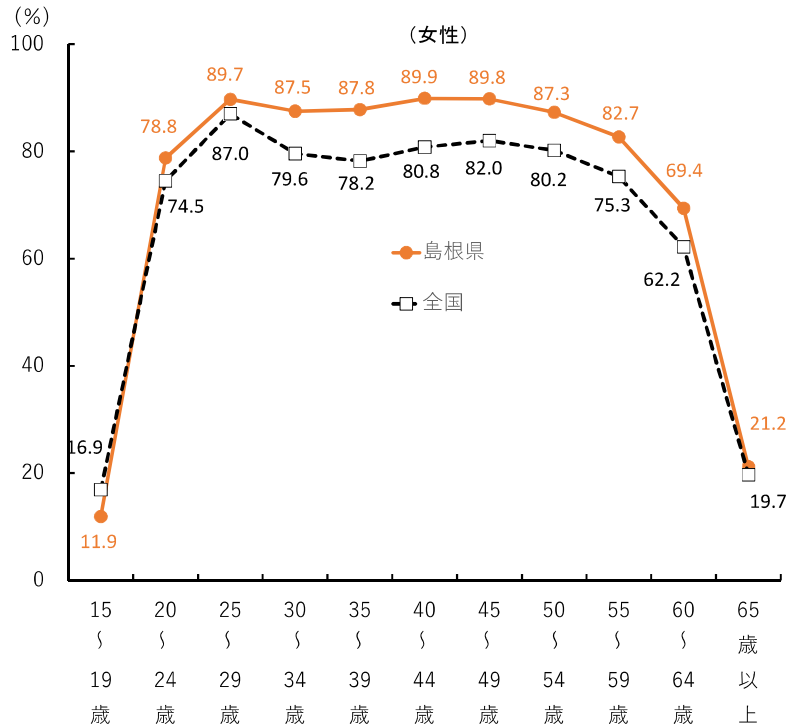
男女共同参画の推進状況

1. 島根県における情勢の変化

1 労働力率

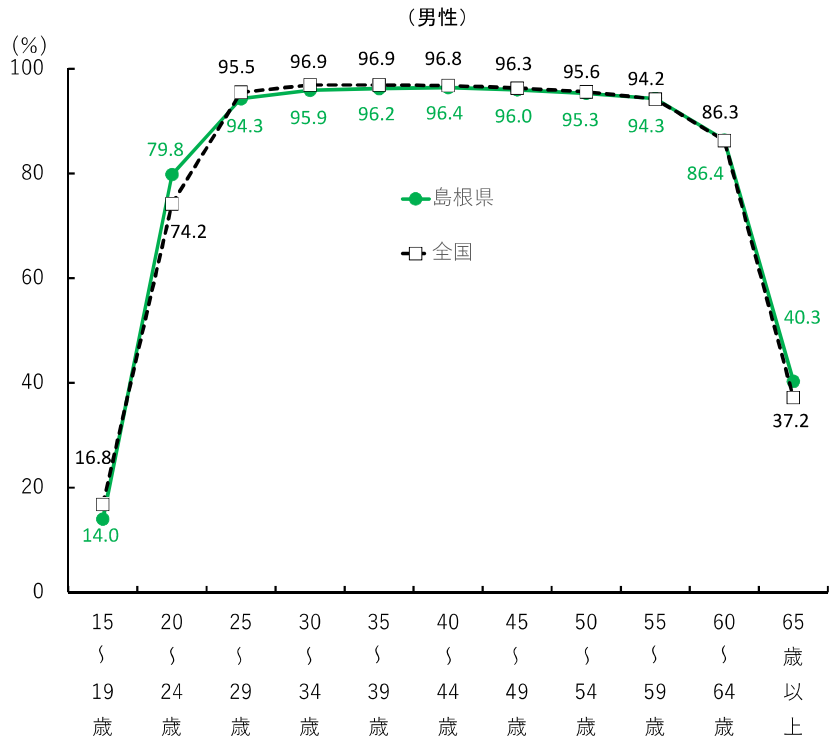
男女別労働力率を年齢5歳階級別に見ると、島根県の女性は、M字の底となる年齢が30～34歳と全国より若く、またM字型カーブではなく、台形に近くなっています。

図1 労働力率



※不詳補完値による

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」



※不詳補完値による

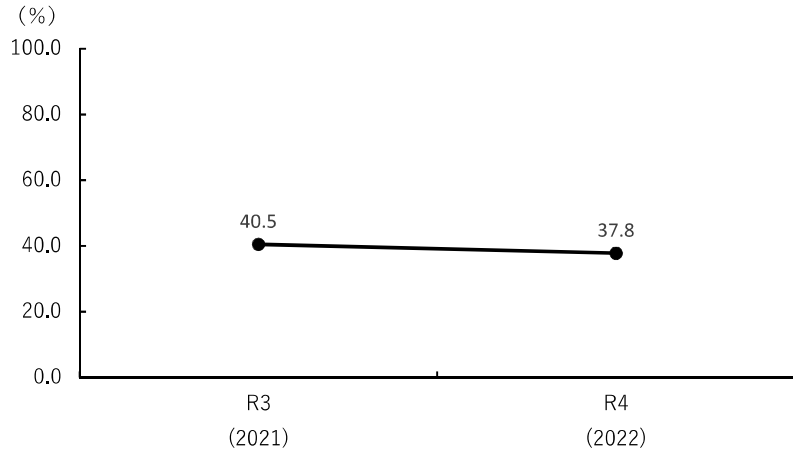
資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

2 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合

働き続けやすいと感じる女性の割合は、令和3年度から4年度にかけて約3ポイント低下しました。

目標値：50.0% (R8)

図2 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合



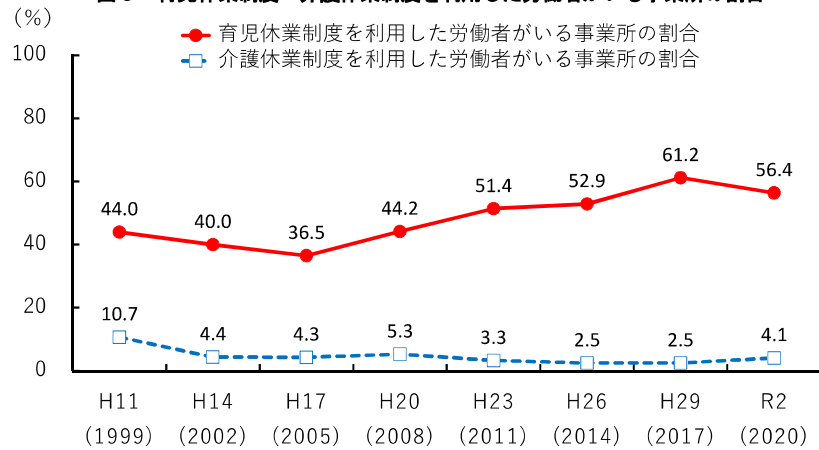
資料：島根県「県政世論調査」

3 育児休業制度・介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合

育児休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、平成17年度調査以降初めて減少しました。

介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、平成29年度調査に比べ増加したものの、依然として低い状況です。

図3 育児休業制度・介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合



※1 平成20年度調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大

※2 平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大

※3 令和2年度調査より、調査対象者を「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」から「2歳未満の子を養育する労働者」に拡大

資料：島根県「労務管理実態調査」

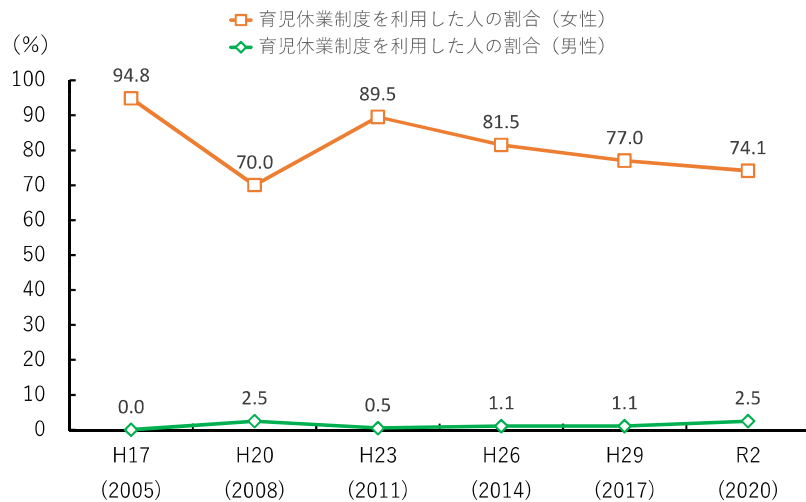
4 育児休業制度を利用した労働者の割合

女性労働者のうち育児休業制度を利用した人の割合は、減少傾向です。

男性労働者のうち育児休業制度を利用した人の割合は、平成29年度調査に比べ増加したものの、依然として低い状況です。

目標値：男性の育児休業制度を利用した割合
30.0% (R8)

図4 育児休業制度を利用した労働者の割合



※1 平成20年度調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大

※2 平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大

※3 令和2年度調査より、調査対象者を「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」から「2歳未満の子を養育する労働者」に拡大

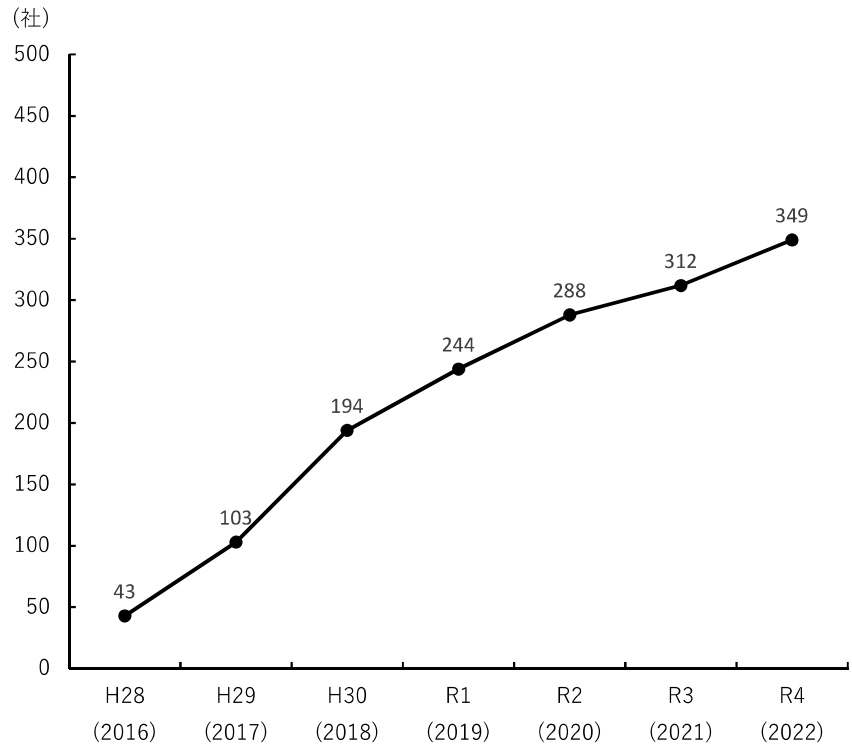
資料：島根県「労務管理実態調査」

5 しまね女性の活躍応援企業登録企業数

「しまね女性の活躍応援企業」の登録数は毎年増加しており、令和4年度末は349社です。

目標値：625社（R8）

図5 しまね女性の活躍応援企業登録企業数



※ しまね女性の活躍応援企業：女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を登録し、県の契約や融資制度などで優遇する制度（平成28年度制度開始）

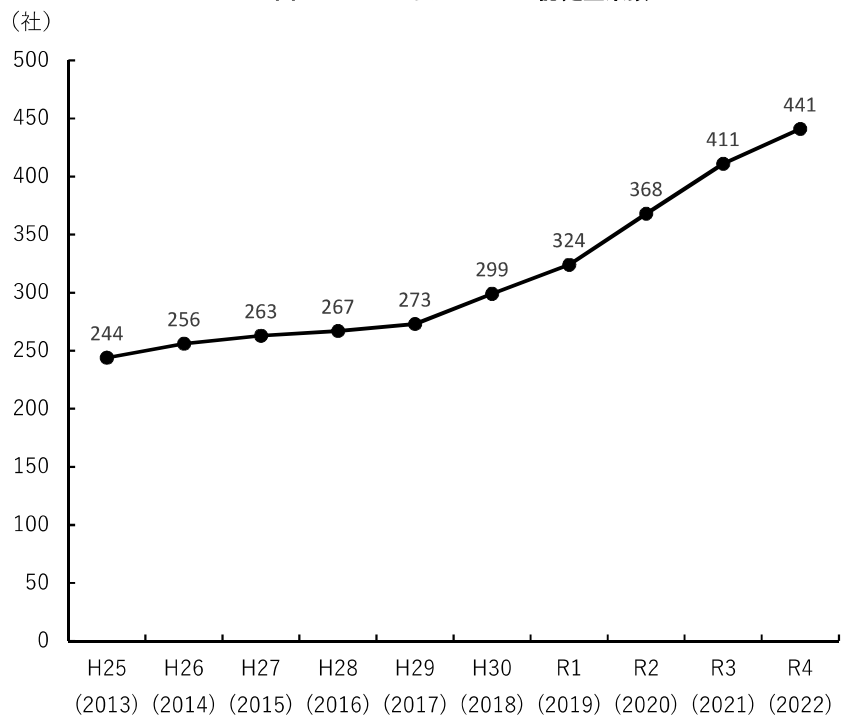
資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度3月31日現在]

6 こっころカンパニー認定企業数

こっころカンパニー認定企業数は毎年増加しており、令和4年度末は441社です。

目標値：560社（R8）

図6 こっころカンパニー認定企業数



※ こっころカンパニー：従業員の子育てを積極的に応援する企業を認定し、県の入札や融資制度などで優遇する制度（平成19年度制度開始）

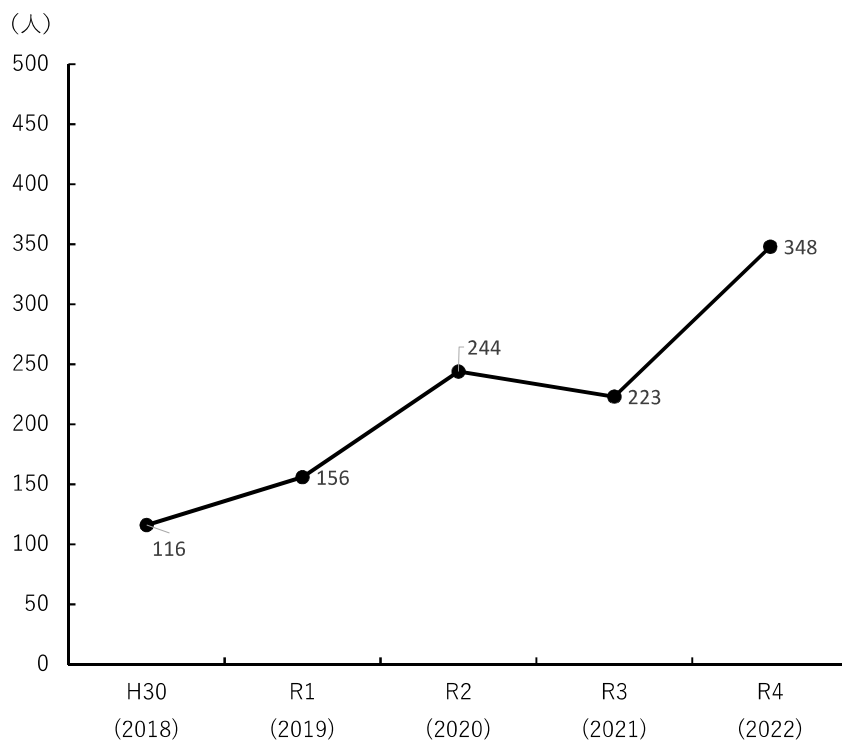
資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度3月31日現在]

7 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数

平成30年度に女性相談窓口を開設して以降、窓口を利用した女性の就職者数は増加傾向にあります。

目標値：265人(R8)

図7 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数



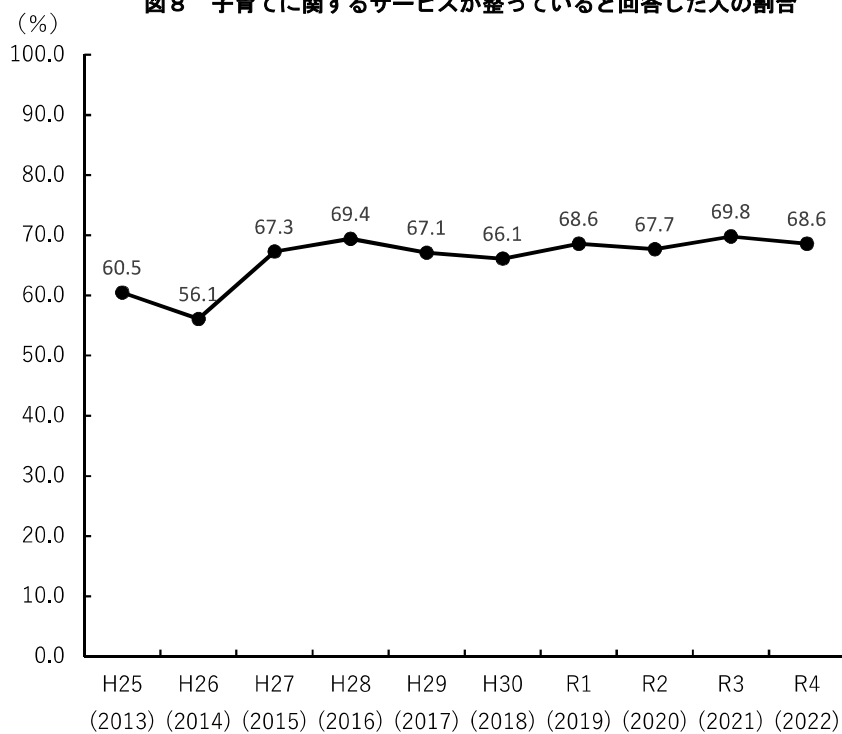
資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度4～3月時点]

8 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合

居住する市町村の子育て支援に関するサービスが整っていると思う人の割合は、平成27年度以降、7割弱で横ばいとなっています。

目標値：80.0%(R8)

図8 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合



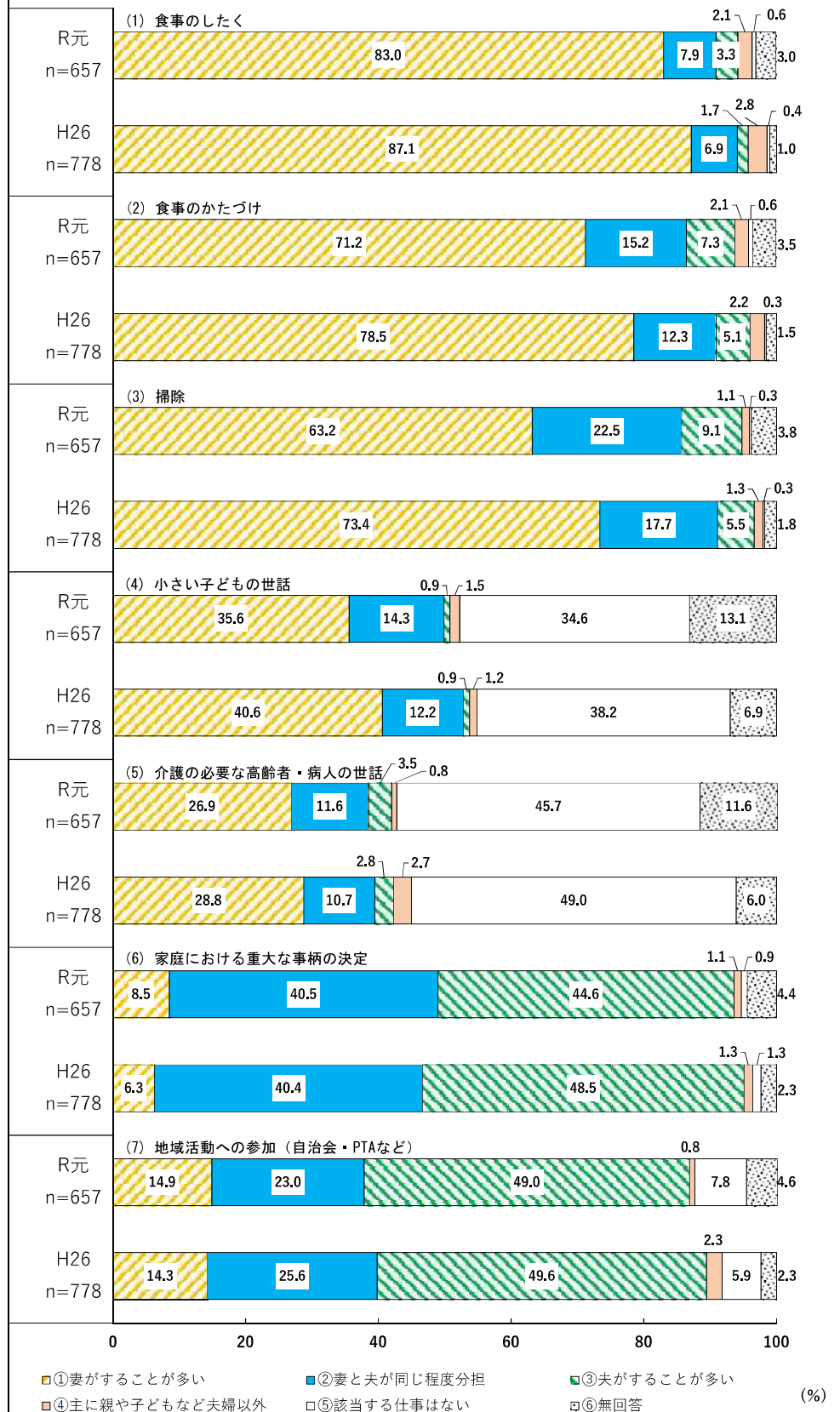
資料：島根県「県政世論調査」

9 家庭における役割分担

日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する(1)～(5)の5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて妻がすることが多くなっています。

一方で、「(6) 家庭における重大な事柄の決定」、「(7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど)」では夫が半数近くを占め、最も多くなっています。

図9 家庭における役割分担



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

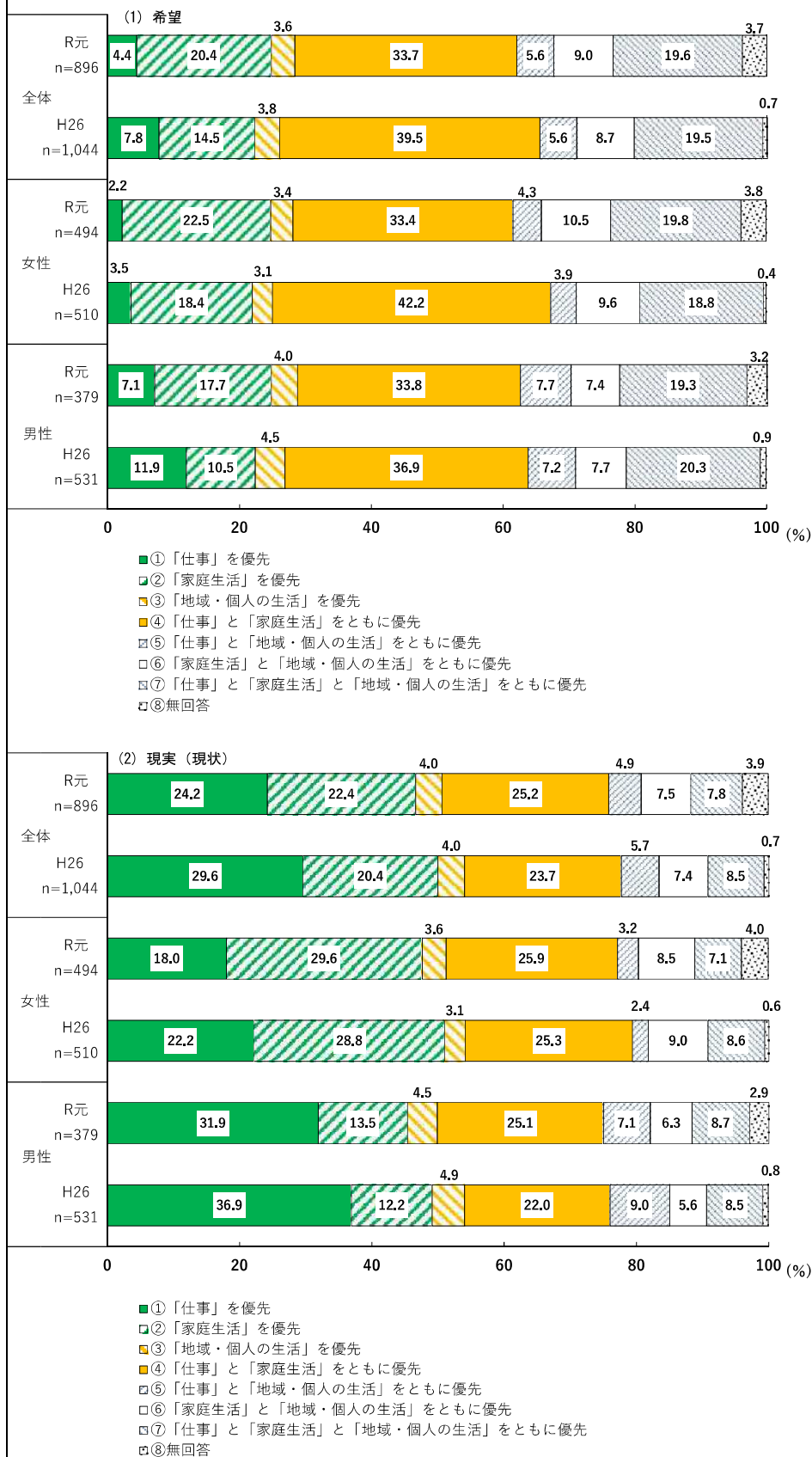
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

10 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度

希望優先度としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合が33.7%と最も高く、「家庭生活」を優先したい人の割合(20.4%)、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人の割合(19.6%)が続いています。

ただ、現実(現状)では、女性は「家庭生活」を優先している人の割合(29.6%)が高く、男性は「仕事」を優先している人の割合(31.9%)が高くなっています。

図10 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

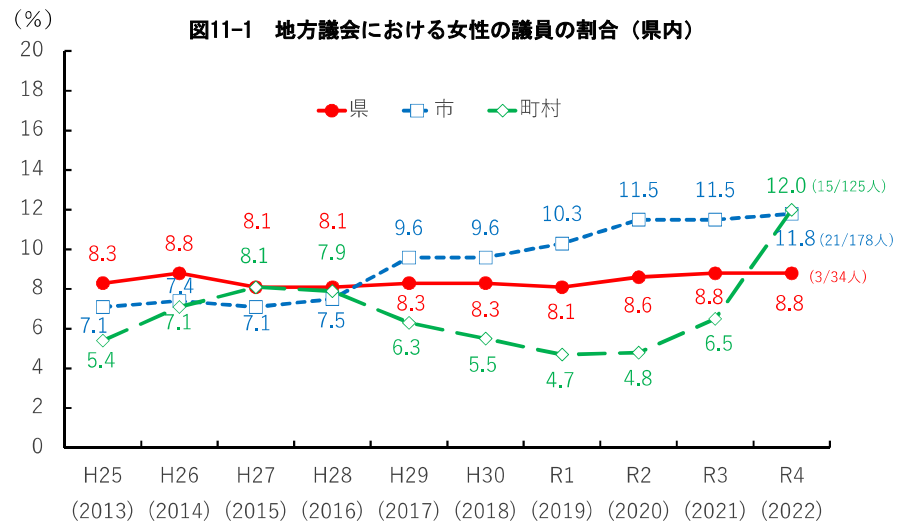
2. 個別分野ごとの状況

(1) 政策・方針決定過程における状況

① 政治分野

11-1 地方議会における女性の議員の割合（県内）

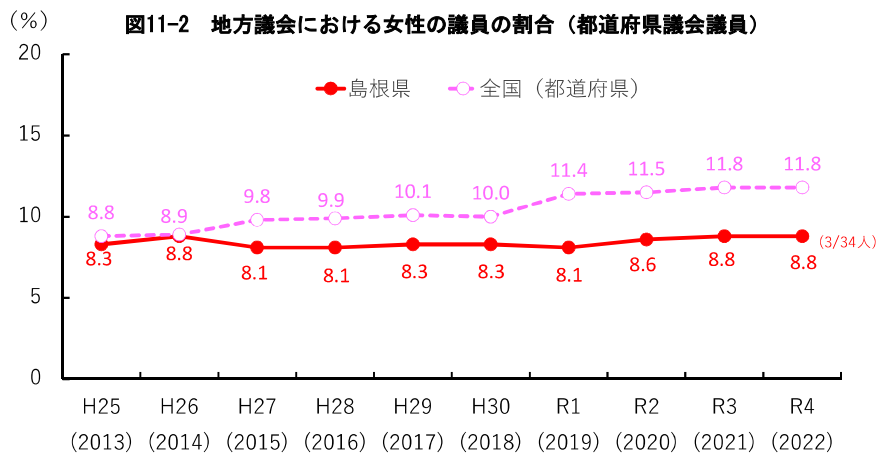
令和4年12月31日現在で、県議会の女性議員の割合は8.8%、市議会の女性議員の割合は11.8%、町村議会の女性議員の割合は12.0%となっています。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」〔各年12月31日現在〕

11-2 地方議会における女性の議員の割合（都道府県議会議員）

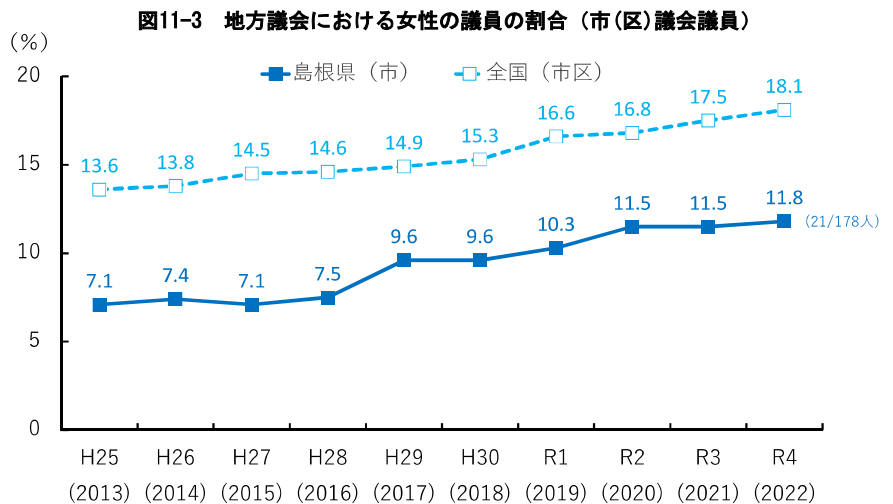
令和4年12月31日現在で、県議会の女性議員の割合は8.8%（全国29位）で、全国平均11.8%と比べて低くなっています。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」〔各年12月31日現在〕

11-3 地方議会における女性の議員の割合（市(区)議会議員）

令和4年12月31日現在で、島根県内の市議会の女性議員の割合は11.8%（全国39位）で、全国平均18.1%と比べて低い状況です。

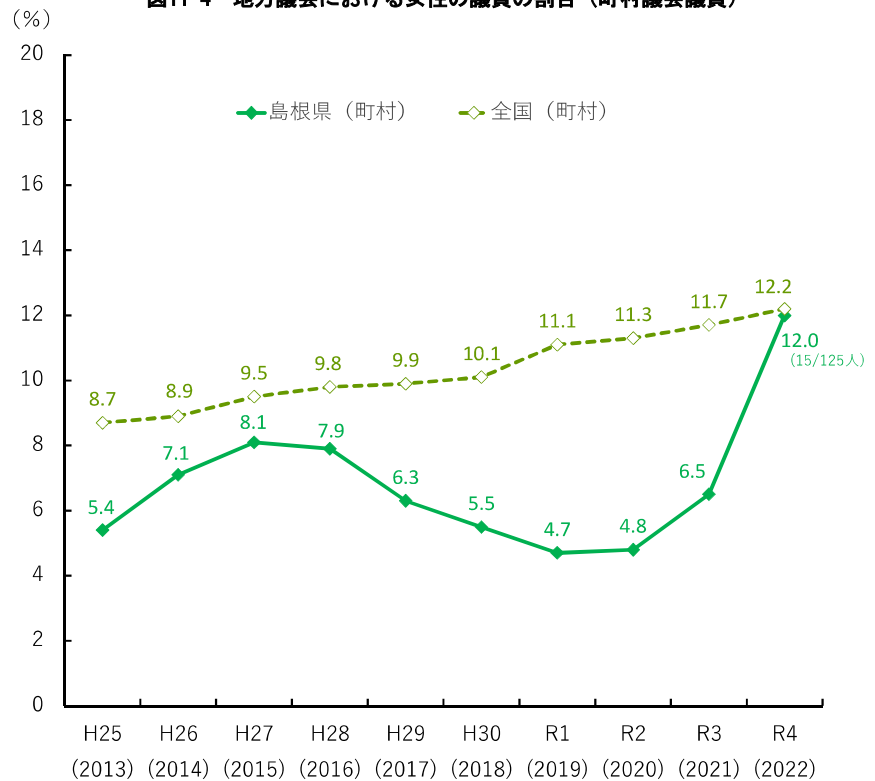


資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」〔各年12月31日現在〕

11-4 地方議会における女性の議員の割合 (町村議会議員)

令和4年12月31日現在で、島根県内の町村議会の女性議員の割合は12.0%（全国19位）で、令和4年度に大きく増加しており、全国平均12.2%とほぼ同水準となっています。

図11-4 地方議会における女性の議員の割合（町村議会議員）



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」 [各年12月31日現在]

② 行政分野

12 審議会等における女性の委員の割合

審議会等の女性の参画率は、県では47.1%（令和5年4月現在）と、平成18年度以降40%を上回っています。

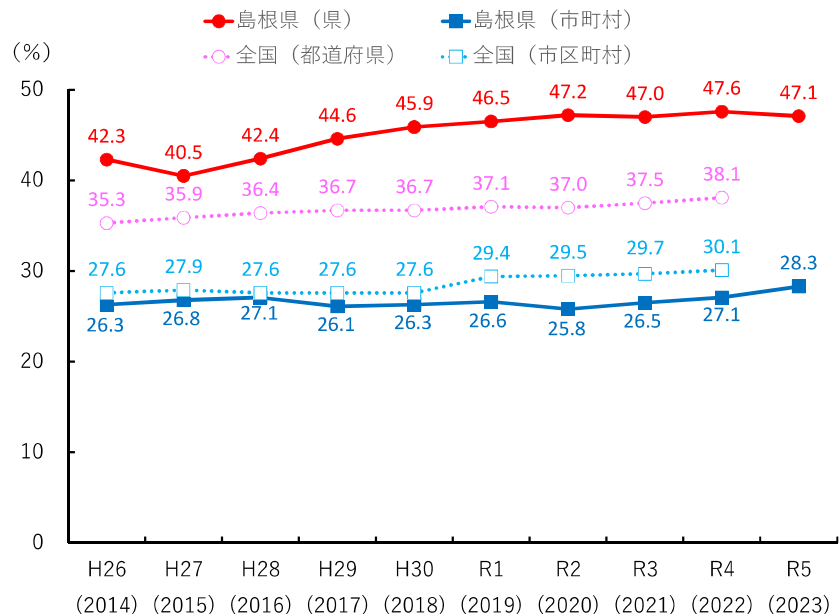
目標値：50.0%（R8）

全国と比較してみると、全国平均を上回っています。（令和4年度：島根県47.6%（全国4位）、全国38.1%）

一方、市町村では28.3%（令和5年4月現在）と、徐々に増加しています。

また、全国と比較してみると、全国平均を下回っています。（令和4年度：島根県内市町村27.1%（全国38位）、全国30.1%）

図12 審議会等における女性の委員の割合



※1 数値は目標の対象である審議会等の登用率

※2 平成25年度の島根県（県）値は平成25年3月31日現在

平成26年度の島根県（県）値は平成26年3月31日現在

それ以外の数値は原則4月1日現在

※3 第3次男女参画計画の策定（平成28年3月策定）にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させたことから、平成27年度の島根県（県）値は再算定値

資料：R5島根県（県）値、R5島根県（市町村）値 島根県女性活躍推進課調査
上記以外 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則4月1日現在）

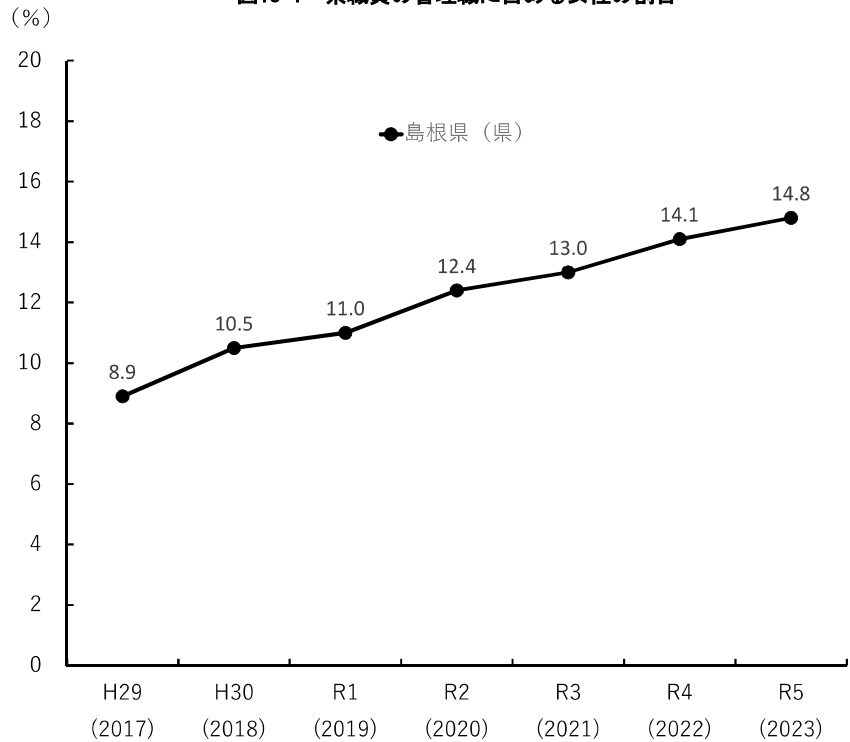
13-1 県職員の管理職に占める女性の割合

令和5年4月1日現在で、島根県職員の管理職に占める女性の割合は、14.8%です。

目標値：15.0% (R2～6)

県内公務員の女性の管理職の割合

図13-1 県職員の管理職に占める女性の割合



※ 病院職員、教育職員、警察職員を除く。

資料：島根県人事課調査 [各年4月1日現在]

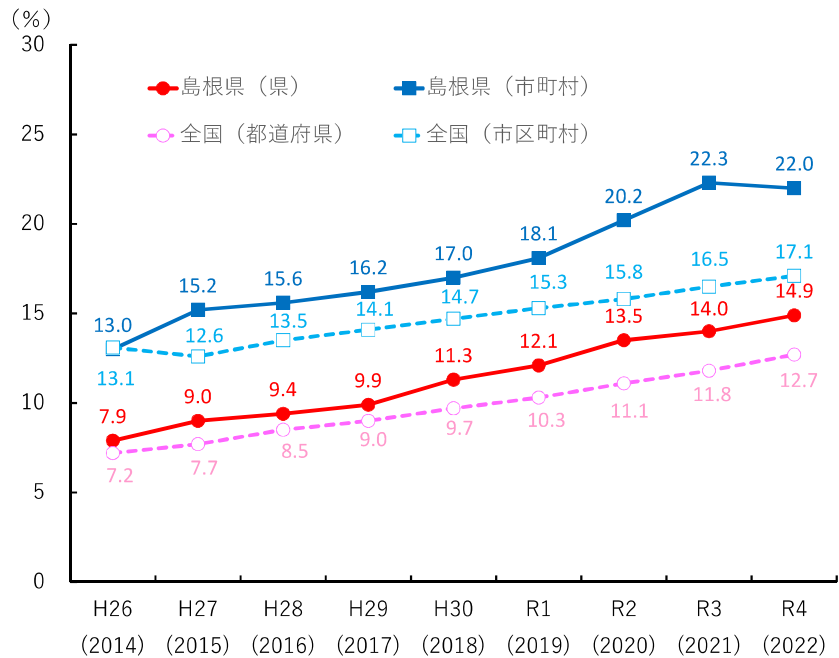
13-2 県・市町村職員における女性の管理職の割合

県及び市町村職員における女性の管理職の割合は、県は前年に比べて増加、市町村は低下しています。

令和4年4月1日現在で、県職員における女性の管理職の割合は14.9% (全国10位) で、全国平均12.7%と比べて高くなっています。

市町村職員における女性の管理職の割合は22.0% (全国8位) で、全国平均17.1%と比べて高くなっています。

図13-2 県・市町村職員における女性の管理職の割合



※1 教育関係機関の教育職は除く。

※2 都道府県の警察における地方警務官及び特定地方警務官は国家公務員となるため管理職には含まない。ただし、国からの出向で、各地方公共団体の定数に含まれる職員は含む。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(原則4月1日現在)

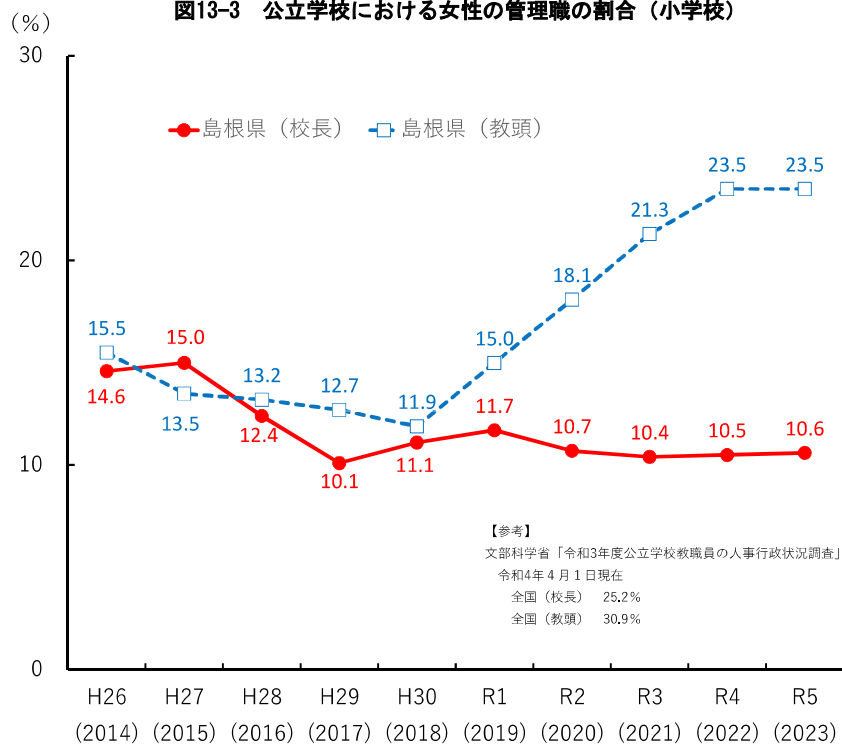
③教育分野

13-3 公立学校における女性の管理職の割合（小学校）

令和5年4月1日現在で小学校において、女性の校長の割合と教頭の割合はほぼ横ばいとなっています。

女性の教頭の割合は令和元年度以降増加傾向となっています。

図13-3 公立学校における女性の管理職の割合（小学校）



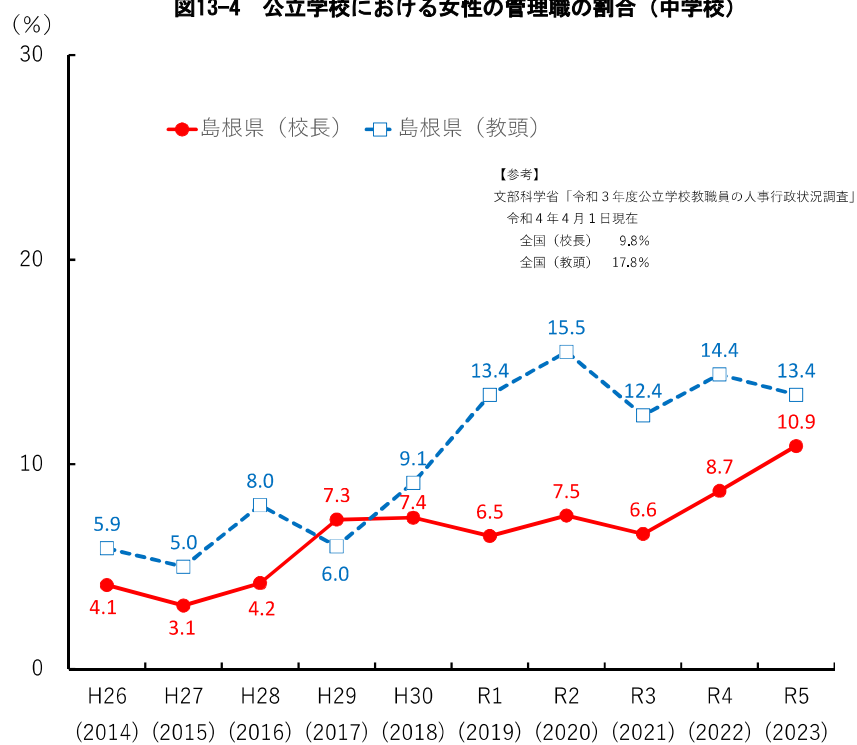
資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

13-4 公立学校における女性の管理職の割合（中学校）

令和5年4月1日現在で中学校において、女性の校長の割合は昨年度に比べて増加しています。

また、女性の校長の割合は増加傾向となっています。

図13-4 公立学校における女性の管理職の割合（中学校）



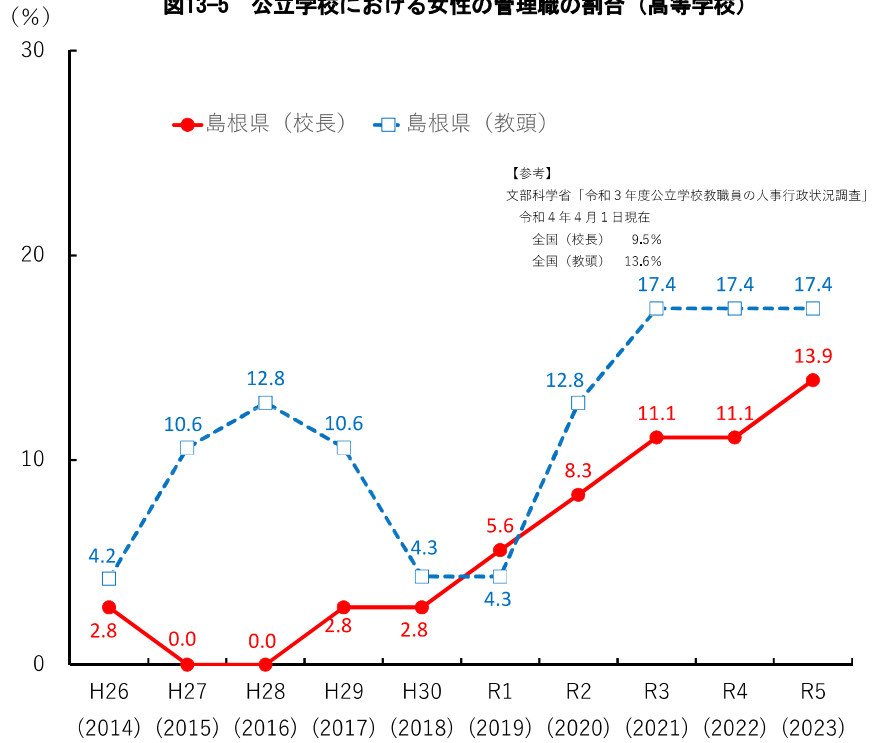
資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

13-5 公立学校における女性の管理職の割合（高等学校）

令和5年4月1日現在で高等学校において、女性の校長の割合は昨年度に比べて増加しています。

女性の校長の割合は令和元年度以降増加傾向となっています。

図13-5 公立学校における女性の管理職の割合（高等学校）



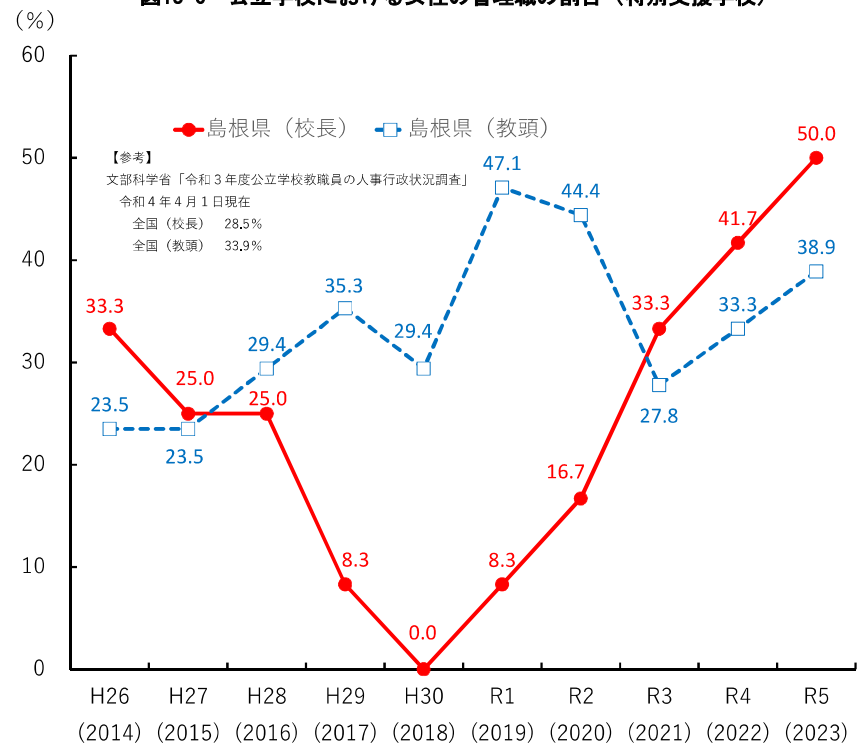
資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

13-6 公立学校における女性の管理職の割合（特別支援学校）

令和5年4月1日現在で特別支援学校において、女性の校長の割合と教頭の割合はともに昨年度に比べて増加しています。

また、女性の校長の割合と教頭の割合は増加傾向となっています。

図13-6 公立学校における女性の管理職の割合（特別支援学校）



資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

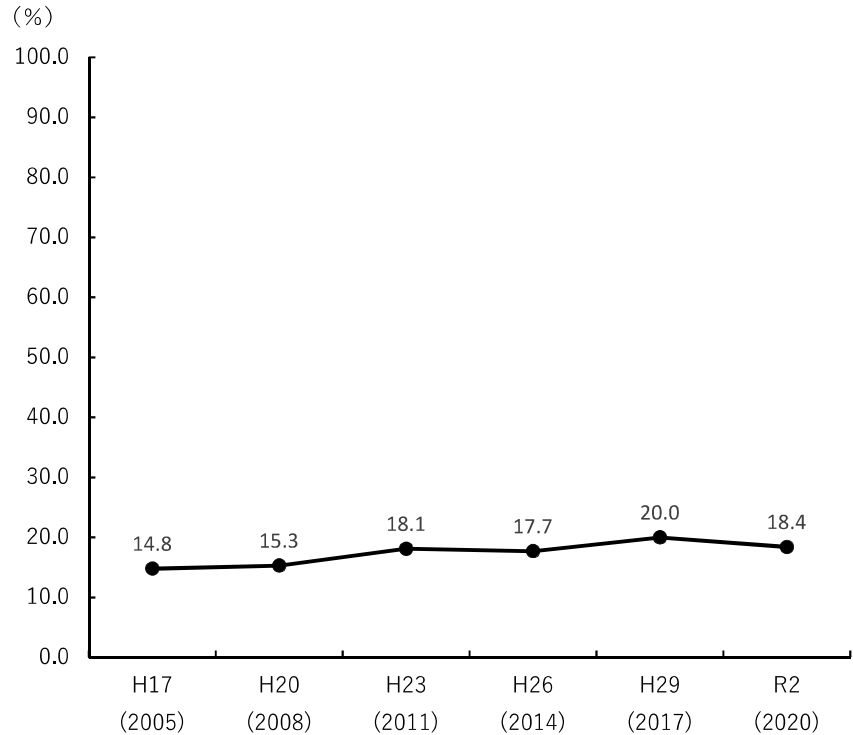
④民間企業分野

14 係長以上の役職への女性の登用割合

割合は上昇傾向にあるが、直近の結果では前回よりも低下しており、役職への女性の登用が進んでいません。

目標値：30.0%(R8)

図14 係長以上の役職への女性の登用割合



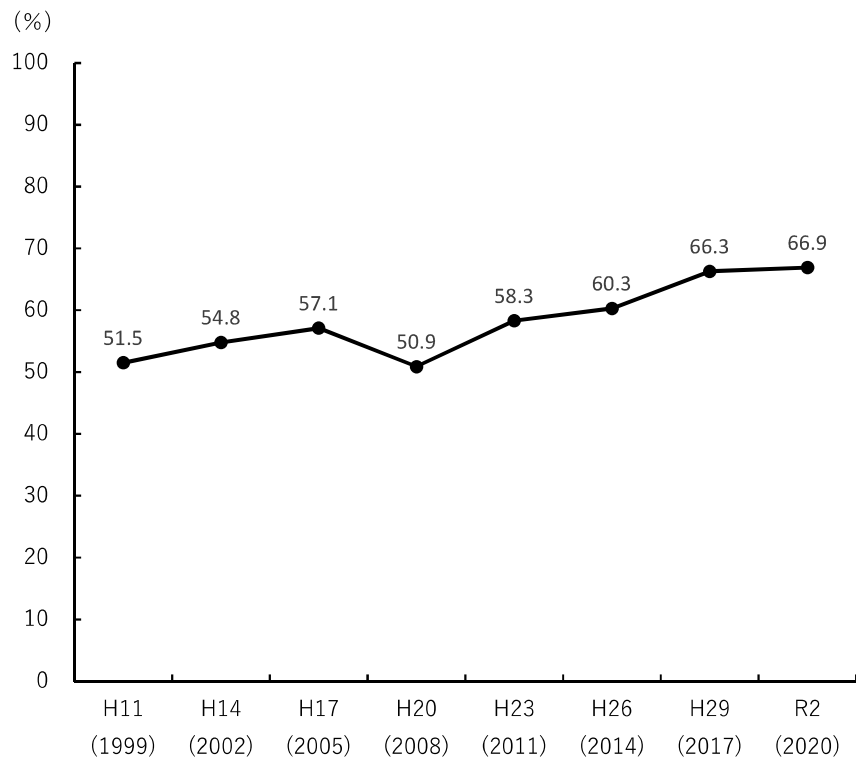
資料：島根県「労務管理実態調査」

15 女性を役職に登用している事業所の割合

女性を何らかの役職に登用している事業所の割合は年々高まっています。

平成26年度以降は6割を超え、令和2年度は66.9%となっています。

図15 女性を役職に登用している事業所の割合



※ 平成20年度調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大

資料：島根県「労務管理実態調査」

(2) 社会全体における意識

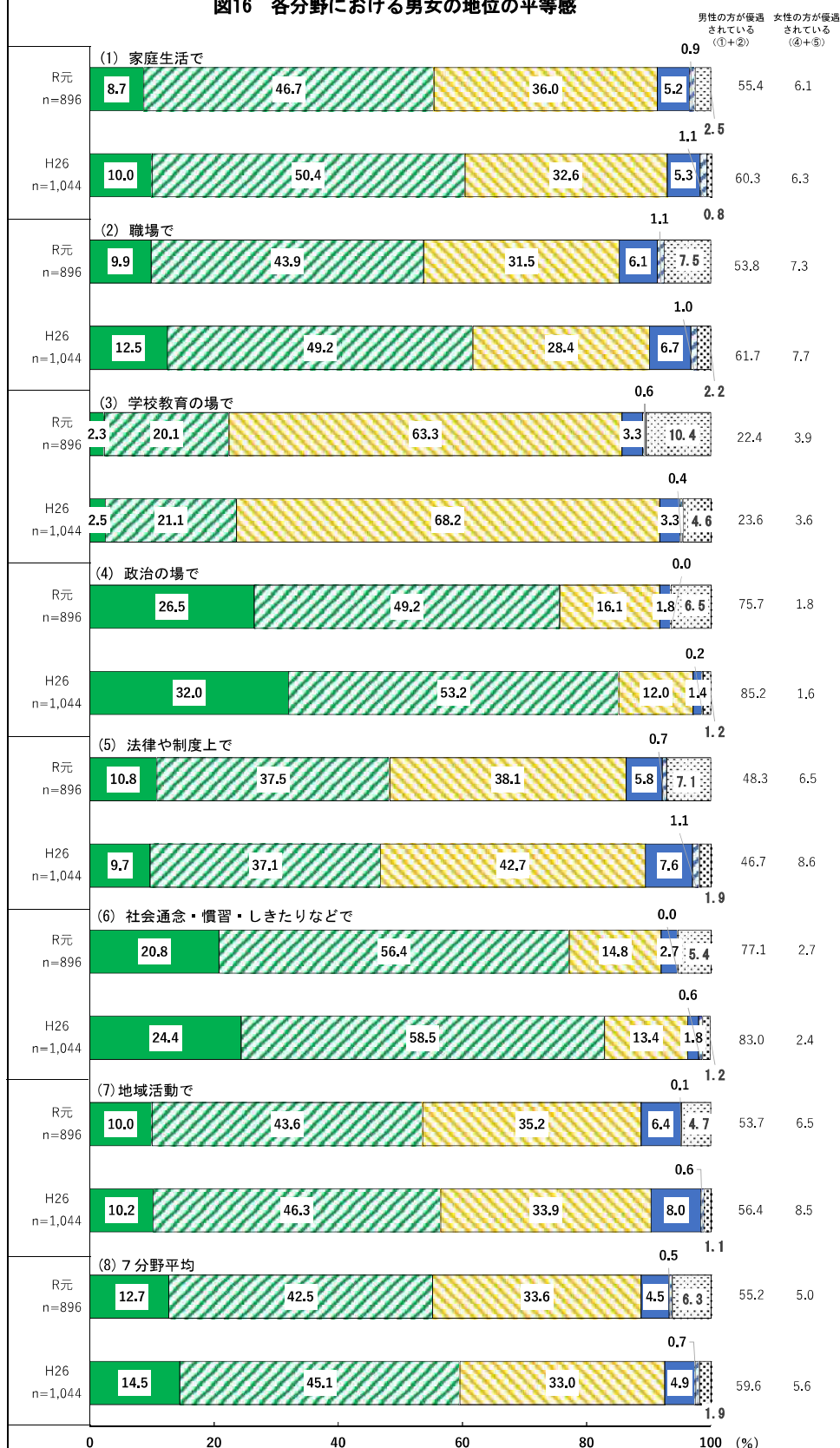
16 各分野における男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、学校教育の場を除く分野はいずれも「男性の方が優遇されている」とする回答の割合が高くなっています。

男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均）は33.6%となっています。

目標値：40.0%（R7）

図16 各分野における男女の地位の平等感



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

- ① 男性の方が非常に優遇されている
- ② どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ③ 平等
- ④ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ⑤ 女性の方が非常に優遇されている
- ⑥ 無回答

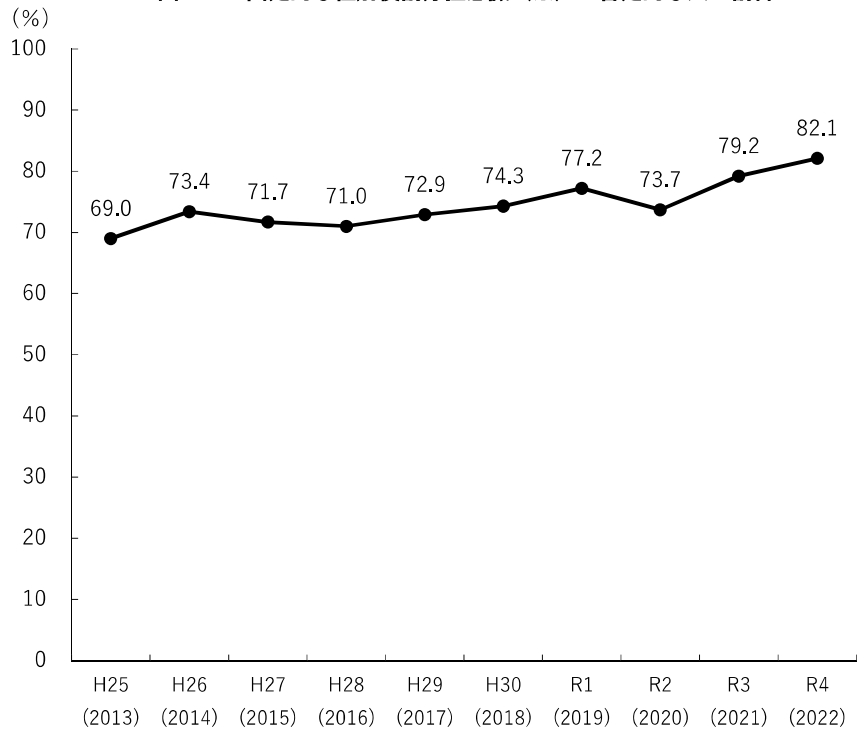
資料：鳥根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

17-1 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合

過去10年を見ると、固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は徐々に増加（令和4年度：82.1%）しており、固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られてきています。

目標値：88.0%（R8）

図17-1 固定的な性別役割分担意識（※）に否定的な人の割合



※「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合

資料：鳥根県「県政世論調査」

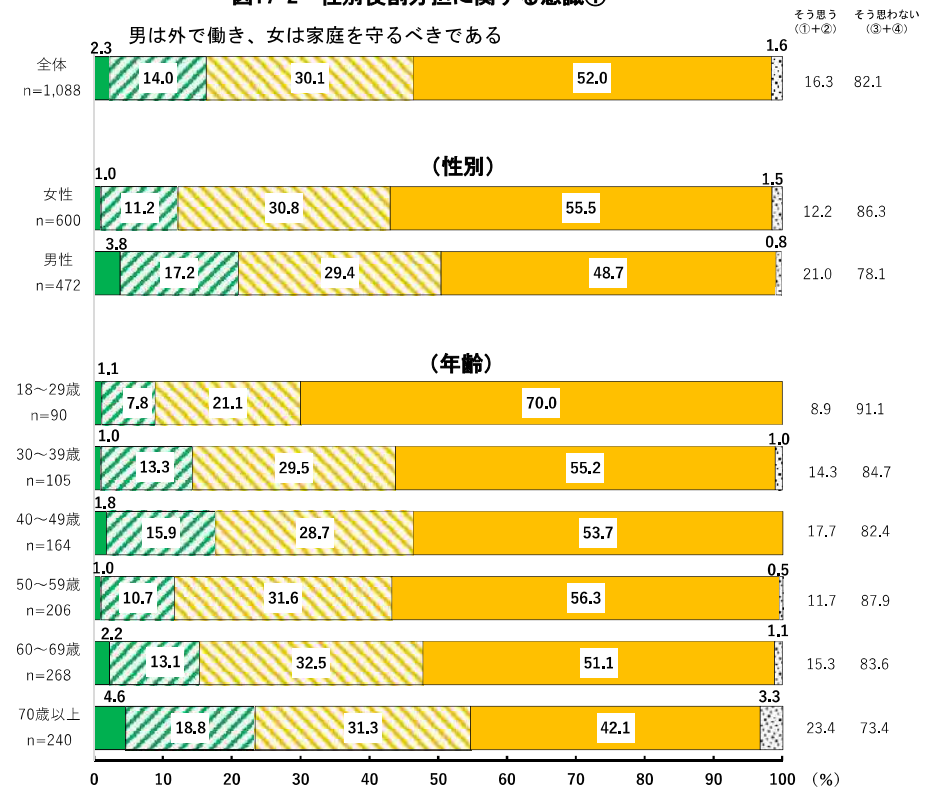
17-2 性別役割分担に関する意識①

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担について、『そう思わない（③+④）』と答えた人の割合が82.1%となっています。

性別では、『そう思わない（③+④）』と答えた人の割合が、女性（86.3%）の方が男性（78.1%）を8.2ポイント上回っています。

年齢では、『そう思わない（③+④）』と答えた人の割合が、18～69歳までは8割を超えています。70歳以上は73.4%となっており、年代による差が大きい状況にあります。

図17-2 性別役割分担に関する意識①



■ ①そう思う ■ ②どちらかといえばそう思う □ ③どちらかといえばそう思わない ■ ④そう思わない □ ⑤無回答

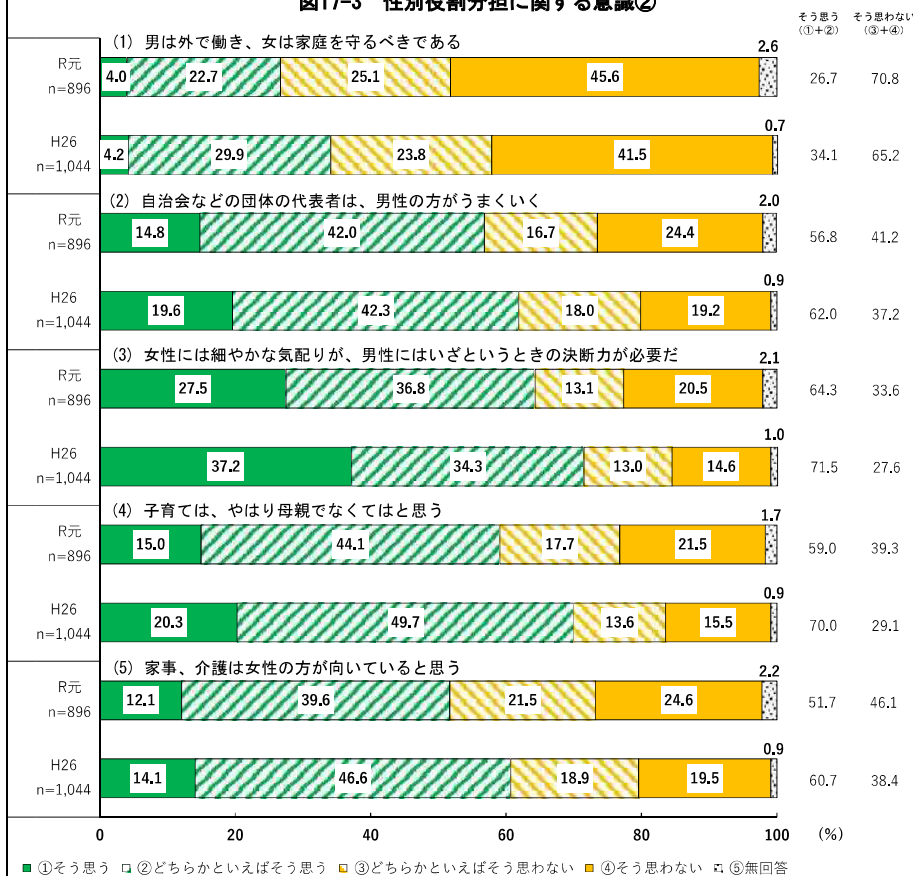
資料：鳥根県「令和4年度県政世論調査」

17-3 性別役割分担に関する意識②

固定的な性別役割分担意識を示す「(1) 男は仕事、女は家庭」については、否定的な割合が高くなっていますが、それ以外の質問については半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。

特に「(3) 女性は気配り、男性は決断力」、「(4) 子育ては母親」の肯定割合が高くなっています。

図17-3 性別役割分担に関する意識②



■ ① 思う □ ② どちらかといえば思う ▨ ③ どちらかといえば思わない ■ ④ 思わない □ ⑤ 無回答

※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

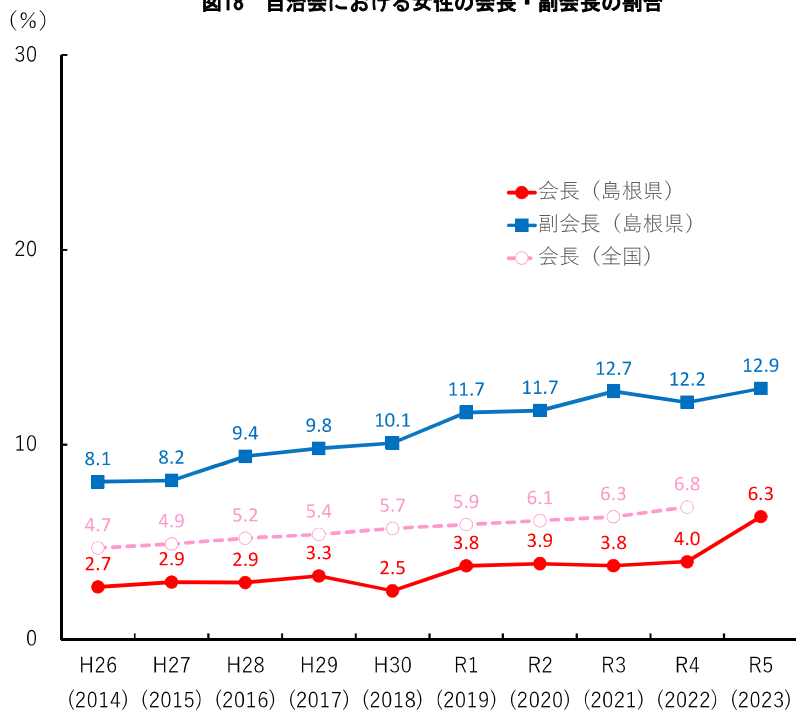
(3) 地域・農山漁村における状況

18 自治会における女性の会長・副会長の割合

令和5年4月1日現在で、県内の自治会の会長は6.3%、副会長は12.9%と低い状況です。

(ただし、海士町は5月1日現在、津和野町は6月1日現在、浜田市は6月15日現在、江津市は6月26日現在、川本町と隠岐の島町は6月30日現在)

図18 自治会における女性の会長・副会長の割合



※1 原則4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

※2 男女別が把握できている市町村のみ集計

資料：島根県値 島根県女性活躍推進課調査
 全国値 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(原則各年4月1日現在)

19 PTAにおける女性の会長・副会長の割合

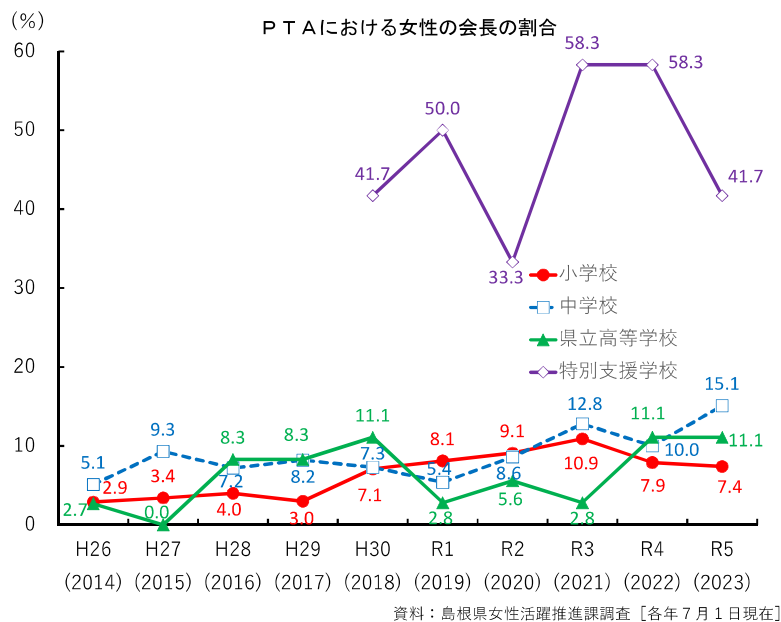
令和5年7月1日現在で、PTAにおける女性の会長の割合は、小学校7.4%、中学校15.1%、県立高等学校11.1%、特別支援学校41.7%となっています。

一方、PTAにおける女性の副会長の割合は、小学校38.9%、中学校36.6%、県立高等学校27.5%、特別支援学校56.1%となっています。

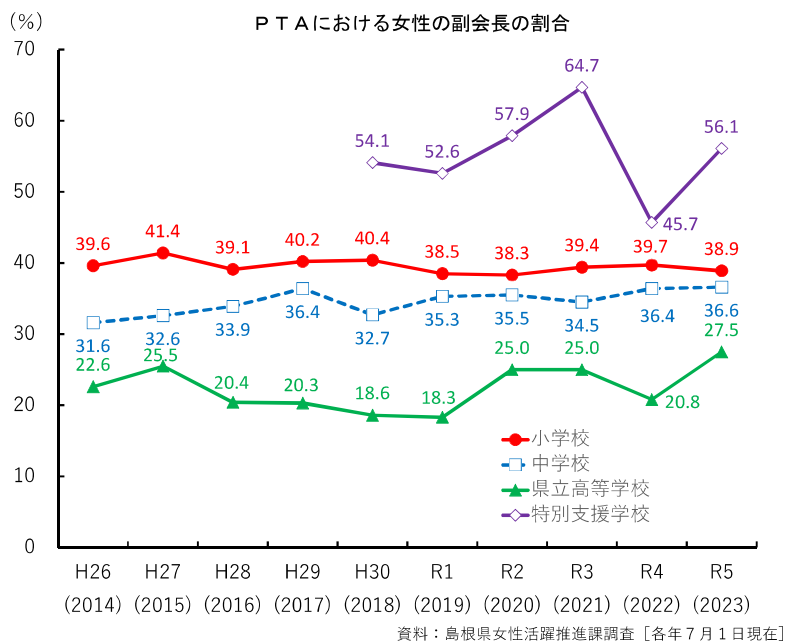
小学校、中学校、県立高等学校においては、女性の会長に比べ、女性の副会長の割合が大きくなっています。

特別支援学校においては、女性の会長、女性の副会長の割合がともに高くなっています。

図19 PTAにおける女性の会長・副会長の割合



資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年7月1日現在]



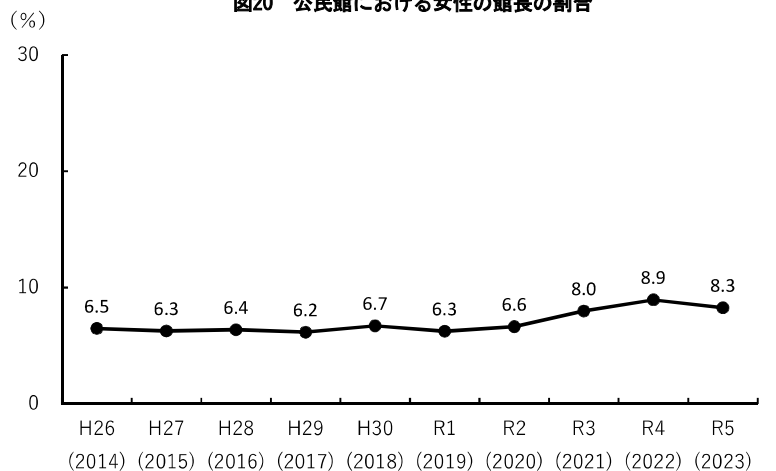
資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年7月1日現在]

20 公民館における女性の館長の割合

令和5年4月1日現在で、県内の公民館長のうち8.3%が女性の公民館長です。

(ただし、海士町は5月1日現在、津和野町は6月1日現在、江津市は6月26日現在、川本町と隠岐の島町は6月30日現在)

図20 公民館における女性の館長の割合

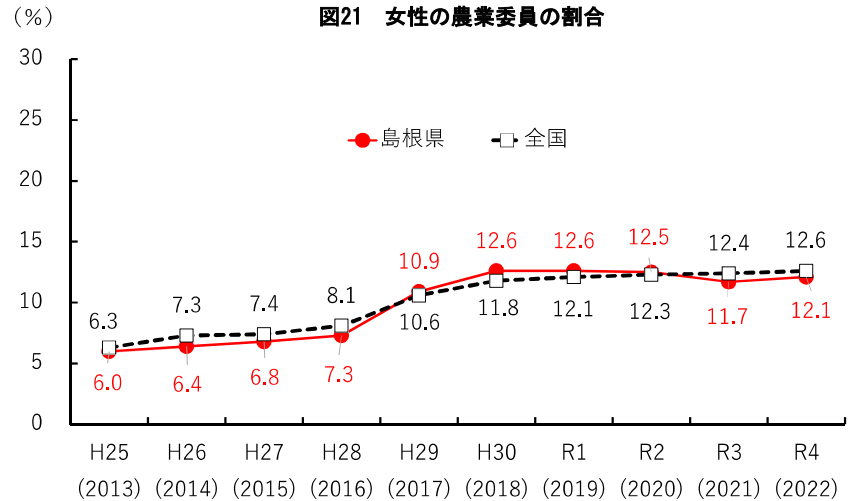


資料：島根県女性活躍推進課調査

21 女性の農業委員の割合

女性の農業委員の割合は平成29年度に大きく増加し、増加傾向が続いていましたが、令和元年度以降はほぼ横ばいとなっています。

目標値：30.0% (R8)

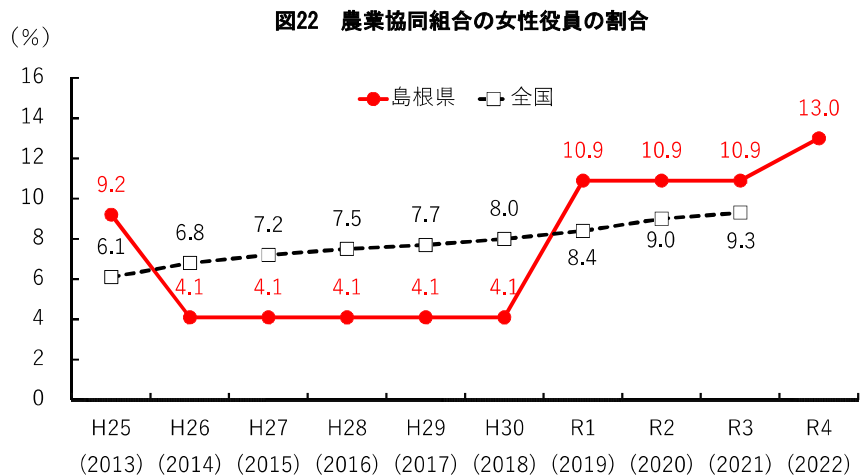


資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」
[各年10月1日現在。H27は9月1日現在]

22 農業協同組合の女性役員の割合

農業協同組合の女性役員の割合は令和元年度に大きく増加し、令和3年度までは横ばいとなっていますが、令和4年度は増加しています。

目標値：15.0% (R8)

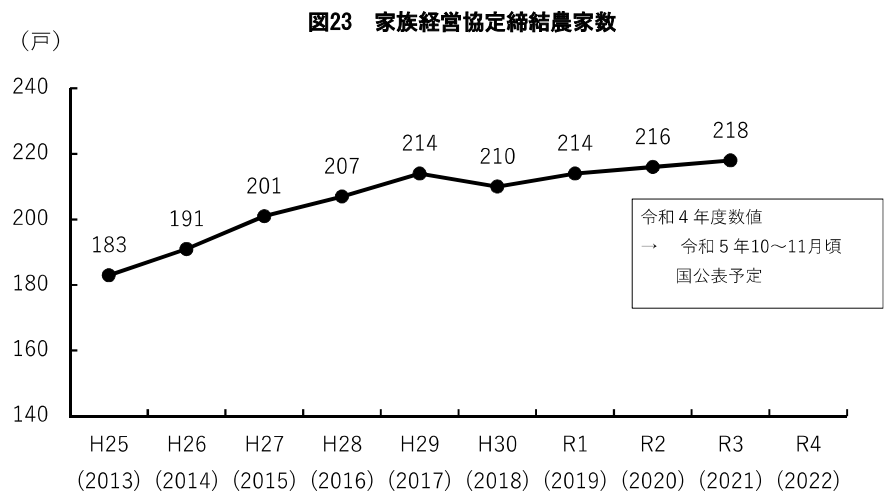


資料：島根県値 島根県農業経営課調査 (H23～R元)、島根県農林水産総務課調査 (R2～)
全国値 農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」 [各年10月1日現在]

23 家族経営協定締結農家数

家族経営協定を締結している農家数は増加傾向が続いていましたが、平成29年度以降は横ばい傾向に転じています。

目標値：221戸 (R8)



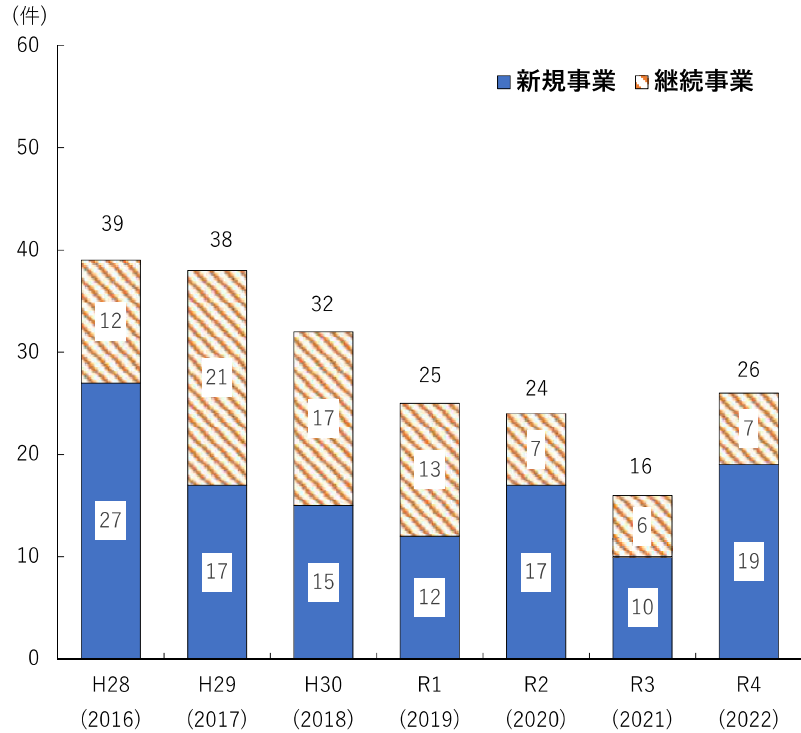
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」 [各年度3月31日現在]

24 しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数

しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数は、26件であり、そのうち新規の活動採択件数は19件となっています。

目標値：100件（R4～8）

図24 しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数



資料：島根県女性活躍推進課調査

(4) 防災における状況

25 防災会議における女性の委員の割合（会長を含む）

防災会議における女性委員の割合は、県では41.7%（令和5年4月1日現在）と、平成29年度以降40%を上回っています。

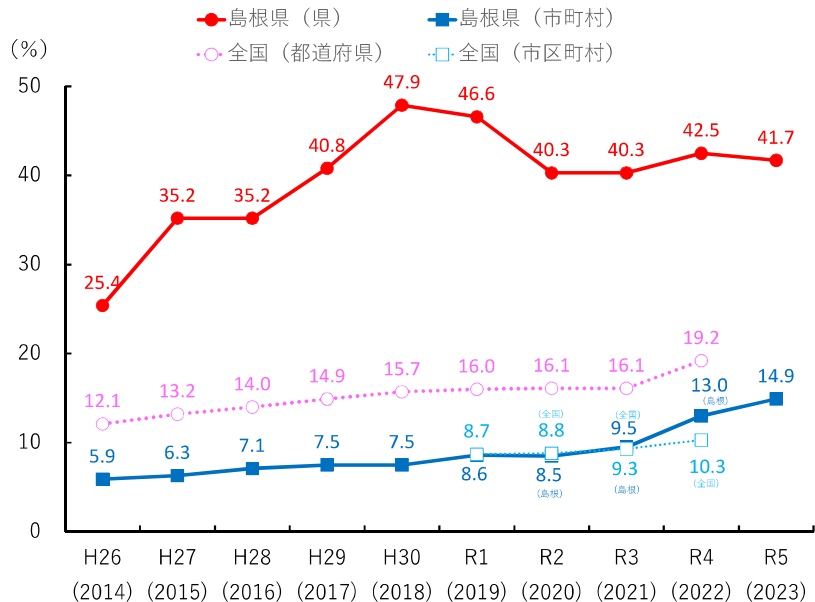
目標値：50.0%（R8）

全国と比較してみると、全国平均を大きく上回っています（令和4年度：島根県42.5%（全国2位）、全国19.2%）。

一方、市町村では14.9%（令和5年4月現在）と、近年徐々に増加しています。

また、全国と比較してみると、全国平均を上回っています。（令和4年度：島根県内市町村13.0%（全国9位）、全国10.3%）

図25 防災会議における女性の委員の割合（会長を含む）



※ 平成25年度の島根県（県）値は平成25年3月31日現在
 平成26年度の島根県（県）値は平成26年3月31日現在
 それ以外の数値は原則4月1日現在

資料：R5 島根県（県）値、R5 島根県（市町村）値 島根県女性活躍推進課調査
 上記以外 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則4月1日現在）

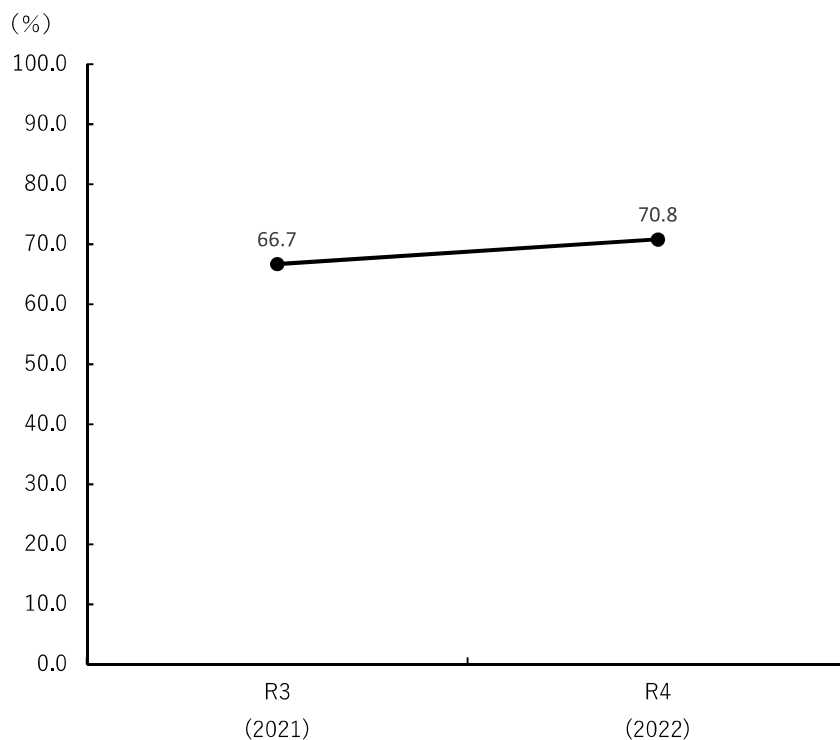
(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐり状況

26 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率

令和4年度の県内の中学、高校・高専、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導をしている学校の割合は70.8%でした。

目標値：80.0%(R8)

図26 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率



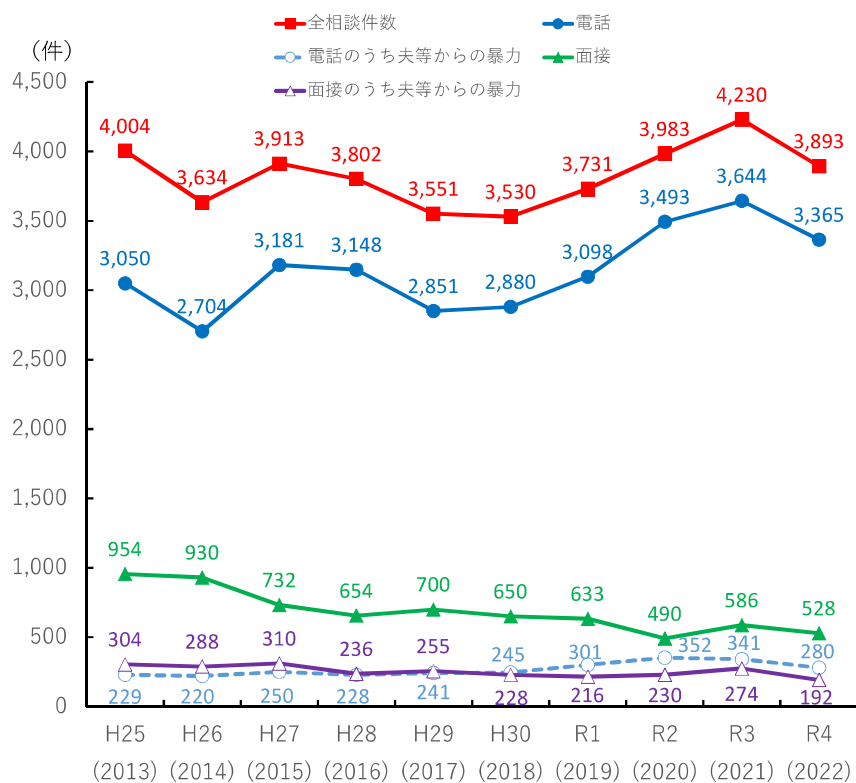
資料：島根県「DV計画推進状況調査による」

27 女性相談の件数

全相談件数（電話及び面接の合計）は、前年度に比べて337件減少しました。

また、電話相談のうち夫等からの暴力に関する相談は60件以上減少しました。

図27 女性相談の件数



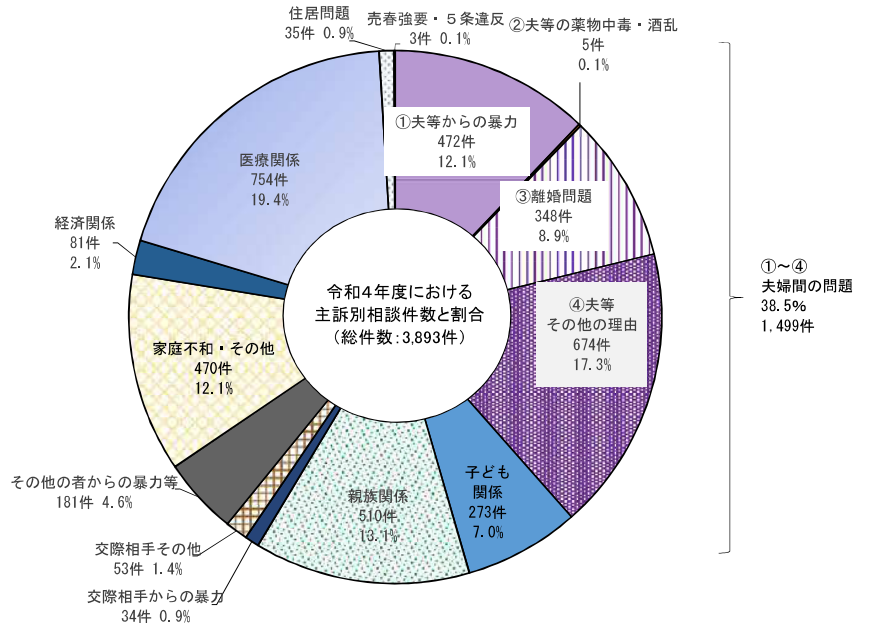
※R4年度件数は暫定値

資料：島根県女性相談センター調査

**28 女性相談の主訴別相談件数
(令和4年度)**

令和4年度にあった相談内容を主訴別に見ると、夫婦間の問題（「①夫等からの暴力」「②夫等の薬物中毒・酒乱」「③離婚問題」「④夫等その他」）が全体の38.5%を占める状況です。

図28 女性相談の主訴別相談件数（令和4年度）



※R4年度件数は暫定値

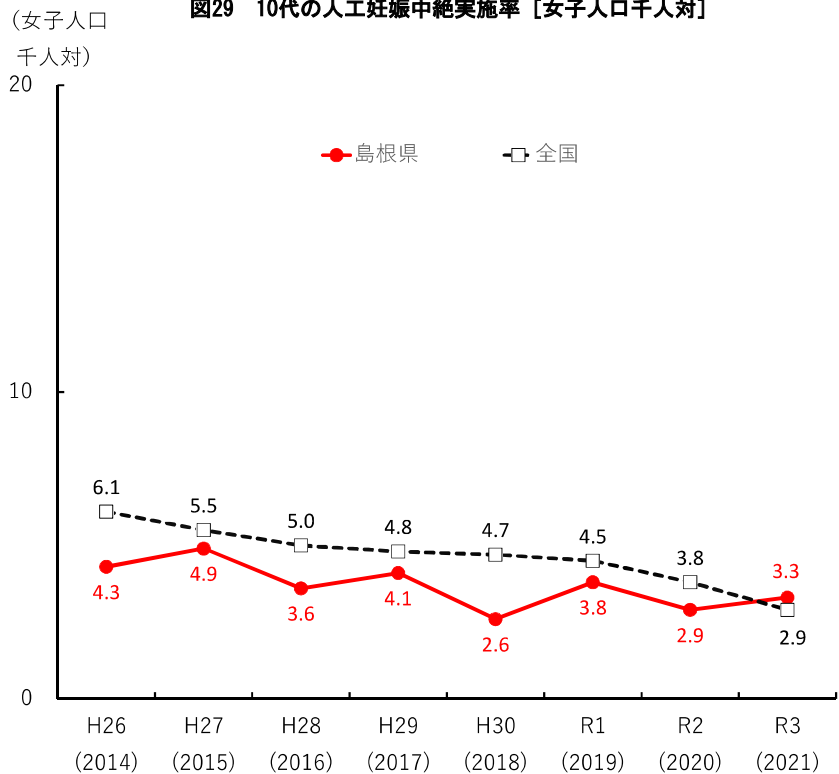
資料：島根県女性相談センター調査

(6) 健康をめぐる状況

**29 10代の人工妊娠中絶実施率
[女子人口千人対]**

10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子人口千人対）は、令和3年度は3.3で、令和2年度と比較し横ばいとなっています。

図29 10代の人工妊娠中絶実施率 [女子人口千人対]



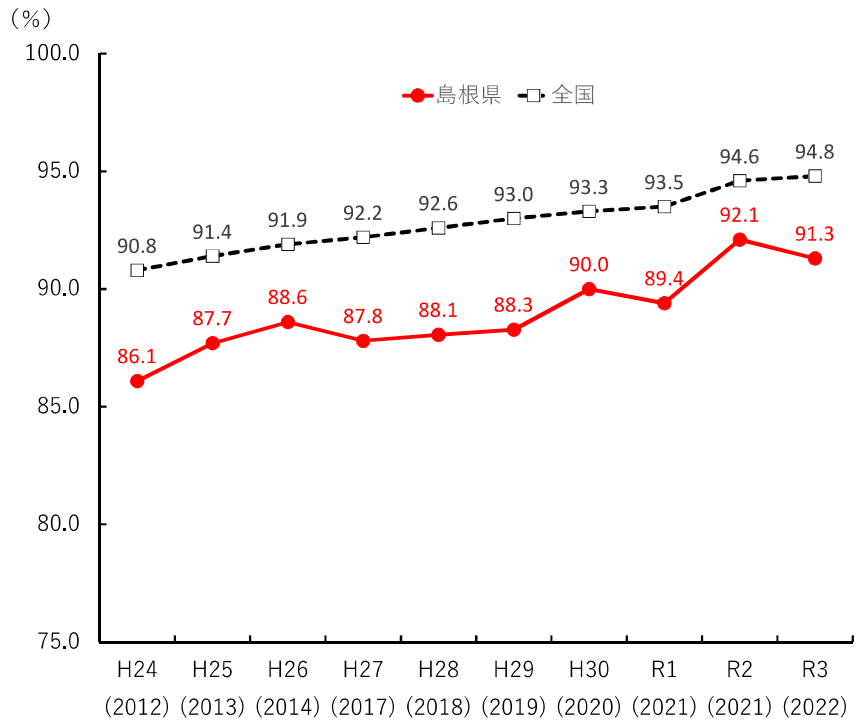
資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

30 妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率

妊娠11週までの早期妊娠届出は上昇傾向にありますが、全国に比べ低い状態が続いています。

目標値：95.0%(R7)

図30 妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率



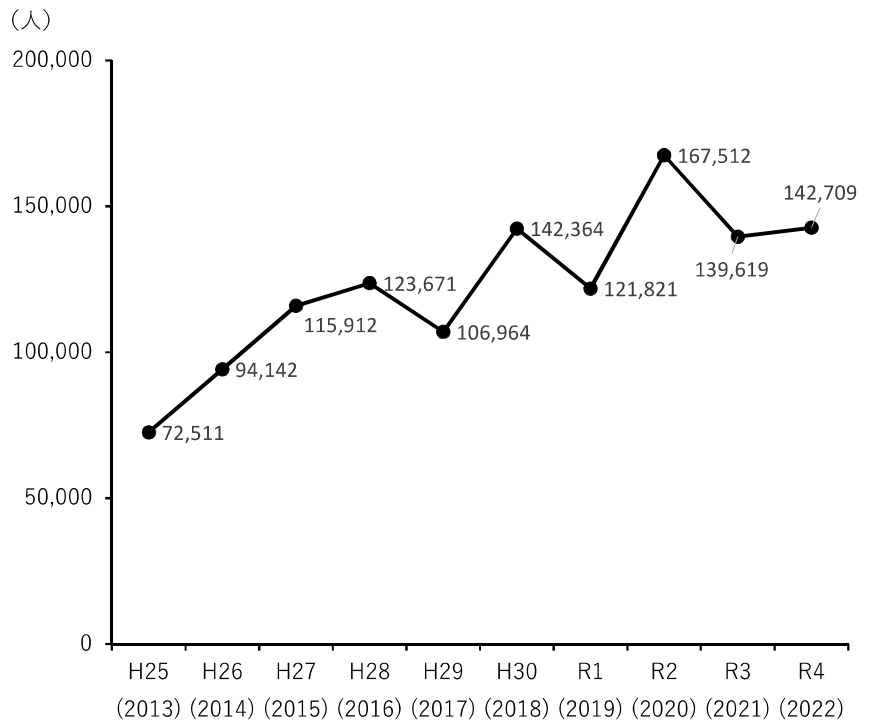
資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

31 健康長寿しまねの県民運動参加者数

健康長寿しまね推進会議が主催、共催にて実施する各種啓発キャンペーン、イベント、出前講座などへの延べ参加者数は、増加傾向にあります。

目標値：305,171人(R8)

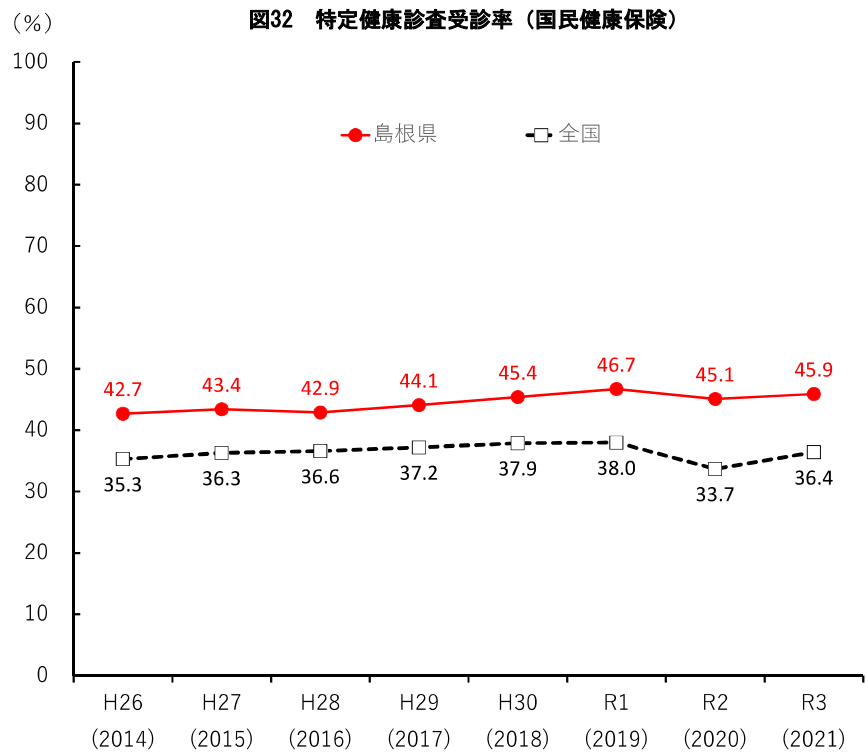
図31 健康長寿しまねの県民運動参加者数



資料：島根県健康推進課調査

32 特定健康診査受診率（国民健康保険）

特定健康診査受診率（国民健康保険）は平成26年度以降全国平均を上回っており、令和3年度は45.9%となっています。

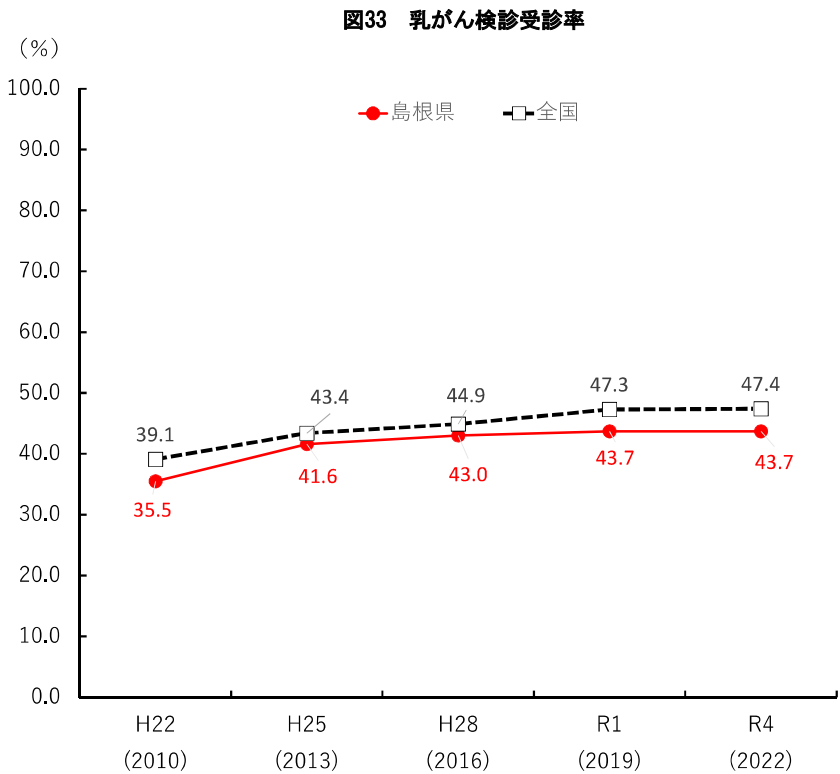


資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

33 乳がん検診受診率

乳がん検診の受診率は緩やかに増加していますが、全国平均を下回っています。

目標値：50.0% (R7)



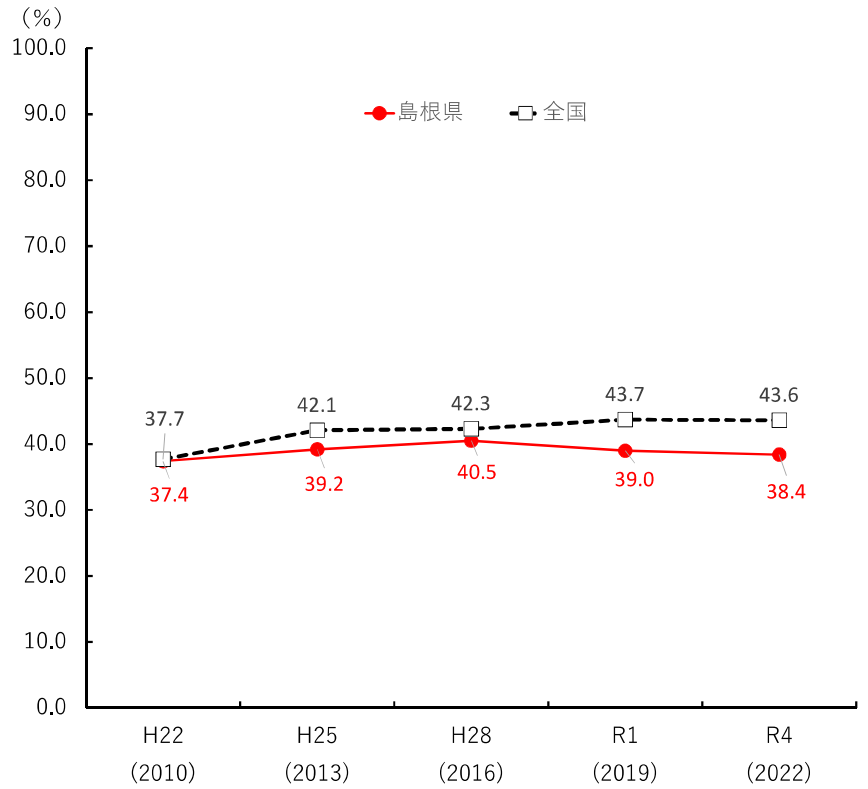
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

34 子宮がん(頸部)検診受診率

子宮がん(頸部)検診の受診率は同水準で推移しており、全国平均を下回っています。

目標値：50.0%(R7)

図34 子宮がん(頸部)検診受診率



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

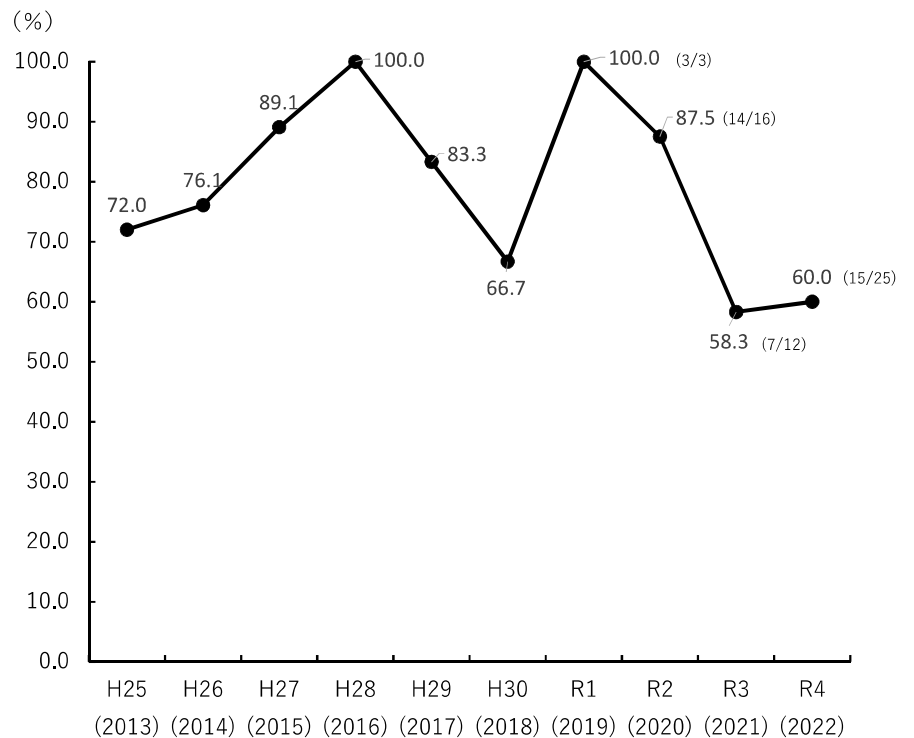
(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる状況

35 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合

相談件数は増加しているが、就職に結びついた割合は、目標に達していない。

目標値：80.0%(R8)

図35 県が実施する就業支援(※)により就職に結びついたひとり親世帯の割合



※(一財) 島根県母子寡婦福祉連合会への委託により実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援

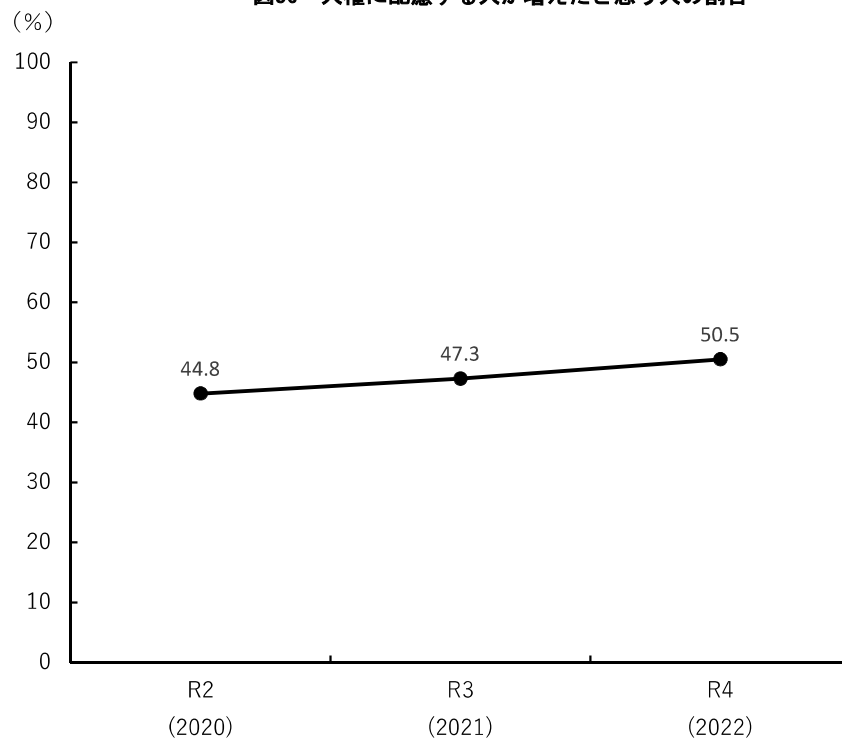
資料：島根県青少年家庭課調査

36 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合

令和8年度の目標値としていた50%を計画よりも早期に達成することができましたが、依然多くの人権課題が残されている実態があります。

目標値：50.0%（R8）

図36 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合



資料：島根県「県政世論調査」

市町村における男女共同参画の状況

令和5年4月1日現在

市町村名	目標数値		審議会等数		延総委員 等数	女性委員 員数	女性委員 比率	(1) 自治法180条の5に基づく委員会				(2) 自治法202条の3に基づく審議会				
	目標年度	数値[%]	うち女性委員等	うち女性委員				委員等数	女性委員等数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性委員等数	委員数	うち女性
	R8	40	94	94	1,178	432	36.7	6	5	40	11	27.5	94	94	1178	432
松江市	R8	40	94	1,178	432	36.7	6	5	40	11	27.5	94	94	1178	432	36.7
浜田市	R9	40	35	479	136	28.4	6	4	35	5	14.3	29	29	444	131	29.5
出雲市	R8	40	52	884	266	30.1	6	4	41	7	17.1	38	35	607	208	34.3
益田市	R7	40	54	780	226	29.0	6	5	33	10	30.3	43	37	540	149	27.6
大田市	R9	40	48	593	213	35.9	6	4	34	7	20.6	26	25	328	117	35.7
安来市	R6	40	47	561	145	25.8	6	2	35	3	8.6	32	24	440	105	23.9
江津市	R8	40	41	552	173	31.3	5	3	24	5	20.8	23	22	239	61	25.5
雲南市	R6	40	40	441	126	28.6	6	4	37	7	18.9	32	29	375	108	28.8
市計			411	5,468	1,717	31.4	47	31	279	55	19.7	317	291	4,151	1,311	31.6
奥出雲町	R8	40	27	300	71	23.7	5	4	31	5	16.1	22	18	269	66	24.5
飯南町	R8	40	14	153	44	28.8	5	4	32	8	25.0	13	10	117	25	21.4
川本町	R8	40	24	217	53	24.4	5	2	19	4	21.1	19	17	198	49	24.7
美郷町	R8	40	25	254	42	16.5	5	4	19	5	26.3	20	14	235	37	15.7
邑南町	R8	30	39	570	128	22.5	5	2	27	3	11.1	23	18	364	66	18.1
津和野町	R5	40	44	470	105	22.3	5	4	25	6	24.0	25	21	297	63	21.2
吉賀町	R8	40	21	203	63	31.0	5	3	25	3	12.0	16	14	178	60	33.7
海士町	R12	40	18	152	22	14.5	5	3	19	3	15.8	13	10	133	19	14.3
西ノ島町	R10	30	23	152	30	19.7	5	3	20	3	15.0	18	14	132	27	20.5
知夫村	R13	40	14	90	18	20.0	5	2	19	3	15.8	9	9	71	15	21.1
隠岐の島町	R8	40	32	361	80	22.2	5	3	26	4	15.4	27	23	335	76	22.7
町村計			281	2,922	656	22.5	55	34	262	47	17.9	205	168	2,329	503	21.6
広域							-	-	-	-	-	2	2	103	38	36.9
浜田市							2	1	5	1	20.0	2	2	60	29	48.3
益田市							1	1	3	1	33.3	-	-	-	-	-
江津市							-	-	-	-	-	2	2	60	31	51.7
雲南市							-	-	-	-	-	1	1	16	8	50.0
川本町							-	-	-	-	-	7	7	239	106	44.4
広域計			692	589	8,390	2,373	28.3	105	67	549	104	18.9	466	6,719	1,920	28.6
合計							3	2	8	2	25.0	7	7	239	106	44.4

令和5年4月1日現在

市町村名	管理職職員数		議員定数	議員実数		任期満了年月日	条例	基本計画 ◎は、女性活躍推進法の推進計画と一体の計画	
	うち 女性管理職	女性比率		うち女性	女性比率				
松江市	198	53	26.8	34	31	6	19.4	R7.4.23	○
浜田市	85	16	18.8	22	21	2	9.5	R7.10.22	○
出雲市	189	43	22.8	30	29	2	6.9	R7.4.16	○
益田市	59	10	16.9	22	22	3	13.6	R5.9.8	○
大田市	105	25	23.8	18	18	1	5.6	R8.4.10	○
安来市	80	22	27.5	18	18	2	11.1	R7.10.31	○
江津市	37	8	21.6	16	16	2	12.5	R8.5.31	○
雲南市	119	30	25.2	19	19	3	15.8	R6.11.27	○
市計	872	207	23.7	179	174	21	12.1		
奥出雲町	30	7	23.3	14	14	2	14.3	R7.4.30	○
飯南町	17	4	23.5	10	10	1	10.0	R7.7.31	○
川本町	13	3	23.1	9	9	2	22.2	R6.4.24	○
美郷町	12	2	16.7	12	12	1	8.3	R7.7.31	検討していない
邑南町	17	7	41.2	13	13	2	15.4	R7.4.30	検討していない
津和野町	12	2	16.7	12	11	2	18.2	R8.4.30	○
吉賀町	11	3	27.3	12	12	1	8.3	R7.10.29	検討していない
海士町	14	1	7.1	10	10	2	20.0	R9.4.30	○
西ノ島町	9	0	0.0	10	9	0	0.0	R7.2.28	検討していない
知夫村	7	1	14.3	8	8	1	12.5	R5.4.29	検討中
隠岐の島町	29	2	6.9	16	16	3	18.8	R7.4.30	検討していない
町村計	171	32	18.7	126	124	17	13.7		
合計	1,043	239	22.9	305	298	38	12.8		策定数12
									策定数19

令和4年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号								
重点目標 1 あらゆる分野での活躍推進													
(1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈ア〉女性の多様な生き方の普及啓発</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●「しまね働く女性きらめき大賞」表彰 職場においていきいきと活躍するとともに、仕事以外の生活を本人が希望する形で充実させている女性を表彰 令和4年度受賞者：6名 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">263</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">女性活躍推進課</td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●建設産業で働く女性技術者の団体「しまね建設産業イメージアップ女子会」による、建設産業の魅力発信活動やイメージアップ対策等を実施 〔活動内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業イメージアップカレンダー、図鑑の制作・配布・贈呈・展示 壁掛版 700部 卓上版 500部 図鑑 1,000部 ・女性建設技術者交流会：4回参加（県内2回、県外2回）、参加者139名 ・建設現場見学会への参加：1回、参加高校生31名 ・セミナー等でのブース出展：4回、参加者：一般2,876名 ・集客施設・道の駅等でのパネル展示会の開催：4回 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">1,977</td> <td style="vertical-align: top;">土木総務課</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> </tr> </table> </div>						<ul style="list-style-type: none"> ●「しまね働く女性きらめき大賞」表彰 職場においていきいきと活躍するとともに、仕事以外の生活を本人が希望する形で充実させている女性を表彰 令和4年度受賞者：6名 	263	女性活躍推進課	1	<ul style="list-style-type: none"> ●建設産業で働く女性技術者の団体「しまね建設産業イメージアップ女子会」による、建設産業の魅力発信活動やイメージアップ対策等を実施 〔活動内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業イメージアップカレンダー、図鑑の制作・配布・贈呈・展示 壁掛版 700部 卓上版 500部 図鑑 1,000部 ・女性建設技術者交流会：4回参加（県内2回、県外2回）、参加者139名 ・建設現場見学会への参加：1回、参加高校生31名 ・セミナー等でのブース出展：4回、参加者：一般2,876名 ・集客施設・道の駅等でのパネル展示会の開催：4回 	1,977	土木総務課	2
<ul style="list-style-type: none"> ●「しまね働く女性きらめき大賞」表彰 職場においていきいきと活躍するとともに、仕事以外の生活を本人が希望する形で充実させている女性を表彰 令和4年度受賞者：6名 	263	女性活躍推進課	1										
<ul style="list-style-type: none"> ●建設産業で働く女性技術者の団体「しまね建設産業イメージアップ女子会」による、建設産業の魅力発信活動やイメージアップ対策等を実施 〔活動内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業イメージアップカレンダー、図鑑の制作・配布・贈呈・展示 壁掛版 700部 卓上版 500部 図鑑 1,000部 ・女性建設技術者交流会：4回参加（県内2回、県外2回）、参加者139名 ・建設現場見学会への参加：1回、参加高校生31名 ・セミナー等でのブース出展：4回、参加者：一般2,876名 ・集客施設・道の駅等でのパネル展示会の開催：4回 	1,977	土木総務課	2										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈イ〉女性一人ひとりの希望に応じた就業や起業の実現</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●レディース仕事センター 結婚・出産・育児・介護などの理由で離職し、再就職を目指している方、育児・介護と両立しながら働きたい方、転職を考えている方など、女性の多様なニーズに対応した寄り添い型の支援を行った。（一般社団法人島根県労働者福祉協議会へ委託） <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部に女性専用就職相談窓口を設置 ・令和4年度就職者数 348人 ・窓口における就職相談のほか、再就職応援セミナー、企業と求職者との茶話会&見学・体験会などの開催や、出張相談会を実施。 ・就労に向けた支援として、パソコン講習を実施 東部：4回、延べ52人 西部：4回、延べ58人 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">42,827</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">女性活躍推進課</td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">3</td> </tr> </table> </div>						<ul style="list-style-type: none"> ●レディース仕事センター 結婚・出産・育児・介護などの理由で離職し、再就職を目指している方、育児・介護と両立しながら働きたい方、転職を考えている方など、女性の多様なニーズに対応した寄り添い型の支援を行った。（一般社団法人島根県労働者福祉協議会へ委託） <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部に女性専用就職相談窓口を設置 ・令和4年度就職者数 348人 ・窓口における就職相談のほか、再就職応援セミナー、企業と求職者との茶話会&見学・体験会などの開催や、出張相談会を実施。 ・就労に向けた支援として、パソコン講習を実施 東部：4回、延べ52人 西部：4回、延べ58人 	42,827	女性活躍推進課	3				
<ul style="list-style-type: none"> ●レディース仕事センター 結婚・出産・育児・介護などの理由で離職し、再就職を目指している方、育児・介護と両立しながら働きたい方、転職を考えている方など、女性の多様なニーズに対応した寄り添い型の支援を行った。（一般社団法人島根県労働者福祉協議会へ委託） <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部に女性専用就職相談窓口を設置 ・令和4年度就職者数 348人 ・窓口における就職相談のほか、再就職応援セミナー、企業と求職者との茶話会&見学・体験会などの開催や、出張相談会を実施。 ・就労に向けた支援として、パソコン講習を実施 東部：4回、延べ52人 西部：4回、延べ58人 	42,827	女性活躍推進課	3										

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所管課	施策番号
		<p>●しまね女性活躍推進事業</p> <p>○女性のためのスキルアップセミナー</p> <p>①ステップアップ編 テーマ：「ゲームで学ぶ！ダイバーシティと私の力の活かし方」 講師：竹本記子（キャリアヴィーボ代表、株式会社クオリア認定ダイバーシティクロスローダー） 開催日：＜松江会場＞令和4年7月5日 ＜浜田会場＞令和4年7月7日 ＜雲南会場＞令和4年7月12日 対象者：県内の企業・団体等で働く若手、中堅の女性 参加者：62名</p> <p>②スキルアップ編 テーマ：「職場での影響力を高める」 講師：杉本美晴（アット・ワンス株式会社代表取締役） 岡田東詩子（有限会社アルファブラン代表取締役） 大澤貴子（コーテングルームOsawa） 開催日：＜松江会場＞第1回：令和4年8月26日 第2回：令和4年9月9日 第3回：令和4年10月6日 ＜大田会場＞第1回：令和4年8月25日 第2回：令和4年9月15日 第3回：令和4年10月4日 対象者：県内の企業・団体等で働く若手・中堅の女性 参加者：＜松江会場＞第1回：24名 第2回：24名 第3回：24名 ＜大田会場＞第1回：20名 第2回：18名 第3回：17名</p> <p>③レベルアップ編 テーマ：「私らしいリーダーシップを発見&部下チーム自分自身を成長させるコミュニケーション」 講師：柴田朋子（JUN10代表、キャリアコンサルタント） 開催日：＜松江会場＞令和4年12月8日 ＜大田会場＞令和4年12月7日 対象者：県内で働く中間管理職や女性リーダー、またはその候補者である中堅女性社員 参加者：松江会場：20名 大田会場：12名</p> <p>④大交流会 テーマ：「駄言辞典から考える女性のキャリアとジェンダーギャップ」 講師：小田舞子（日経WOMAN副編集長、駄言辞典編集担当者） 開催日：令和5年2月24日 対象者：県内の企業・団体等で働く女性社員、女性リーダー・女性管理職 参加者：69名</p> <p>○女性の起業支援事業 ～やってみたいをカタチにする～ 「わたしのプチ起業」セミナー ＜セミナー＞ 講師：湊容子（おけいこドットコム合同会社CEO） 開催日：令和5年2月18日 対象者：起業に興味のある女性 参加者：13名</p>	3,011	女性活躍推進課	4
		<p>●働きながら学ぶ女性応援事業</p> <p>(1) 就労体験付きパソコン講習 ・子育てなど時間の制約が多い女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なデジタルスキル等を学ぶことのできる講習を実施 ・申込者10人（定員10人）、コロナ等により3人のキャンセルがあり、7人が受講 ①パソコン講習 ・令和5年7月20日から8月23日の間で、12日間の講習を受講 ・未経験者コースと初心者コースに分かれ、Word、Excelなどの操作を学習 ②就労体験 ・就職の選択肢を広げるための就労体験を実施（4社延べ11人の受入） ③キャリアカウンセリング ・受講者が自身のキャリアを考えるため、キャリアコンサルタントによるライフプラン支援を実施</p> <p>(2) 女性のための就労支援ガイドブックの作成 ・就労について考える女性に対して、職業訓練、職業紹介相談窓口・各種支援機関、子育て支援、キャリア相談、女性の健康等に関する情報を一つにまとめたガイドブック「働く女性のハンドブック2023」を作成・配布した。</p>	7,108		5
		<p>●就職情報サイトの運営</p> <p>・就職活動を行う学生等に対して、県内企業情報の提供を実施 ・アプリを活用した新たな情報発信手法を構築 ・女子学生「しまねジョブガール」が県内企業を取材し、女子の視点で企業情報を発信掲載企業数20社 動画再生回数14.4万回 ・県外在住の女子学生と県内企業を結びつける企業交流会等を実施 オンライン版1回 参加者数43人 対面版2回 参加者数10名 ・文系の女子学生を対象に、文系出身の女性社員が活躍している職種のPRを実施 大学等におけるPR 実施回数3回 参加者数22人 企業訪問バスツアー3回 参加者数13人 ・女子学生の就職活動を支援するため、企業が若者を惹きつける情報発信の改善に取り組む「採用ブランディング」を支援 ・支援企業数13社</p>	60,346	雇用政策課	6
		<p>●離転職者等再就職訓練</p> <p>民間の教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練コースを設け、求職者の早期再就職促進を図った。 ・コース数：49コース、定員：544人、入校者数：425人</p>	226,483		7

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		●えんネット 出産・育児・介護等による女性医師等の離職防止、復職支援等の推進を図り、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備しキャリアサポートを推進する。(島根大学医学部地域医療支援学講座へ委託) ・相談窓口の設置 ・復職支援プログラム作成支援 ・女性医師等ネットワーク形成 ・研修会託児等支援	7,538	医療政策課	8
		●看護職員等の離職防止・再就業促進対策 ・民間病院の院内保育所運営費に対する補助 ・県ナースセンターを指定して無料職業紹介、就業支援研修会等を実施 ・医療勤務環境改善支援センター事業として、医療機関が自主的に行う勤務環境改善に向けた取組支援 ・新人看護職員の早期離職防止のための研修経費を助成	69,869		8
		●訪問看護師確保対策事業 看護師資格をもつ潜在的な看護師を訪問看護ステーション等に従事させ、訪問看護師の確保を図っている。(22名)	28,878	高齢者福祉課	8
		●介護福祉士資格取得促進事業 介護職員が介護福祉士の資格を取得するため実務者研修を受講する際の代替職員の雇用経費を支援。(9施設11名)また、離島や中山間地の介護職員の受講機会を増やすためのスクーリング開催経費を補助。(隠岐1施設)	1,158		8
		●潜在介護福祉士の再就職促進事業 再就職コーディネイト支援事業(離職者届出制度の利用・離職者と事業所とのマッチング等)を実施。(登録者数681名 うち就職者数30人)	20,431		8
		●新人介護職員に対するエルダーメンター制度等導入支援事業 職員の早期離職防止及び定着支援を図るための研修を行っている。 (10事業所実施)	2,259		8
		●新任介護職員定着支援事業 介護業務の浅い職員に初任者研修を受講させる人件費や受講料を助成している。 (対象24人)	3,037		8
		●中高年齢者等への入門的研修事業 中高年齢者への入門的研修等により、介護分野への就労者の裾野拡大を図っている。 (市町村が行う研修を支援 11市町村)	—		8
		●保育士・保育所支援センター運営等事業費 潜在保育士の就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営	12,450	子ども・子育て支援課	9

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>(ウ) 企業等における人材の育成・キャリアアップ・定着</p> <p>●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね働く女性きらめき応援塾2022レベルアップ編 様々な分野で働く女性リーダーとその候補者を対象に、リーダーとしての資質や自身のキャリア形成への意欲向上を図るために研修を行った。 テーマ：「私らしいリーダーシップを発見&部下チーム自分自身を成長させるコミュニケーション」 講師：柴田朋子（JUNIO代表、キャリアコンサルタント） 開催日：＜松江会場＞令和4年12月8日 ＜大田会場＞令和4年12月7日 対象者：県内で働く中間管理職や女性リーダー、またはその候補者である中堅女性社員 参加者：松江会場：20名 大田会場：12名 ・イクボスセミナー意識編 部下の仕事と育児や介護など私生活との両立を考え、そのキャリアと人生を応援しながら、期待される効果をあげ、自らも人生を楽しむことができる上司（イクボス）の考え方を広めるため、企業経営者・管理職等を対象とした研修を行った。 テーマ：「イクボスの経営と企業の活性化とは ～成長し続ける企業になるための経営～」 講師：安藤哲也氏（特定非営利活動法人ファザリング・ジャパン代表理事） 開催日：令和4年7月25日 対象者：企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者の方 参加者：70名（オンライン参加、録画視聴含む） ・イクボスセミナー行動編 「イクボス」に求められる組織マネジメントの考え方や、スキルについて学ぶ機会を提供するため、企業経営者・管理職等を対象とした研修を行った。 テーマ：「イクボスの経営と企業の活性化とは 成長し続ける企業になるための経営を学ぶ～社員をひきあげる経営術～」 講師：川島高之氏（特定非営利活動法人ファザリング・ジャパン理事） 開催日：令和4年10月7日 対象者：企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者の方 参加者：51名（オンライン参加、録画視聴含む） ・先進企業視察&交流付きセミナー 誰もが安心して働くことのできる職場の風土づくりを促進するため、女性活躍や「イクボス」の取組を積極的に行っている企業への視察&交流付きセミナーを東部・西部の2か所で実施した。 会場：有限会社渡邊水産（東部） 石見ケーブルビジョン株式会社（西部） 開催日：令和4年11月8日（東部） 令和4年10月26日（西部） 対象者：企業の経営者・管理職対象・総務・人事担当者等 参加者：11名（東部） 7名（西部） ・「しまねイクボスネットワーク」の形成 自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業の代表者で構成する「しまねイクボスネットワーク」の形成や、加入企業の取組紹介を行い、「イクボス」の取組の推進を行った。 加入企業：34社（令和5年3月現在） ・「しまねイクボスネットワーク」企業交流会の開催 「しまねイクボスネットワーク」加入企業を対象に、取組のブラッシュアップのため、企業の学びあいの機会として企業交流会をオンライン開催した。 講師：株式会社大堀商会（新潟県） 代表取締役 大堀正幸氏 甲賀ガス株式会社（滋賀県） 業務部長 福本享司氏 開催日：令和4年12月8日 対象者：「しまねイクボスネットワーク」加入企業の経営者・管理職・人事 ・総務担当者・従業員 参加者：14名 	7,992	女性活躍推進課	10
		<p>●スリーステージ研修 地域を担う人材の育成・定着のため、内定者、新入社員、若手社員などの各段階に応じた研修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内定者研修実績：52校 ・新入社員・若手社員研修実績：183社 <p>●経営者・管理職向けセミナー「人材塾」 いきいきと働き続けられる職場づくりの牽引役である経営者・管理職等を対象とした公開講座、先進企業視察等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者実績：22名 	8,891	雇用政策課	11

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●しほね女性の活躍応援企業登録制度 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業を「しほね女性の活躍応援企業」として登録 ・登録企業数 349社（令和4年度末） ●女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業 女性活躍・子育て支援に取り組む企業の働きやすさなどを伝える5秒動画を認定・登録企業から募集し、10本を選定しTVCMで放送、また2社を選定し15秒TVCMを制作し放送した。また、特設サイトを新たに開設した。 ・女性活躍部門（女性活躍応援企業）：5秒動画 5社 15秒動画 1社 （参考）子育て応援・仕事と家庭の両立支援部門：5秒動画 5社 15秒動画 1社 	4,386	女性活躍推進課	12
		●「しほね働く女性きらめき大賞」表彰【再掲】 P36参照	263		13 (再掲1)
		〈エ〉女性が自ら企画し、実践する地域活動の促進			
		●公益信託しほね女性ファンドにより、女性を中心としたグループの活動を支援 ・採択件数：26件 うち新規事業：19件	(採択額) 9,360	女性活躍推進課	14
		〈オ〉多様な主体による連携体制			
		<ul style="list-style-type: none"> ●しほね働く女性きらめき応援会議 経済団体をはじめとした関係団体や行政機関等で組織する「しほね働く女性きらめき応援会議」の開催 ①「しほね働く女性きらめき応援会議」開催 開催日：令和5年2月10日 ②「しほね働く女性きらめき応援会議ワーキングチーム会議」開催 開催日：令和4年4月26日 ワーキングチーム全体会議 令和4年11月2日 ワーキングチームリーダー会議 令和5年3月23日 ワーキングチームリーダー会議 	256	女性活躍推進課	15
重点目標2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり					
(1) 子育て世代に向けた支援の充実					
〈ア〉市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援					
		<ul style="list-style-type: none"> ●健やか親子しほね推進事業 健やか親子21全国大会 講演会、シンポジウム（令和4年10月28日） ・内容：多職種による子育て支援（講演、医療機関、助産院、市町村からの事例紹介等） ・対象者：母子保健事業及び家族計画事業関係者 ・参加人数：約360人 	1,534	健康推進課	16
		<ul style="list-style-type: none"> ●産後のケア事業 ・市町村が実施する産後のケア事業の取組が充実するよう、市町村への働きかけと支援を実施 	18,621		17
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て支援事業 市町村が地域の実情に応じ実施する地域子ども・子育て支援事業に対し、助成を行った。 *事業内容（主なもの） ・病児保育支援事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ●しほねすくすく子育て支援事業 地域の子育て支援環境の充実を図るため、国の補助の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した市町村の取り組む子育て支援事業に対し助成した。 *事業内容 ・子どもの預かりへの支援（県単一時保育事業他） ・子育て家庭に対する支援（県単地域子育て支援センター事業他） ・子どもの育ちへの支援（子育て講座、地域交流活動事業他） ・特に支援が必要な家庭等への支援（障がい児等保育対策事業、預かり事業他） ・施設の危機管理への支援（非常用食料等備蓄推進事業） 	559,571	子ども・子育て支援課	17
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所の相談・支援体制の強化、市町村の児童相談体制の充実を支援 ①児童相談の対応状況 ・児童相談所：2,370件 ・市町村：1,017件 ②子どもと家庭電話相談事業：「子どもと家庭電話相談室」の開設 ・相談件数 668件 ③市町村相談体制事業：市町村職員の研修実施 ・開催 3回 参加者数：148名 ④主任児童委員研修事業：主任児童委員の専門性向上のための研修 ・開催 1回 参加者数：153名 	6,802	青少年家庭課	18

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		〈イ〉産前・産後のサポート体制の充実			
		<ul style="list-style-type: none"> ●健やか親子しまね推進事業【再掲】 P40参照 ●産前・産後訪問サポート事業 ・市町村が実施する産前・産後の家事・育児援助の取組が充実するよう、市町村への働きかけと支援を実施 ●産後のケア事業【再掲】 P40参照 	21,429	健康推進課	19 (1段目 再掲16) (3段目 再掲17)
		〈ウ〉保育所の待機児童の解消			
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村と連携した定員管理や保育料の軽減 ①待機児童ゼロ化事業 待機児童発生市町村において、保育定員を増やし、年度途中の入所受け入れを積極的に行う保育所等に対して、保育士の人件費の一部を助成 ・6市 62施設 885名の定員増 ②第1子・第2子に係る保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業 子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村が実施する保育料軽減事業に対し助成 	362,854	子ども・子育て支援課	20
		〈エ〉放課後児童クラブへの支援			
		<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ支援事業（放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ拡充支援事業） 放課後児童クラブが閉所する時間を、平日19時以降、夏休み期間中等の長期休業中に開所する時間を7時半以前とするために必要な人件費の一部を補助 ・平日19時まで開所している放課後児童クラブ数 92か所 ・長期休業中7時半以前に開所している放課後児童クラブ数 68か所 	634,349	子ども・子育て支援課	21
		<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ施設整備 ・7市町12施設 	43,249		22
		<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童支援員認定資格研修事業 ・8会場10回実施 ・修了者数255名 ●放課後児童クラブ巡回等支援事業 ・3名のスーパーバイザーが県内の放課後児童クラブを巡回し、課題の聞き取りや児童支援に対する助言を実施。 ・市町村に対して、巡回結果のフィードバックを実施 	14,501		23
		〈オ〉県全体の子育て応援促進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●島根子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化） 現行のプラスチックカード（各家庭1枚）に加え、スマートフォンで表示できるようデジタル化を図る。 	3,995	子ども・子育て支援課	24
		<ul style="list-style-type: none"> ●「島根みんなで子育て応援賞」事業 ・受賞者 地域での子育て応援ボランティア等に取り組む個人23名 県内全域を活動範囲として組織される子育て支援団体の役員3名 	154		25
		〈カ〉企業等と連携した仕事と子育て両立支援推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定。 さらに優れた取組をしている企業を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰。 ①こっころカンパニー認定 441社（令和4年度末） ②プレミアムこっころカンパニー表彰 10社 ●女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業【再掲】 P40参照 	5,172	女性活躍推進課	26 (下段は 再掲12)
		〈キ〉男性の育児等への参加の促進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン 鳥取県と連携し、共通のロゴ、キャッチコピー等を用いて、ワーク・ライフ・バランスの実践につながる「家事シェア」や「男性の家事・育児参画」を当たり前のこととして捉える機運を醸成することで、性別に関わりなく多様な分野で能力を発揮し、活躍できる環境づくりを目指して、広域広報を実施 「社会全体の機運醸成」と「企業風土の醸成」の2つのテーマでの情報発信に加え、新たに男性の家事・育児参加を応援するミニ番組を4回放送した。 ●「家事手帳」・「パパの育児手帳」の配布 家庭の中での役割分担や男性の家事・育児参加について考えるきっかけづくりのため、令和2年度に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」について、市町村窓口を通じた配布を継続して実施 また、より多くの方が手軽に閲覧できるよう、両手帳について電子書籍化した内容について、しまね子育て応援パスポート「こっころ」アプリから閲覧できる環境を継続して整備した。 	2,000	女性活躍推進課	27

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>〈ク〉多世代同居・近居の促進</p> <p>●しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 【事業内容】 ・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための改修に対する助成 ・高齢者等が安全で安心して生活するためのバリアフリー改修に対する助成 (助成額の上限加算) ・子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 ・一定の耐震改修を行う場合</p> <p>【助成件数】 ・569件(内、子育て配慮改修492件)</p>	170,721	建築住宅課	28
		(2) 子ども・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり			
		<p>〈ア〉男性の子育て・介護・家事の分担の促進</p> <p>●男性の家事・育児参加促進事業 ①しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン【再掲】 P41参照</p> <p>②両親(父親)セミナー 初めて家庭に赤ちゃんを迎える夫婦等を対象に、令和2年度に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」を活用し、妊娠、出産、育児の各場面で大切にしたい心構えや技術について学ぶことのできるセミナーを開催 開催日及び開催会場 令和4年9月3日 吉賀町 令和4年9月24日 大田市 令和4年10月22日 雲南市 令和4年11月19日 松江市 参加者：計18組参加</p> <p>③企業内子育て支援セミナー 従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促すため、職場に助産師を派遣し、職場における妊婦への配慮や子育て世帯への理解促進、男性が家事や育児を主体的に行うことの大切さなどを伝えるセミナーを県内5社にて実施</p> <p>④企業に向けた男性の家事・育児参加促進セミナー 男性の育児休業取得促進等を目的に改正された育児・介護休業法について、令和4年10月からの施行内容である、「産後パパ育休(出生時育児休業)」、「休業中の就業」、「育児休業の分割取得」など、改正法の内容の解説のほか、企業側で必要となる対応について解説するセミナーを、西部・東部の2か所にて開催</p> <p>⑤「家事手帳」・「パパの育児手帳」の配布【再掲】 P41参照</p>	4,846	女性活躍推進課	29 (①⑤は再掲27)
		<p>●男性のための介護のミニ講座 家庭における主な介護者は女性が多いことから、男性の介護への参加を促すため、男性のための介護のミニ講座を実施した。 令和4年11月松江市で実施 参加者18名 令和5年2月浜田市で実施 参加者21名</p>	229	高齢者福祉課	30

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>●男女共同参画の理解促進事業</p> <p>①地域に向けた男女共同参画推進事業（2回、参加者数28名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海士会場 <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義・実演・実習 テーマ：「オトコの簡単料理教室」 講 師：鞍谷 浩史（島食の寺子屋常勤講師） 開催日：令和4年9月24日 対象者：海士町民 参加者数：9名 ・奥出雲会場 <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義・実演・実習 テーマ：「簡単・ラクラク すぐできる男のお掃除術」 講 師：江川 佳代（江川佳代整理収納コンサルタントオフィス代表 整理収納コンサルタント） 開催日：令和4年10月8日 対象者：奥出雲町民 参加者数：19名 <p>②市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数53件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 40件 ・市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 8件 ・男女共同参画視点での防災に関する研修対応 5件 	629	女性活躍推進課	31
		<p>●若者に向けた男女共同参画推進啓発事業（4か所、参加者・視聴総数496名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県立大学(出雲キャンパス) <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義 テーマ：「家族のために食事を作るのは母親が当たり前？～身近に潜むジェンダーバイアスに気付こう～」 講 師：加藤千恵(京都光華女子大学キャリア形成学部教授・女性キャリア開発研究センター長) 配信期間：令和4年6月29日～7月13日 対象者：看護学科、健康栄養学科の1・2年生と教職員 視聴者数：123名 ・島根県立大学(松江キャンパス) <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義 テーマ：「無意識の偏見に気づいて、将来について考えよう～キーワードは“ジェンダー”視点～」 講 師：加藤千恵(京都光華女子大学キャリア形成学部教授・女性キャリア開発研究センター長) 開催日：令和4年10月11日 対象者：保育学科、総合文化学科の1年生と教職員 参加者数：80名 ・国立松江工業高等専門学校 <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義 テーマ：「ジェンダー論でジャンボ宝くじを必ず当てる！～理工系は男の方が向いている??～」 講 師：瀬地山角(東京大学大学院総合文化研究科教授) 開催日：令和4年11月2日 対象者：全学科の4年生と教員 参加者数：200名 ・島根県立農林大学校 <ul style="list-style-type: none"> 内 容：講義 テーマ：「収入を1億円増やす方法～ジェンダーを正しく知って、人生トクしよう～」 講 師：中村圭(島根県立大学国際関係学部 国際関係学科 准教授) 開催日：令和4年12月16日(島根県立農林大学校大田本校、飯南校) 対象者：農業科、林業科の1・2年生と教職員 参加者数：93名 	683		32
		<p>●子どもの未来デザイン事業</p> <p>●こっころバースデー講座事業</p> <p>生命の尊さや家庭の意義、妊娠や出産に関する医学的知識等に対する理解を深め、自らの将来について考える機会を提供する。</p> <p>こっころバースデー講座（保育園等） 30か所</p> <p>生の楽習講座（小・中・高） 160か所</p> <p>ライフプラン設計講座 7か所</p>	8,487	子ども・子育て支援課	33
<p>〈イ〉子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実</p>					
		<p>●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イクボスセミナー意識編 ・イクボスセミナー行動編 ・先進企業視察&交流付きセミナー ・「しまねイクボスネットワーク」の形成 <p>P39参照</p>	5,319	女性活躍推進課	34・35 (再掲10の一部)
		<p>●しまね働き方改革宣言</p> <p>島根県や島根労働局など関係機関により構成される「しまね働き方改革推進会議」において、採択された「しまね働き方改革宣言」の周知を図ることで、県内企業等の働き方改革の普及啓発を進めた。</p>	—	雇用政策課	36

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍に係る行動計画策定支援アドバイザー派遣事業 島根県商工会議所連合会等へ委託し、女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた、アドバイザー等による支援（課題分析、数値目標・取組目標の設定等に対する助言）を実施した ・行動計画策定件数 17件 フォローアップ 28件 	5,960	女性活躍推進課	37
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」で従業員100人以下の企業等に対し、一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業の一部を助成（補助金額：150千円～1,333千円）した。 ・交付件数 19件 16,903千円 	16,903		38
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまねいきいき職場宣言 誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりと社員の職場定着を促進するため、働き方改革に向けた取組方針「しまねいきいき職場宣言」を宣言する企業を募集中小企業等が宣言内容を実現するために取り組む「職場づくり」「人づくり」「就労環境改善」を支援 ・「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業 155社 ・人材育成計画に基づいて実施される社内研修経費の一部を助成 9社 ・多様な人材の活躍のために必要な環境整備を行う経費の一部を助成 44社 	28,415	雇用政策課	39
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が豊かでゆとりのある生活を営むことができるよう、育児休業者等に対し生活資金の貸付をするため、「勤労者生活支援資金」の貸付を実施した。 ・融資実績：育児休業者生活資金 0件、介護休業者生活資金 0件 	—		—
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね女性の活躍応援企業表彰 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む事業主等を表彰 令和4年度受賞者：4社 	147	女性活躍推進課	40
		<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業等取得後の継続雇用を奨励する中小・小規模事業者等への支援 県内に本社がある中小・小規模事業者等の従業員数50人未満の県内事業所に対して、従業員が産後復職し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、奨励金を支給した。 (令和2年3月31日までに産前休業開始の場合) ※育児休業期間に応じて奨励金を支給 ①17か月以上 40万円/人（支給実績：0件） ②3か月以上17か月未満 20万円/人（支給実績：5件） ③3か月未満または産休のみ 10万円/人（支給実績：0件） (令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合) ※旧制度申請実績や事業所規模に応じて支給 ①申請実績がなく、労働者30人未満 20万円/人（支給実績：149件） ②2回目以降の申請または労働者30人以上50人未満 10万円/人（支給実績：348件） 	78,975		41
		<ul style="list-style-type: none"> ●子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等への支援 県内に本社がある中小・小規模事業者等の従業員数50人未満の県内事業所に対して、ア、イのいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てしている労働者の一定の利用実績がある場合、奨励金を支給した。 ア 時間単位の年次有給休暇制度 イ 育児短時間勤務制度（3歳未満を除く） 【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ・繰下げ】 【支給額】10万円/1制度導入 上限額：20万円 【支給実績】118制度 ・時間単位の年次有給休暇制度 89件 ・育児短時間勤務制度（3歳未満を除く、代替制度を含む） 29件 	29,056		42
		<ul style="list-style-type: none"> ●商工団体に配置した女性活躍推進員が建設事業者を訪問し、女性活躍施策の紹介・普及を図り、施策に取り組む事業者のフォローアップを実施。 ・企業訪問162社 ・フォローアップ49社 	7,750	土木総務課	43
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね子育て応援企業認定要綱に基づき認定された企業は、中小企業制度融資の『まち・ひと・しごと創生資金』の融資対象者として、一般融資に比べ融資利率等を優遇した。 ・融資実績：0件 	—	中小企業課	44

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所管課	施策番号																																																
		<p>●令和4～6年度島根県建設工事入札参加資格審査において、土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事及びアスファルト舗装工事の格付に伴い、「こっころカンパニー」及び「しまねの女性の活躍応援企業」の認定等を受けている業者、「プレミアムこっころカンパニー知事表彰を受賞した企業」及び「しまねの女性の活躍応援企業知事表彰を受賞した企業」に加点した。加点状況は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>審査業者数</td> <td>加点対象業者数</td> <td>加点対象業者数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(こっころカンパニー)</td> <td>(Pこっころカンパニー知事表彰)</td> </tr> <tr> <td>・土木一式工事</td> <td>540社</td> <td>161社</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>・建築一式工事</td> <td>271社</td> <td>95社</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>・法面処理工事</td> <td>77社</td> <td>38社</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>・舗装工事</td> <td>53社</td> <td>23社</td> <td>0社</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>審査業者数</td> <td>加点対象業者数</td> <td>加点対象業者数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(女性の活躍応援企業)</td> <td>(女性の活躍応援企業知事表彰)</td> </tr> <tr> <td>・土木一式工事</td> <td>540社</td> <td>83社</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>・建築一式工事</td> <td>271社</td> <td>55社</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>・法面処理工事</td> <td>77社</td> <td>22社</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>・舗装工事</td> <td>53社</td> <td>12社</td> <td>2社</td> </tr> </table>		審査業者数	加点対象業者数	加点対象業者数			(こっころカンパニー)	(Pこっころカンパニー知事表彰)	・土木一式工事	540社	161社	8社	・建築一式工事	271社	95社	8社	・法面処理工事	77社	38社	3社	・舗装工事	53社	23社	0社		審査業者数	加点対象業者数	加点対象業者数			(女性の活躍応援企業)	(女性の活躍応援企業知事表彰)	・土木一式工事	540社	83社	4社	・建築一式工事	271社	55社	6社	・法面処理工事	77社	22社	2社	・舗装工事	53社	12社	2社	—	土木総務課	44
	審査業者数	加点対象業者数	加点対象業者数																																																		
		(こっころカンパニー)	(Pこっころカンパニー知事表彰)																																																		
・土木一式工事	540社	161社	8社																																																		
・建築一式工事	271社	95社	8社																																																		
・法面処理工事	77社	38社	3社																																																		
・舗装工事	53社	23社	0社																																																		
	審査業者数	加点対象業者数	加点対象業者数																																																		
		(女性の活躍応援企業)	(女性の活躍応援企業知事表彰)																																																		
・土木一式工事	540社	83社	4社																																																		
・建築一式工事	271社	55社	6社																																																		
・法面処理工事	77社	22社	2社																																																		
・舗装工事	53社	12社	2社																																																		
		●労働相談員の配置 ・相談件数 167件	1,697	雇用政策課	45																																																
		●事務局相談 相談件数 71件 ●委員相談(労働委員による相談) 相談件数 7件 ●労働相談会 ＜出雲会場＞ 令和4年6月26日(日) 相談件数 7件 ＜隠岐会場＞ 令和4年8月27日(土) 相談件数 1件 ＜浜田会場＞ 令和4年10月16日(日) 相談件数 2件 ＜松江会場＞ 令和4年10月30日(日) 相談件数 4件 ＜益田会場＞ 令和5年2月26日(日) 相談件数 1件	—	労働委員会	45																																																
		●個別労働関係紛争 あっせん申請件数 6件	—		46																																																
		●仕事と生活の両立のための環境づくり・制度周知 ・管理職の人事評価において、「いきいきと働きやすい職場づくり」を考課項目の一つとして評価に適切に反映させることにより、取組の推進を図った。 ・多様な働き方を実現するため、職員向け周知媒体に時差出勤の制度等を掲載し取得促進を働きかけた。 ・年次有給休暇の取得促進や年末年始前後のまとまった休暇取得の奨励を図るため通知を行った。 ・男性の育児休業等の取得促進に向けた取組として、男性職員の育休取得に関する知事メッセージの庁内発信、男性職員と所属の意思疎通を図り、計画的な育児休業の取得を図るための「育児休業取得計画書」等の策定、知事と育児中の男性職員との意見交換会等を実施した。 ・会計年度任用職員が、配偶者の出産に伴う看護や入退院の補助、育児参加が行えるよう、常勤職員と同様に配偶者の出産及び育児参加のための休暇制度を設けた。また、子の看護休暇の一部有給化を行った。 ・会計年度任用職員の介護に係る休暇について、休暇取得要件の緩和を行った。	—	人事課	47																																																
		●仕事と生活の両立のための環境づくり ・長期休暇の取得促進のため、取得時期が限られた「夏季休暇」を令和4年度から年間を通じて取得可能な「リフレッシュ休暇」に改めた。	—	県立病院課	47																																																
		●仕事と生活の両立のための環境づくり ・管理職の人事評価において、「いきいきと働きやすい職場づくり」を考課項目の一つとして評価に適切に反映させることにより、取組の推進を図った。 ・年次有給休暇や夏季休暇の取得促進、まとまった休暇の取得促進、休日に挟まれた日における会議の自粛、夏季休業中における学校閉庁日の設定など、教職員の休暇取得の推進を図る通知を行った。 ・育児休業の取得回数制限の緩和などの制度改正に伴い、服務規則の改正・周知を行い、育児休業等の取得促進を図った。 ●時間外勤務縮減の取組(教育職員) ・勤務時間の客観的な把握 ・学校内での業務改善の取組(モデル校での研究実践、学校業務改善事例集の作成、働き方改革リーダーの養成、校務支援システムなどのICT活用) ・外部サポート人材の配置(業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、地域指導者) ・令和元年度から3年度の重点取組期間の検証と今後の対応の方向性についての公表	536,148	教育庁 総務課 学校企画課	47																																																

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>●職員のワークライフバランス実現のための施策</p> <p>①当直終了日の負担軽減制度を継続し、宿直勤務翌日の勤務を正午までとすることで、当直勤務を行った職員の精神的又は肉体的な疲労軽減を図った。</p> <p>②定時退庁日には継続的なアナウンスの他、帰宅を促すチャイム放送を行い、時間外の縮減に向けた取組を行った。</p> <p>③警察職員採用パンフレットに、女性職員の活躍について掲載し、育児と仕事の両立やワークライフバランスに関する記事を掲載した。</p> <p>④夏季、年末年始期間の連続休暇の取得促進、休日に挟まれた日における会議の自粛等、職員が休暇を取得しやすい環境づくりを推進した。</p> <p>⑤全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境づくりを推進するため、各所属に設置している「職員が働きやすい職場環境づくり委員会」の活性化に取り組んだ。</p> <p>⑥職務情報管理システムを活用して勤務実態等を調査・分析し、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を図った。</p> <p>⑦職員向けに法律改正内容を盛り込んだ、子育て支援ブック、介護支援ブックを作成し、各種支援制度等への周知を図るとともに、男性職員の更なる育児参加促進のため、男性職員の配偶者に向け、引き続き、本部長の署名入りメッセージ及び育児休業等制度周知の執務資料を発出した。</p> <p>⑧時差出勤制度及び在宅勤務制度の周知を図り、柔軟な働き方を推進した。</p>	—	警察本部 警務課	47

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進					
(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進					
	●県の審議会等の委員への女性の参画率に係る取組 ①審議会等の委員への女性の参画を推進するため、審議会等の委員の委嘱時における事前協議の実施 ②女性委員の参画率50%の達成に向けた働きかけ	—	—	女性活躍推進課	48
	●県行政の施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「島根県人材育成基本方針」及び「島根県特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の育成に努め、積極的に登用した。 また、女性職員が様々な職務等の経験をできるようキャリア形成の機会を積極的に提供した。 ・令和5年度の課長級以上の女性職員の割合 14.8%（病院・教育・警察職員を除く）	—	—	人事課	49
	●女性の活動に関する情報の収集、整備 しまね女性人材リストの整備、情報提供（令和4年度末現在 349名）	—	—	女性活躍推進課	50
(2) 市町村、企業、団体等における取組の促進					
	●市町村の審議会等の委員への女性の登用や、女性職員の登用などの働きかけ 市町村担当課長・担当者会議などを通じ、市町村における審議会等の委員への女性の登用の推進を働きかけた。	—	—	女性活躍推進課	51
	●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P39参照	7,992	—		52 (再掲10)
	●国際的に見ても男女格差の特に大きい政治分野の現状を踏まえ、女性の政治参画への関心を高め、重要性を理解するための県民向け講演会を開催 内 容：講義・質疑応答 テーマ：「なぜ、政治分野における男女共同参画が必要なのか？～女性議員はなぜ増えない？どう増やす？～」 講 師：申琪榮 （お茶の水女子大学ジェンダー研究所教授、一般社団法人「パリテ・アカデミー」共同代表） 開催日：令和5年3月5日 参加者数：50名	163	—		53
	●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回）	88	—		54
重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革					
(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開					
	●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 P43参照	629	—	女性活躍推進課	55 (再掲31)
	●広報誌やホームページ、SNS（フェイスブック）などを活用した情報提供、報道機関への情報提供 ①県の各種広報誌やホームページ、SNS（フェイスブック）による、男女共同参画や女性活躍推進に係る事例や研修会、セミナー等についての県民への情報提供 ②男女共同参画や女性活躍推進に係る各種研修会、セミナー等についての各報道機関への情報提供	—	—		57
	●6月の男女共同参画推進月間に島根県立図書館・島根県民会館（プロムナードギャラリー）、11月にゆめタウン浜田において、それぞれ広報・啓発展示を実施	199	—		58
	●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 P43参照	629	—		再掲31
	●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P39参照	7,992	—	女性活躍推進課	59 (再掲10)
	●商工団体において実施するリーダー研修等に対して支援を行った。 ・島根県商工会女性部連合会リーダー研修会 日時：令和4年8月3日 場所：松江市 出席者：66名 テーマ：「ジェンダー平等に向けて」	36	—	中小企業課	59
	●「公的広報の手引き」などを踏まえ、県の広報誌等を作成した。	—	—	広報広聴課	60
(2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進					
	●男性の家事・育児参加促進事業【再掲】 P42参照	4,846	—	女性活躍推進課	再掲29
	●若者に向けた男女共同参画推進啓発事業【再掲】 P43参照	683	—		再掲32
	●子どもの未来デザイン事業【再掲】 ●こころバースデー講座事業【再掲】 P43参照	8,487	—	子ども・子育て支援課	再掲33

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所管課	施策番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●若年層を対象としたDV予防啓発 <ul style="list-style-type: none"> ①平成24年度に県内各学校に配付した「デートDV予防教育プログラム」について、教育庁と連携し会議や研修等において教育現場での利用促進を働きかけた。 ②本プログラムの利用促進のため、教員等を対象に「若年層に対する暴力予防教育実践者研修」を開催した。 ③デートDVチェックリスト(リーフレット)を女性相談センター及び市町村が実施する出前講座等で用いて啓発に努めた。 	260	青少年家庭課	61
		<ul style="list-style-type: none"> ●授業等を通じたDVやデートDVの予防啓発「心と性の健康相談事業」「専門家・専門医による指導事業(健康課題解決)」を活用した講演会等を実施した。(66校) 	739	教育庁 保健体育課	61
		(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供			
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活動に関する情報の収集、整備【再掲】 P47参照 	—	女性活躍推進課	再掲50
		<ul style="list-style-type: none"> ●書籍、映像資料の収集、貸出 男女共同参画センター情報ライブラリー用書籍121点、映像資料5本を購入。 貸出人数558人、貸出点数1,618点(いずれも延べ数。書籍、映像資料合計。) 	481		63
		<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表【再掲】 P47参照 	88		再掲54
重点目標5 男女共同参画に関する教育・学習の推進					
		(1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育施設の職員に対し、専門知識の習得・保育技術の向上や子育て相談技術等の向上を目的とした研修や訪問指導等を実施 	4,707	子ども・子育て支援課	64
		<ul style="list-style-type: none"> ●幼児の育成のための教員研修 <ul style="list-style-type: none"> ①新規採用幼稚園教諭研修 <ul style="list-style-type: none"> 園外における研修【教育センター研修】 4日 園内における研修【研修指導員による研修】 8日 ②新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修 <ul style="list-style-type: none"> 園外における研修 4日 園内における研修【研修指導員による研修】 8日 ③中堅教諭等資質向上研修(幼稚園教諭) <ul style="list-style-type: none"> 園外における研修【教育センター研修等】 3.5日 園内における研修 7日 ④幼児教育推進研修 1日 <ul style="list-style-type: none"> 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 1日 管理職研修 3日 中堅職員研修 3日 	2,439	教育庁 教育指導課	65
		<ul style="list-style-type: none"> ●幼児の育成のための教員研修 就学前人権教育講座～自分を大切に、他の人も大切にできる子どもの育成をめざして～ ・説明 「しまねの人権教育について」 本課指導主事 ・講演 「一人一人がみんなたいせつ～子どもの心に気づくとき～」 講師：児童文学作家 くすのき しげのり 対象：幼稚園・認定こども園の教員、保育所の保育士、特別支援学校の幼稚部担当教員 参加者：125名 	200	教育庁 人権同和教育課	65
		<ul style="list-style-type: none"> ●教員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①小学校家庭科教育講座 1日(受講者13名) ②ゼロから学びたい先生のための教科教育研修 技術・家庭(家庭分野) 1日(受講者6名) 多様な課題に立ち向かう子どもたちの問題解決能力や意思決定能力を育成するために、授業づくりを中心に講義・演習を行った。 	77	教育庁 教育指導課	66
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性研究者による講演会を実施し、女子生徒のロールモデルを示す機会とした。 益田高校 益田未来協働フェスタ2022 「宇宙に関する講演会」 広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授 藪田 ひかる氏 	—		67
		<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育に係わる研修 ・新任教職員研修、教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修におけるキャリア教育研修 	—		68
		<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育主任等研修で、性別による固定的な考え方にとられない人権意識と人権感覚を高めることの重要性について内容として取りあげた。 	—	教育庁 人権同和教育課	68
		<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校、県立学校校長対象の教育施策説明会や管理職研修等において指導し、男女共同参画に関する理解の促進に引き続き努めた。 	—	教育庁 学校企画課	69
		<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取り上げた。 ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて性別による区別がなされるものやコトについて研修ができるよう支援した。 ●出前講座で新規に「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。 ●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和4年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取り上げた学校の割合について、情報提供を行った。 	—	教育庁 人権同和教育課	69・70
		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。 	—	総務課	70
		<ul style="list-style-type: none"> ●私立学校振興費補助金の政策的経費配分として、人権・同和教育費配分を行った。 	36,196		71
		<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制の必要性と重要性について説明し、支援体制づくりを促した。 	—	教育庁 人権同和教育課	72

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		(2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進			
		<p>●親学プログラムの普及</p> <p>①県内において親学プログラムを活用した研修会を75回実施し、1,399名が参加した。</p> <p>②令和4年度末までに、同プログラムの進行役を担うファシリテーターを861名養成した。</p> <p>*親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことを狙いとする学習プログラム</p> <p>参加者同士が交流しながら、自ら気づき考えることを重視する参加型の学習方法で実施</p>	492	社会教育課	73
		●市町村における親学プログラムに関する様々な取組について取材したものを、情報紙「しまねの社会教育だより」を通じて情報提供した。	238		73
		<p>●幼稚園・こども園・小中学校・高等学校・特別支援学校のPTA役員等が、学校と家庭・地域社会を結ぶ要として重要な役割を担っていることを再認識し、学校・家庭・地域が連携・協働し地域総がかりで子どもを育てていくために、PTAとして何を、どのように進めていけばよいかについて、参加者全員で考える研修会を実施した。</p> <p>『島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会』</p> <p>テーマ：「子どもの成長に親としてどう寄り添うか」</p> <p>～子どもと向き合う時に大切にしたいこと～</p> <p>開催日：令和4年11月26日</p> <p>会場：江津市総合市民センター「ミルキーウェイホール」</p> <p>参加者：幼稚園・こども園・小中学校・高等学校・特別支援学校のPTA会員等127名</p>	236		74
		●人権教育・啓発の市町村担当者や社会教育関係者等を対象にした地域指導者養成講座で、ジェンダーや性別役割分担についての考え方、性の多様性について、男女共同参画に関する県民意識調査の結果などを取り上げた。	199	人権同和対策課	75
		<p>【基礎講座】 令和4年 5月24日、5月31日 雲南市 18名</p> <p>令和4年 5月27日、6月3日 江津市 33名</p> <p>【専門講座】 令和4年 10月11日、11月4日 出雲市 21名</p> <p>【地域中核指導者連絡協議会】 令和5年 1月27日 オンライン13名</p>			
		●商工団体において実施するリーダー研修等に対して支援を行った。【再掲】 P47参照	36	中小企業課	再掲59
		●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P39参照	7,992	女性活躍推進課	再掲59 (再掲10)
重点目標6		地域・農山漁村における男女共同参画の推進			
		(1) 農林水産業における男女共同参画の推進			
		〈ア〉 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画			
		●県内各地で実施される「県民参加の森づくり事業」の要望の採択にあたって、水と緑の森づくり委員女性5名（男性2名）の意見を参考とした。	—	林業課	76
		●多くの女性が農業委員に参画できるよう、一般社団法人農業会議と連携し、各市町村農業委員会に働きかけを行った。	—	農業経営課	77
		●8月に実施した総合ヒアリングにおいて、女性登用の取組の着実な推進を進めるよう指導を行った。	—	農林水産総務課	77
		なお、JAしまね6月総代会における役員改選の結果、女性役員の割合が増加した（10.9%→13.0%）			
		●森林組合法に基づく自発的な取組により、現在、13組合中2森林組合で、女性理事（2名：常勤0、非常勤2）が就任（令和2年6月、令和4年5月）	—	林業課	77
		〈イ〉 農林水産業等における女性の経済的地位の向上			
		●沿岸自営漁業の新規就業者に対し、漁業の知識や技術の習得を支援するとともに、経営開始時の生活基盤を支える給付金を給付した。	—	沿岸漁業振興課	78
		●農林水産物加工事業への起業を目指す女性の就業希望者に対し、生産から加工、販売までの取組を支援した。	—		79
		●しまね女性農業者ネットワーク（3Cの会）に対して、会の活動推進に向けた情報提供及び事務の補助を行った。	—	農業経営課	80
		●認定農業者、認定新規就農者の共同申請にあたり、家族経営協定の締結に向けた支援を市町村等関係機関と連携し行った。	—		81
		●女性就業者が快適に働ける環境をつくり、就業者の確保・定着強化に繋げるため、就労環境改善のための補助事業（トイレ、更衣室整備）において、補助率をアップ（1/3→1/2）している。上限1,000千円/件	959	林業課	81
		・事業名：意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業（令和元年度～）			
		・令和4年度取組実績 2事業体。内容：女性トイレ改修			
		●ハウス等整備事業の中で、担い手農業者（女性や若者等を含む）の環境モニタリングシステム等のスマート技術の導入を支援した。	147,146	産地支援課	82
		●商工団体において実施する資質向上研修等に対して支援を行った。	228	中小企業課	83
		・島根県商工会女性部連合会女性経営者等資質向上セミナー			
		日時：令和4年11月7日、24日、25日			
		場所：松江市・浜田市・海士町			
		出席者：62名			
		テーマ：「インボイス制度セミナー」			

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		(2) 地域活動における男女共同参画の推進			
		<p>●島根県男女共同参画サポーターの養成</p> <p>①基礎研修 内 容：講義、事例紹介、ワーク テーマ：「あなたも地域のジェンダー平等 ” 仕掛人” になろう（導入編）」 講 師：小川洋子（公益財団法人 しまね女性センター 事業課長） 福谷修平（公益財団法人 しまね女性センター 専門員） 開催日：＜松江会場＞令和4年5月13日 ＜浜田会場＞令和4年5月18日 ＜大田会場＞令和4年5月15日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：55名 ＜松江会場＞25名 ＜浜田会場＞23名 ＜大田会場＞7名</p> <p>②資質向上研修 内 容：講義、ワーク テーマ：「あなたも地域のジェンダー平等 ” 仕掛人” になろう（企画力養成編）」 講 師：森野和子（株式会社ライフキャリアデザイン・アソシエイツ代表取締役） 開催日：＜松江会場＞令和4年11月4日 ＜浜田会場＞令和4年9月2日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：18名 ＜松江会場＞10名 ＜浜田会場＞8名</p> <p>③アクティブサポーター養成研修 内 容：講義、ワーク、課題提出 ※オンライン実施 テーマ：「あなたも地域のジェンダー平等 ” 仕掛人” になろう（伝えるチカラ編） ～思い・考えを整理した、論理的な伝え方～」 講 師：島直子（独立行政法人 国立女性教育会館（NVEC） 研究国際室研究員） 開催日：令和4年10月26日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：49名 ＜松江会場＞8名 ＜市町村会場＞33名 ＜個人参加＞8名</p> <p>④男女共同参画に関する相談対応</p>	1,740	女性活躍推進課	84
		●公益信託しまね女性ファンドにより、女性を中心としたグループの活動を支援【再掲】 P40参照	(採択額) 9,360		再掲14
		<p>●活動団体の自立促進と活性化事業 ボランティア活動をはじめとする県民の様々な社会貢献活動に県民が参加しやすい環境をつくるため、しまね県民活動支援センター（ふるさと島根定住財団）等において実施</p> <p>①情報誌 「しまねいきいきねっと」の発行（2,500部発行/隔月） 「いきいき広場」メールマガジンの発行 24回 「県民いきいき広場」情報掲載 345件</p> <p>②研修・相談等 ・NPO実務者研修 6回（103名受講） ・専門相談員による相談業務（相談件数38件） ・ファンドレイジングセミナー 4回（52名受講）</p> <p>③県民いきいき活動奨励賞 ボランティア団体、NPO、企業、学生が行う活動のうち、特に地域貢献度の高いものの顕彰を実施 表彰団体：15団体</p> <p>④NPO活動総合支援融資制度事業 資金調達が課題となっているNPO法人の活動を支援するため、金融機関と協調し低金利融資を実施</p>	16,443	環境生活総務課	85
		<p>●県民との協働のための環境づくり事業 協働の正しい理解と認識を深めることを目的とした研修等の実施</p> <p>①行政職員とNPOの協働研修（職員の新型コロナウイルス感染症の影響により中止） ②島根県県民いきいき活動促進委員会の開催（2回開催）</p>	584		85

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>●しまね社会貢献基金事業 NPO等、活動団体を支援し、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るため、しまね社会貢献基金を活用した活動支援事業等を実施</p> <p>①団体活動支援事業 ・しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業を支援 採択件数：18件（うち1件事業中止、1件事業延期） ・団体活動支援事業（提案型） 採択件数：4件（うち1件事業延期）</p> <p>②寄附者設定テーマ事業 寄附者が設定したテーマに基づきNPOが企画・実施する事業を支援 採択件数：8件</p> <p>③鳥取・島根両県共通の課題解決に資するモデル的協働の取組を支援</p>	19,785	環境生活総務課	85
		<p>●コミュニティソーシャルワーク実践基礎研修 実施主体：島根県社会福祉協議会 実施内容：前期・後期各1回、自主学習会4回開催</p> <p>●コミュニティソーシャルワーク実践力強化事業 実施主体：県社会福祉協議会（負担 国1/2、県1/2） 事業内容：コミュニティソーシャルワーカー実践力強化研修（リモートにより1回開催）</p>	8,288	地域福祉課	86
重点目標7 防災対策における男女共同参画の推進					
(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
		<p>●市町村防災担当課長会議を開催し、市町村防災会議委員への女性登用など防災における男女共同参画の推進について、市町村に働きかけを行った。 ・会議開催日：令和4年4月15日 ・開催場所：島根県民会館中ホール、県内WEB会議参加会場（県庁、市町村会議室）</p>	—	防災危機管理課	87
(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進					
		<p>●自主防災組織リーダー研修会 防災・減災と男女共同参画について、普及啓発に努めた。 ・開催日：令和4年11月12日、令和4年11月13日 ・講師：特定非営利活動法人NPO政策研究所 相川康子専務理事 ・開催場所：浜田合同庁舎 2階大会議室 ・研修参加人数：48名</p>	498	防災危機管理課	88
		<p>●男女共同参画視点での防災に関する研修対応 （公財）しまね女性センターへ委託し、市町村や地域の自主防災組織等の主催する防災研修において、「男女共同参画の視点での防災」をテーマにした研修依頼に講師として対応した。 （内訳）市町村2、各種団体3</p>	—	女性活躍推進課	89
		<p>●消防団員向け研修 地域防災力の向上における消防団員の役割と男女共同参画について、研修会を実施した。 ・開催日：令和4年12月10日 ・講演：消防団と地域防災～地域防災力の充実強化について～ ・講師：山口大学大学院 瀧本浩一准教授 ・開催場所：ホテル白鳥 ・研修参加人数：55名</p>	—	消防総務課	90
		<p>●災害対応における防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センター（しまね女性センター）の連携・役割分担表について一部修正を行った。</p>	—	女性活躍推進課	91
		<p>●福祉避難所の設置・運営に関する実務研修 福祉避難所及び新型コロナウイルス対応に関する知識を習得し、福祉避難所マニュアルの作成方法を学び、参加者自身がマニュアルを作成することを目的として、市町村職員、社会福祉協議会や福祉施設の職員を対象とした研修を実施した。 ・開催日：令和4年11月19日（前期）、令和5年2月25日（後期） ・内 容：講義、グループワーク ・テーマ：災害時における男女共同参画の視点からの国の取り組み 大災害及び福祉避難所の状況 災害と福祉関係者のイメージづくりなど ・開催場所：江津市役所3階会議室、隠岐の島町役場（オンライン開催） ・研修参加人数：36名（前期）、31名（後期）</p> <p>●市町村の地域防災計画に男女共同参画の視点に基づく記述が盛り込まれているかを確認し、必要に応じて助言を行った。</p>	—	防災危機管理課 女性活躍推進課	92

基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所管課	施策番号
重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶					
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり					
		<ul style="list-style-type: none"> ●啓発・広報 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～11月25日）に啓発活動を実施することにより、女性に対する暴力根絶の社会的気運を醸成するとともに女性相談窓口の周知を図った。 【活動内容】 ・市町村相談窓口へのポスター、チラシの掲示等による啓発 ・関係機関職員によるパープルリボンの着用 ・警察署において、電光掲示板等での掲示 ・公用車に啓発用マグネットシートを貼付 ・県民公開講座の開催 テーマ：「支配される家族たち～DVによる女性と子どもの心への影響～」 公開講座：令和4年12月6日 [松江会場、大田会場（オンライン講演会）] 参加者数 77名 ・県立図書館でのパネル展示（11月5日～11月30日） ・パープル・ライトアップ （TSKさんいん中央テレビ、芸術文化センターグラントワ、由志園、県立美術館） 	765	青少年家庭課	93
		<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等の被害の状況、心身の状態等から必要と認められる場合は、被害者等の希望に応じて、早期援助団体（島根被害者サポートセンター）へ情報提供を行うとともに、女性相談センター、スクールカウンセラー、産婦人科医等の関係機関等と連携した支援を実施した。 ●犯罪被害者等の精神的な負担を軽減するため、被害者等の要望に応じて適切にカウンセリング支援を行い、その費用の公費負担を実施した。 ・部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数4人8回 ・精神科医等による診療支援実施件数1人4回 	87	警察本部 広報県民課	94
		<ul style="list-style-type: none"> ●警察学校における各種教養時において、犯罪被害者等の二次的被害防止の重要性等に関する教養を行うとともに、被害者と直接接することとなる警察職員を対象とした研修会、講演会等を開催し職員のスキルアップを図った。 ●関係機関による意見交換会の開催 島根県青少年家庭課、女性相談センター、児童相談所等、関係機関との意見交換会を開催し、連携強化を図った。 	—	警察本部 広報県民課 少年女性対策課	95
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進					
〈ア〉 予防教育・普及啓発の充実					
		<ul style="list-style-type: none"> ●県民公開講座の開催 テーマ：「支配される家族たち～DVによる女性と子どもの心への影響～」 公開講座：令和4年12月6日 [松江会場、大田会場（オンライン講演会）] 参加者数 77名 	564	青少年家庭課	96
		<ul style="list-style-type: none"> ●若年層を対象としたDV予防啓発【再掲】 P48参照 	260		再掲61
		<ul style="list-style-type: none"> ●授業等を通じたDVやデートDVの予防啓発【再掲】 P48参照 	739	教育庁 保健体育課	再掲61
〈イ〉 相談支援体制の強化					
		<ul style="list-style-type: none"> ●県のDV相談担当者の資質向上 DV被害者の人権、DVの特性等に関する理解を深め、相談担当者の専門性向上を図るための研修を実施した。 ・女性相談員・女性相談担当者実務者研修 ・女性相談員・女性相談担当者専門研修（前期・後期） ●その他国等が主催する研修へのオンライン参加 	63	青少年家庭課	97
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV相談啓発カードの配置場所の拡大 関係機関の窓口だけでなく商業施設の化粧室にも設置できるよう、協力依頼を行っている。 	—		98

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●各相談窓口での専門相談、被害者のカウンセリング <ul style="list-style-type: none"> ①女性相談事業 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 ・内容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 ・相談件数：3,893件 ②巡回相談 市町村が行う相談会場に出張し対応している。 ③専門家による相談 弁護士による法律相談を月1回、精神科医による心理面接相談を月2回開催している。 また、女性相談センター心理判定員によるカウンセリングを随時実施している。 ・法律相談件数：17件 ・心理面接件数：14件（囑託医相談） ・心理判定員によるカウンセリング件数：78件 	47,216	青少年家庭課	99
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV・児童虐待対応関係機関相互理解への取組 女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員が、DVと児童虐待両方の専門研修を受講し、相互理解を深め、連携の強化を図った。 	—		100
		<ul style="list-style-type: none"> ●警察学校における各種教養時において、犯罪被害者等の二次的被害防止の重要性等に関する教養を行うとともに、被害者と直接接することとなる警察職員を対象とした研修会、講演会等を開催し職員のスキルアップを図った。 	—	警察本部 広報県民課	101
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の女性相談担当及びDV対策担当の職員に向けた研修等の実施 ・女性相談担当者実務者研修を実施した。 ・各市町村への巡回相談を実施し、市町村担当者の資質向上を図った。 	—	青少年家庭課	101
		<ul style="list-style-type: none"> ●日本語に不慣れな外国人女性の相談を受けるにあたり、通訳者を介して相談者が抱えている課題を正確に把握し、適切な支援が行えるよう、通訳ボランティアの養成講座及びフォローアップ研修を実施した。 	8		102
		(ウ) 被害者の安全確保・自立(自律)支援			
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。 ・一時保護件数：11件（うち5件がDVによるもの） 	25,836	青少年家庭課	103
		<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護委託等 被害者の状況に応じ、外部団体へ一時保護を委託している。 	746		103
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者保護支援ネットワーク事業 全県及び各圏域において女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、相談体制や自立支援策の充実を働きかけるとともに連携強化を図った。 	35		104
		<ul style="list-style-type: none"> ●島根県被害者支援連絡協議会総会を開催し、会員間の相互連携の充実強化を図った。 ●関係機関との情報共有 事案を認知した場合、関係機関に情報提供するとともに、被害者の意思、状況に応じて一時保護を依頼している。 	—	警察本部 広報県民課 少年女性対策課	104
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害者に対する一時的な住居の提供、経済的自立のための資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ①ステップハウス提供事業 DV被害者が自立できるまでの一時的住居として、ステップハウスを確保した。 ・利用実績：2世帯 ②DV被害者自立支援金貸付制度 DV被害者の一時保護所退所後の当面の生活資金として貸付事業を実施している。 ・利用実績：なし 	2,159	青少年家庭課	105
		(エ) 暴力行為への厳正な対処			
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害者への適切な助言、加害者への厳正な指導警告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への適切な助言等の実施 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導などの助言指導を行った。 ・加害者への厳正な指導警告 加害者に対する指導警告や加害行為の原因を解消するためのカウンセリング（スーパーアドバイザー制度）を推進した。 ※認知状況 DV 123件【※令和4年中（1月～12月）】 ※スーパーアドバイザー運用回数5回 	47	警察本部 少年女性対策課	106
		(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進			
		(ア) 性犯罪・性暴力への対策			
		<ul style="list-style-type: none"> ●「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）に合わせ、県が作成した若年層向けの啓発リーフレットを県内の中学・高校生へ配布し、啓発を行った。 ●若年層を対象としたDV予防啓発【再掲】 P48参照 	284	青少年家庭課	107 (下段は再掲61)

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●教員研修において独立行政法人情報処理機構セキュリティセンターから「ネットトラブルの現状とその対応について」の講義を受け、学校への普及を図った。 ●文部科学省作成の「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画」を県立学校に周知し活用を促した。 	—	教育庁 教育指導課	108
		<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取り上げた。【再掲】 ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を発行し、学校などにおいて性別による区別がなされるものやコトについて研修ができるよう支援した。【再掲】 ●出前講座で新規に「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。【再掲】 ●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和4年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取り上げた学校の割合について、情報提供を行った。【再掲】 P48参照 	—	教育庁 人権同和教育課	再掲70
		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。【再掲】 P48参照 	—	総務課	再掲70
		<ul style="list-style-type: none"> ●行為者に対する捜査・警告 事案を認知した場合、可及的速やかに聞き込み調査及び防犯カメラ捜査等を実施し、行為者を特定。 行為者に対する取調べを実施し、事件検挙又は、指導警告を実施した。 	—	警察本部 少女女性対策課	109
		<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪の未然防止のため、女性の被害防止対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ①女性の自主防犯意識を高める活動 <ul style="list-style-type: none"> ・みこびー安全メール及びツイッターで女性の安全安心に関する情報を発信した。 (メール：222回 ツイッター：193回) ・高校や専門学校、企業等において、防犯講習会や護身術教養を開催した。 ・全ての小中高校において犯罪被害防止教室を開催した。 ②女性を犯罪から守るための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者による『子ども・女性』みまもり運動」を引き続き展開した。 ・自治体や自治会等に対し街頭防犯カメラの設置に関する働き掛けを行い、各地域の防犯カメラ設置を促進した。 ③女性を犯罪被害から守るための街頭活動 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による防犯パトロール活動を実施し、夜間における女性の安全確保対策を強化した。 ・青色防犯パトロール隊と連携したパトロール活動を実施するとともに、青色防犯パトロール隊員のボランティア保険料を負担するなど、防犯ボランティア団体の支援を実施した。 	3,013	警察本部 生活安全企画課	—
<p>〈イ〉性犯罪・性暴力被害者への支援</p>					
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談センター内に性暴力被害者支援センター「たんぼぼ」を設置し、専用電話による相談や、医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行った。 	681	青少年家庭課	110
		<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力被害者支援員専門研修会を年2回実施し、関係機関の支援員のスキルアップと連携強化を図った。 ●県立病院等の助産師等2名をDV・性暴力被害支援者研修へ派遣し、支援体制の強化を行った。 	544		111
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪被害者等へ「犯罪被害者の手引き」を交付し、各種支援制度等について情報提供するとともに、精神的負担の軽減を図るためのカウンセリング支援、経済的負担軽減を図るための診断書等の公費負担を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者等への公費負担実施件数（診断書料2件、初回診療料5件、カウンセリング5件） ●被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話機を配備し活用した。 	124	警察本部 広報県民課	112
		<ul style="list-style-type: none"> ●教養及び研修 性犯罪捜査専科 令和4年10月11日から10月14日 14名 	—	警察本部 捜査第一課	113
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪事件の検挙 迅速的確な性犯罪捜査を推進し、強制的性交等、強制わいせつ、監護者わいせつ事件等を検挙した。 	—		113
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性警察官等に対する性犯罪捜査研修会等の開催 各警察署に対する性犯罪事件捜査の巡回教養の実施 県下12署にて実施 参加者99名（うち女性40名） 	—		113
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪指定捜査員制度の運用 県下70名（うち女性警察官48名、少年補導職員2名）指定 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 警察官、少年補導職員の中から、女性職員を中心に、捜査経験者等の適格者を性犯罪指定捜査員として指定し、性犯罪捜査において被害者からの事情聴取、被害届の受理、捜査手続きの説明、病院受診時の付添等の活動を実施した。 ・事業実施主体：警察本部、警察署 	—		113

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪被害者の心情に配慮した採証活動 被害者の心情に配慮した採証活動を行うことにより、被害者の保護を推進 ・事業内容 全警察署及び警察本部に配布している性犯罪被害者の証拠資料を採取する際の機材や着替え等を更新整備した。被害者保護用ポンチョを配布した。 ・整備箇所及び実施主体：全警察署、警察本部 ・事業実施期間：通年 	—	警察本部 捜査第一課	113
		<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーはすべての公立学校（337校）に配置し、緊急対応等の依頼があれば派遣も行っている。 ●スクールソーシャルワーカーは市町村への委託（中核市である松江市を除く。）を含め、公立学校への配置や派遣等の体制を整えている。 	143,653	教育庁 教育指導課	114
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害者のプライバシー保護に配慮するとともに、犯罪被害者週間を中心にパネル展の開催やチラシの配布等、犯罪被害者に対する理解を深めるための広報啓発活動を実施した。 	—	警察本部 広報県民課	115
		〈ウ〉 売買春への対策			
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。【再掲】 P53参照 	—	青少年家庭課	116 (再掲99の①)
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童買春や島根県青少年健全育成条例違反の取締り、被害児童に対する保護活動 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、島根県青少年健全育成条例違反の取締りを行い、被害児童に対して、少年補導職員による継続支援等の保護対策を行った。 また、児童の支援のためのカウンセリング等（スーパーアドバイザー制度）の制度を推進した。 ・スーパーアドバイザー運用回数 0回 	—	警察本部 少年女性対策課	117
		<ul style="list-style-type: none"> ●風俗営業所への立入りを行い、実態把握、啓発活動を推進した。 ●風俗営業管理者講習や許可申請等における行政窓口対応時において、当該営業所の管理者等へ指導を実施した。 	—	警察本部 生活安全企画課	118
		<ul style="list-style-type: none"> ●繁華街における違法な風俗営業店等の情報収集及び取締りを推進した。 	—		118
		〈エ〉 人身取引への対策			
		<ul style="list-style-type: none"> ●警察や出入国在留管理庁の捜査により保護を要することとなった被害者の一時保護を行い、情報伝達手段として通訳者を確保する。 	—	青少年家庭課	119
		<ul style="list-style-type: none"> ●風俗営業所等における外国人の雇用実態把握、不法就労や売春関連事犯の取締り ①人身取引対策ポスター及び被害申告用リーフレットを各警察署に配布し、広報啓発活動や相談業務に活用した。 ②講習会等の機会や外国人を雇用する企業への訪問を積極的に行い、管理者対策を実施した。 ③出入国在留管理庁等の関係機関と積極的に情報共有を行い、雇用実態の把握及び違法情報の収集に努めた。 	—	警察本部 生活安全企画課	120
		(4) ストーカー事案への対策の推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害者への助言、行為者に対する検挙・指導警告 ・被害者への助言 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導などの助言指導を行った。 ・行為者に対する検挙・指導警告 各種法令に基づく事件措置やストーカー規制法に基づく行政措置（禁止命令・警告）等を実施 ※認知件数 ストーカー 123件 [※令和4年中（1月～12月）] 	—	警察本部 少年女性対策課	121
		<ul style="list-style-type: none"> ●ストーカーによる被害防止等の広報啓発 各種防犯教室等の機会を利用して、ストーカー被害に対する自己防衛力の向上を図った。 	—		122
		(5) ハラスメント防止対策の推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及・啓発を図った。 ・広報誌：「しまねの労働」 発行：年5回 各1,570部発行 配布先：一般企業、組合等 	209	雇用政策課	123
		<ul style="list-style-type: none"> ●職場のハラスメント対策についての啓発パンフレットやポスター等を市町村及び経済団体などに配布し、事業所におけるハラスメント防止の普及啓発を図った。 	—		123
		<ul style="list-style-type: none"> ●職場のハラスメント対策について啓発指導講師を派遣（44件）し、事業所におけるハラスメント防止の普及啓発を図った。 	—	人権同和対策課	123
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働トラブルを未然に防ぐ取組として、企業向けに「職場のハラスメント対策」をテーマとした出前講座を実施した。 実施回数 17回 参加者数 309人 	—	労働委員会	123
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働相談員の配置【再掲】 P45参照 	1,697	雇用政策課	再掲45
		<ul style="list-style-type: none"> ●事務局相談【再掲】 ●委員相談【再掲】 ●労働相談会【再掲】 P45参照 	—	労働委員会	再掲45
		<ul style="list-style-type: none"> ●個別労働関係紛争 あっせん申請件数 6件【再掲】 P45参照 	—		再掲46

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<ul style="list-style-type: none"> ●職員のハラスメントの正しい理解の醸成と意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・職場のハラスメントの実態を把握するため、職員対象にアンケートを実施。その結果を公表するとともに研修資料に活用 ・「人事課つうしん」での情報掲載や、セルフチェックシートの活用 ・新任所属長、新任GL向け研修でハラスメント防止対策について説明 ●職員が安心して相談できる体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の相談窓口を設け職員が自由に選択可能としているほか、相談窓口や相談後の流れをパンフレット等で周知 ・所属長の責務として所属職員に対して相談窓口を周知するよう徹底 ・所属長、管理職を含めた所属における相談員を対象に、相談対応に必要な知識や心構えの研修を実施 ・所属相談員が適切な相談対応ができるよう助言・指導を行う専門相談員を配置 	—	人事課	124
		<ul style="list-style-type: none"> ●職員のハラスメントの正しい理解の醸成と意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・各病院において、職員に対する研修会の実施 ●職員が安心して相談できる体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・相談員のスキルアップのため、「相談員研修会」への参加 	—	県立病院課	124
		<ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメントの実態を把握するため、教育委員会事務局等職員及び県立学校教職員を対象にアンケートを実施。設問に併せてハラスメント防止に関する注意喚起や相談窓口に関する周知を行うなど、実施方法を工夫した。 ●各所属において職員研修を実施するとともに、相談体制の充実を図るなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 ●所属相談員の相談対応にかかる助言・支援を行う「ハラスメント専門相談員」を設置し、相談体制の充実を図った。(平成26年10月～) 	—	教育庁 総務課	124
		<ul style="list-style-type: none"> ●県立学校においては、服務規律確保のために原則として各学期1回、年間3回程度の校内研修を実施することとし、その内1回はハラスメント防止の内容で実施することとしている。ハラスメント防止研修については全県立学校で実施され、教職員の理解促進、意識向上の取組がなされた。また、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、ハラスメントに関する相談員が各校に複数名置かれ、被害の防止、早期対応の体制づくりに努めた。さらに、年度初めに昨年度のハラスメント相談件数を各校に報告させ、相談があった学校には直接連絡をとり、内容の確認及び対応を行った。 ●市町村立小中学校においては、ハラスメント防止に関する取組状況を毎年度把握し、結果をフィードバックしている。 	—	教育庁 学校企画課	124
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村立小中学校においては、ハラスメント防止に関する取組状況を毎年度把握し、結果をフィードバックしている。 	—	教育庁 人権同和教育課	124
		<ul style="list-style-type: none"> ●各職場等における啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・署長、所属長等幹部が集まる会議の場において定期的にハラスメント防止教養を行い、未然防止や認知時の対応等について周知した。また、所属ごとに様々なハラスメント施策を実施した。 ・新任警察署長会議、県下副署長・調整官・次長会議等における教養 ・警部昇任予定者に対する昇任前教養 ・所属会議、朝礼等での署員、課員に対するハラスメント教養実施 ・初任科生へのハラスメント授業の実施 ・全職員に対するハラスメント対策に関する執務資料の発出 ●ハラスメントを相談しやすい仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初にハラスメント相談員を新規指定したほか、職員から匿名メールができる「絆ホットメール」、女性職員専用の相談メール「Woman's eye」等各種相談窓口を周知し、間口を広げ、ハラスメントが埋もれない相談の仕組みを維持している。 	—	警察本部 警務課	124
重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進					
(1) 思春期・若年期における健康づくり					
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の性に関する指導や健康問題について、医師等と連携して「健康相談事業（電話・面談での相談）」を実施した。 相談件数：81件 相談内容：性に関すること、心の健康に関すること、発達障がいなど 	140	教育庁 保健体育課	125
		<ul style="list-style-type: none"> ●思春期等相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・思春期相談の専門窓口を助産師会に委託して実施するとともに、教育分野とも連携し相談・支援する関係者の資質の向上を図った。 ・実施主体：県 ・事業内容：保健所における相談件数 15件 助産師会における相談件数 113件 	200	健康推進課	126
		<ul style="list-style-type: none"> ●エイズ・性感染症普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体等を用いて、正しい知識の普及を図った。 	135	感染症対策室	127
		<ul style="list-style-type: none"> ●性感染症検査事業<令和4年度中> <ul style="list-style-type: none"> ・性感染症検査（エイズ）：124件 ・性感染症相談件数（エイズ）：47件 	402		127

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<p>●薬物乱用防止の広報・啓発活動</p> <p>*事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ・ゼッタイ」普及運動としてポスターの掲示やリーフレット等啓発資材の配布等、関係機関と連携し、薬物乱用防止の啓発を行った。 ・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ・中学、高校生からポスターを募集し、優秀作品を図案とした啓発資材を作成し、配布した。 ・啓発活動推進のため薬物乱用防止指導員（132名）を委嘱している。 	275	薬事衛生課	128
		●麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動島根大会を開催した。	526		128
		<p>●若年層への薬物乱用防止教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策説明会や研修等で、薬物乱用防止教室の開催について説明をし、実施するよう呼びかけた。 ・島根県薬剤師会と連携し、学校薬剤師が学校での「薬物乱用防止教室」の講師となるよう依頼をした。 ・薬物乱用防止教室の実施率 小学校48% 中学校83% 高等学校75% 	—	教育庁 保健体育課	128
		<p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察広報紙をはじめ、自治体及び関係機関と連携した広報紙やマスメディアを活用した広報啓発活動を推進した。 ・事業主体：警察本部、警察署 ・事業実施期間：通年 ・県内の小・中・高等学校等111校において、薬物乱用防止教室（延べ124回）を開催した。 	—	警察本部 少年女性対策課 組織犯罪対策課	128
		<p>●喫煙等の悪影響についての普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校及び公民館、子育て支援センターを対象とした受動喫煙防止対策の状況についての調査を実施 ・各圏域健康長寿しまね推進会議での啓発活動 ・小中学校を対象とした出前講座の実施、学校からの要望を受けて教材の貸出などを実施 ・中高生を対象にした受動喫煙対策リーフレットを教育委員会等を通じて周知 ・大学での医学教育として喫煙の健康被害に関する授業を実施 ・世界禁煙デー・禁煙週間における啓発の実施（小学校や事業所等へのチラシの配布、健康教室等でのチラシの配布、パネル・ポスターの展示、無線（有線）放送、ホームページや広報誌への掲載など） 	665	健康推進課	129
		<p>●未成年者の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法の一部を改正する法律の周知徹底を図るとともに、学校での受動喫煙防止の徹底を図った。 ・敷地内禁煙実施率100% ・施策説明会や研修等で、喫煙・飲酒防止教室の開催を呼びかけた。 ・喫煙・飲酒防止教室の実施率 小学校34% 中学校45% 高等学校25% 	—	教育庁 保健体育課	129
(2) 妊娠・出産などに関する健康支援					
		<p>●健やか親子しまね推進事業【再掲】</p> <p>P40参照</p> <p>●妊娠・出産包括支援事業</p> <p>母子保健指導者養成研修（厚生労働省主催の委託研修：オンライン・オンデマンド配信）の案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：妊娠前から子育て期の支援について、6つのテーマで配信 ・対象者：市町村及び保健所、児童相談所の保健師等母子保健事業に従事している者 ・視聴者：134人 	1,534	健康推進課	130 (上段は再掲16)
		<p>●子育て情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を掲載 ・イベント情報を掲載 	214	健康推進課 子ども・子育て支援課	131
		<p>●妊娠・出産等相談事業</p> <p>妊娠、出産等の各ライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援（不妊・不育・出生前遺伝学的検査（NIPT）等に関する専門的な相談を含む）を行い、安全・安心で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理及び生涯を通じた女性の健康の保持増進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：県 ・主な事業内容 電話相談：月・火・水・金・土（年末年始・祝日除く）10:00～16:00 メール相談：随時 面接相談：要予約 ・実施場所：島根大学医学部附属病院に「しまね妊娠・出産相談センター」を委託設置 ・相談件数：146件 	3,626	健康推進課	132

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>●特定不妊治療費助成事業 不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して治療費が高額である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、その医療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図った。 ・実施主体：県 ・助成額 【特定不妊治療】治療1回につき助成上限額30万円 （治療内容によっては上限10万円） 【男性不妊治療】特定不妊治療に併せて治療を受けた場合、治療1回につき上限30万円 ・助成要件 治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者 ・助成件数：408件 （※松江市の中核市移行に伴い、平成30年度より松江市在住者分を含んでいない）</p>	50,073	健康推進課	132
		<p>●不妊治療＜先進医療＞費助成制度 不妊治療における生殖補助医療について、医療保険適用の対象ではないが先進医療として実施される医療の受診に要した費用の一部を助成することにより、治療に臨む方の経済的負担の軽減及び先進医療の医療保険収載の促進を図った。 ・実施主体：県 ・助成額：先進医療費用の7/10（上限5万円） ・助成件数：146件 ・広報：チラシ配布</p>	3,999		132
		<p>●男性不妊検査費助成事業 不妊の原因の約半数は男性にあると言われているが、男性の治療参加は遅れがちで、治療効果も上がりにくい。このため、男性不妊検査費の一部を助成することで、男性不妊に対する意識啓発を図った。 ・実施主体：県 ・助成額：男性不妊検査費用の7/10（上限2万8千円） ・助成件数：38件 ・広報：チラシ配布</p>	1,187		132
		<p>●不育症検査費助成事業 不育症に悩む方に対し、研究段階の不育症検査に係る費用を助成することで、当事者の経済的負担の軽減を図り、安心して治療・検査に臨むことができる環境を整備した。 ・実施主体：県 ・助成額：1回あたり上限5万円 ・助成件数：0件</p>	—		132
		<p>●しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度 認定時の審査項目に不妊治療を目的とした休暇制度の有無を単独で評価項目として追加</p>	—	女性活躍推進課	133
		<p>●お産あんしんネットワーク事業 ①周産期医療協議会 ・周産期医療協議会を開催し、島根県における周産期医療体制の充実を図った。 ・圏域周産期医療体制検討会を開催し、各圏域における周産期医療体制について検討した。 ②島根県周産期医療ネットワーク構築事業 ・総合及び地域周産期母子医療センターに対し運営費等を補助した。 ・総合周産期母子医療センターへ周産期情報センターを設置した。 ・周産期医療関係者への研修等を実施した。</p>	88,711	健康推進課	134

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<p>●島根で働く医師を「呼ぶ」 「赤ひげバンク」等を活用した県外医師の招へい 島根県内の医療機関に興味や関心のある医師にWeb面談や地域医療視察ツアーを行い、希望にマッチする医療機関を紹介した。令和4年度は、内科など7人の医師を県内の医療機関に斡旋した。 【実績】医師招へい数7人（うち産婦人科医0人、小児科医0人） 医師面談：14人 地域医療視察ツアー参加者：12人 ※「赤ひげバンク」とは、県が運営する医師や看護師などの医療従事者の登録制度 登録者には、機関紙や求人情報などを提供</p> <p>●島根で働く医師を「育てる」 ①自治医科大学の運営 全都道府県共同で運営 ②奨学金制度 将来県内で働くことを条件に奨学金を貸与 ③研修支援資金制度 県内の産婦人科・小児科医師の緊急確保のため、研修医へ研修支援資金を貸与 【令和4年度貸与】産婦人科：初期0人、後期2人 ④寄附講座「島根大学地域医療支援学講座」の設置 ⑤しまね地域医療支援センターの設置 ・医師のキャリア形成支援 ・充実した研修体制の推進 ・研修医確保に向けた情報発信 ・ワークライフバランスの推進 ・医療状況の把握、分析</p> <p>●島根で働く医師を「助ける」 ①防災ヘリ、ドクターヘリ ②代診医の派遣 ③周産期医療体制構築のための医療機関への支援 ④全県医療情報ネットワーク（まめネット） ⑤医師確保計画推進事業</p>	767,924	医療政策課	135
		<p>●がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 ・がん診療連携拠点病院等による「がん・生殖医療ネットワーク会議」に参加し、相談体制の充実や医療機関の連携を図った。（年3回） ・がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法等に要する費用の一部を助成した。 妊孕性温存療法：9件 温存後生殖補助医療：4件</p>	1,284	健康推進課	136
		<p>●妊娠・出産包括支援事業【再掲】 P57参照</p>	—		137 (再掲130の下段)
(3)中高年期における健康づくり					
		<p>●健康寿命延伸強化事業 ・7圏域のモデル地区において地域とともに健康づくり活動を実施し、取組について地域住民とともに発表した。</p> <p>●働き盛り世代の健康づくり強化事業 ・職場や家庭で健康づくり活動に積極的に取り組むきっかけづくり、環境づくりに向け、「しまね☆健康づくりチャレンジ月間」の実施 (参加者：1,028人)</p> <p>●健康な食環境づくり事業 ・健康に配慮した弁当、総菜の考案と商品化</p>	13,561	健康推進課	138
		<p>●妊娠・出産等相談事業【再掲】 P57参照</p> <p>●思春期等相談事業【再掲】 P56参照</p>	3,826		139 (上段は再掲132 (下段は再掲126))
		<p>●乳がん・子宮がん検診等の受診啓発 TVCMやしまねっこCH動画の制作、女性が手に取りやすいリーフレットの作成・配布、がんセミナーの開催等、様々な啓発活動を実施した。</p>	—		140
		<p>●しまね☆まめなカンパニー推進事業 従業員の健康づくり、健康経営などに取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定登録し、メールマガジンの発行や、事業所が取り組む優良事例を県のホームページで取り上げる等の支援を実施した。 (令和4年度末：319事業所認定)</p>	—		140

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<p>●生活習慣病予防対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び圏域健康長寿しまね推進会議において、構成団体と連携して望ましい生活習慣の普及啓発を実施した。 健康寿命延伸プロジェクト事業において、県民自らが健康づくりに取り組めるよう環境整備を進めた。(県庁内連携、各圏域モデル地区での健康づくり活動の展開、食環境整備、働き盛り世代の健康づくり強化) がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化防止について、関係機関と協議を行い、普及啓発を行った。 <p>【事業内容】</p> <p>①地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び保健所で協議会を開催し、働き盛り世代の健康づくりの推進について検討 各圏域の実態に合わせたテーマにより事業主セミナーを各保健所で実施 県及び保健所で発症予防や連携等の検討会を開催 <p>②糖尿病対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 県糖尿病委員会、圏域糖尿病対策連絡会を開催 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用、関係者の人材育成、糖尿病性腎症予防啓発 糖尿病性腎症重症化予防の取組推進に向け、国保ヘルスアップ支援事業等により市町村へ支援強化 <p>③循環器病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 高血圧予防の啓発、家庭や事業所等での血圧測定の環境整備のすすめ、症状出現時の早期受診勧奨啓発の強化(チラシを作成し活用、事業所への訪問等を通じた働きかけの実施など) 	3,581	健康推進課	141
		<p>●国保ヘルスアップ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞や民放テレビスポット(CM)、ケーブルテレビを活用した啓発の実施。CMやケーブルテレビの内容については県公式YouTubeしまねっこチャンネルにも掲載した。 	—		142
		<p>●たばこ対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界禁煙デー・禁煙週間における啓発の実施(小学校や事業所等へのチラシの配布、健康教室等でのチラシの配布、パネルやポスターの展示、無線(有線)放送、ホームページや広報誌への掲載など) たばこ対策取組宣言事業所登録事業(87団体)、たばこの煙のない理美容店登録事業(140店舗)の実施。 第4次たばこ対策指針に基づき、受動喫煙防止と禁煙サポートを重点化した取組を行った。事業所における受動喫煙防止対策の啓発チラシを活用し各圏域での働き盛り世代への啓発に活用するほか、事業所や団体による「たばこ対策取組宣言」「しまね☆まめなカンパニー」への登録など、主体的な活動を促した。 禁煙支援薬局(86店舗)の周知により禁煙相談窓口を拡大し、まめなくんの禁煙手帳を配布した。 	—		143
重点目標10 誰もが安心して暮らせる環境の整備					
(1)ひとり親家庭、生活困窮者への支援					
		<p>●母子福祉資金貸付事業</p> <p>配偶者が無く児童を扶養している女子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。</p> <p>*貸付実績 375件 177,036千円</p>	177,036	青少年家庭課	144
		<p>●寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>寡婦に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。</p> <p>*貸付実績 15件 8,909千円</p>	8,909		144
		<p>●父子福祉資金貸付事業</p> <p>配偶者が無く児童を扶養している男子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。</p> <p>*貸付実績 38件 26,130千円</p>	26,130		144
		<p>●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p> <p>高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けた。また、就業等を目指すひとり親を対象に、家賃相当額を貸し付けた。いずれも就業及び就業継続の条件を達成した場合、貸付額の返還を全額免除。</p>	504		144
		<p>●ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>ひとり親が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯等に家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、生活の安定を図った。</p>	155		144
		<p>●ひとり親家庭法律相談事業</p> <p>ひとり親家庭等を対象として、養育費の取得・金銭問題等について弁護士による法律相談を無料で実施した。</p>	202		144
		<p>●ひとり親家庭親子体験事業</p> <p>ひとり親家庭の親子の多様な体験機会を提供するイベントを開催した。また、参加者には生活支援物資を配布した。</p>	4,383		144
		<p>●ひとり親家庭等生活向上事業</p> <p>ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う市町に補助を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活向上を図った。</p>	5,884		144

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<p>●母子父子福祉センター運営事業 母子父子福祉センターに指導員を配置し母子・父子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行い、もって母子家庭等の自立助長を図った。</p> <p>【活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談 81件 ・職業紹介 346件 ・就業支援講習会等パソコン講習会 13人受講 ・養育費相談 34件 	7,397	青少年家庭課	145
		●ひとり親家庭養育費確保支援事業 ひとり親家庭の養育費の確保をより確実にするため、無料法律相談及び公正証書等作成費補助を実施した。	4,146		145
		<p>●公営住宅 ・県営住入居者募集の案内にひとり親世帯は、入居にあたり抽選の当選率が優遇される旨の記載を行っています。</p> <p>●居住支援協議会 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、居住支援法人その他関係団体との情報共有を行う協議会の開催</p>	—	建築住宅課	146
		●就業支援関係者等研修事業 ひとり親等からの相談に応じる者（母子父子自立支援員等）の資質向上を図るための研修会を実施した。	66	青少年家庭課	147
		<p>●自立相談支援事業の質の確保・向上対策 県内の自立相談支援機関の相談支援員を対象とする研修会の開催</p> <p>①国研修の伝達研修（1回2日間、5名受講）</p> <p>②テーマ別研修（1回2日間、24名受講）</p>	2,422	地域福祉課	148
		<p>●家庭の経済的負担を軽減するため、国の制度を活用し、支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料に対する支援 高等学校等就学支援金 1,244,876,181円 学び直し支援金 646,507円 専攻科修学支援金 861,300円 ・授業料以外の学用品費等への支援 奨学のための給付金 99,684,100円 専攻科奨学のための給付金 151,500円 <p>●県単独事業 ・授業料に対する支援 県単就学支援金 1,580,253円</p>	1,347,800	教育庁 学校企画課	149
		●高等学校等就学支援金：私立高校等に在籍する生徒等（年収約910万円未満の世帯）に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減	1,007,169	総務課	149
		●授業料減免制度：私立高校等に在籍する生徒等（年収約270万円未満及び約590万円以上910万円未満の世帯）を対象に授業料を減免（高等学校等就学支援金制度の対象者に対する就学支援金の上乘せ支援）	50,513		149
		●奨学のための給付金：私立高校等に在籍する生徒等（年収約270万円未満の世帯）を対象に授業料以外の教科書費・教材費等の教育費支援として給付	59,229		149
		●高等教育の授業料減免制度：県立大学及び県内私立専修学校で修学する低所得世帯の生徒等に対し、入学金及び授業料の免除にかかる経費を支援	229,495		149
(2)高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備					
		<p>●第8期介護保険事業支援計画に基づく施設の創設や増改築等にあたり、事業費の補助等により支援を行った。</p> <p><内訳> 老人福祉施設整備事業 91,350千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改築（50床） 介護施設等整備事業（総合確保基金） 96,543千円 ・認知症高齢グループホーム等の創設（3施設） 	187,893	高齢者福祉課	150
		<p>●介護保険サービス充実強化事業</p> <p>①認知症研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者向け認知症研修 受講者 207人 	9,395		150
		●介護サービス利用者の選択を実現するため、各事業所の提供サービスが比較検討できるような情報公表制度を実施するとともに、その定着を図った。	2,553		150
		●生活支援コーディネーター養成研修を実施し、地域の支え合いの仕組みを促進した。	2,911		151
		●地域包括支援センター職員向け研修を実施し、職員の資質向上を促した。	374		152
		●訪問看護の総合的な取組となるよう「島根県訪問看護支援センター」の設置等を検討した。	28,878		153
		●認知症疾患医療センターを設置し、二次医療圏における医療と介護の連携に関する体制づくりを構築した。	22,133		154
		●「介護マーク」の普及普及啓発のチラシを作成し、アルツハイマー月間での県立図書館展示などで配布	75		155

重点 目標	基本 方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		<p>●新たな共助の仕組みづくり推進事業 少子高齢社会に見合った持続可能なシステムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、元気な高齢者が支える側に立って活動するような意識改革を促し、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を推進した。</p> <p>○実施主体：島根県社会福祉協議会 ＊事業内容 (1) 健康福祉祭 全国健康福祉祭（ねんりんピック神奈川大会）に105名派遣。</p> <p>(2) 高齢者大学校（くにびき学園） 人材育成に重点をおいたカリキュラムの見直しを令和2年度に行い、新しくびき学園（2期目）として開講している。 東部校：22名 西部校：11名</p> <p>○実施主体：島根県老人クラブ連合会 ＊事業内容 (1) 健康づくり・介護予防支援事業 (2) 地域支え合い事業</p>	51,471	高齢者福祉課	156
		<p>●各市町村への状況調査実施により、地域見守りネットワークの設置検討状況を把握し、未設置の市町村への巡回訪問により設置の意義等を説明した。併せて、独居高齢者世帯等に啓発グッズを作成・配布し消費者被害防止のための啓発に努めた。</p>	1,110	環境生活総務課	157
		<p>●高齢者の安全まちづくり活動参加の促進 ①各地域の高齢者に対して、子ども見守り隊（声かけ活動、青色防犯パトロール活動）等の防犯ボランティア活動への参加・協力を依頼するなど、地域で実施する安全で安心なまちづくり活動に対する高齢者の参加を促進した。 ②青色防犯パトロール隊員に対し、ボランティア保険に加入してもらい、その保険料を負担した。</p>	1,168	警察本部 生活安全企画課	157
		<p>●高齢者が安心して暮らせる社会の実現 ①民生児童委員等と連携し、高齢者宅を協働で訪問するなどし、個別・直接的な注意喚起を実施した。 ②高齢者にもわかりやすい内容の、「防犯テキスト」を作成し、注意喚起を行った。 ③「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、電話による注意喚起を実施した。</p>	4,340		157
		<p>●障がい理解促進事業「あいサポート運動」 県民が多様な障がいの特性に関して正しく理解し、日常生活の中で障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けを行う心がけ・行動を「あいサポート運動」と名付け、広く県民に普及するための活動を行う。 ・あいサポート運動を実践する「あいサポーター」を増やすため、県民向け研修の実施。 ・あいサポーター研修の講師を務める「あいサポートメッセンジャー」の養成研修の実施及び、メッセンジャーのフォローアップ講座の実施 ・あいサポート運動広報事業 ①あいサポーター5163人養成 ②あいサポートメッセンジャー46人養成</p>	5,872	障がい福祉課	158
		<p>●障がい児等療育支援事業 在宅心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図った。 ・社会福祉法人等に委託（8事業所）</p>	9,717		159
		<p>●在宅心身障がい児等支援事業 各地域における心身障がい児（者）の療育体制の充実と受け皿の整備を図るために、在宅心身障がい児（者）を対象とする以下の支援を行った。 ①重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業 平成24年から法定サービスへ移行した在宅重症心身障がい児（者）の通園事業について、事業を継続するため、巡回・送迎にかかる経費の一部を助成した。 ・社会福祉法人に補助（2事業所） ②重症心身障がい児（者）サービス基盤整備事業 在宅重症心身障がい児（者）の在宅生活支援のため、看護職等を加配して、ショートステイ及びデイサービス等を実施する事業所に対して経費の一部を助成した。 ・デイサービス（8事業所）</p>	35,012		159
		<p>●特別児童扶養手当の支給 障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅障がい児の監護・養育者に対する手当を支給した。</p>	9,196		159
		<p>●グループホーム整備事業 障がい者の自立のための住まいや生活の場を確保するため、グループホームの整備に係る支援を行った。</p>	10,250		159
		<p>●退院に向けた相談体制の充実 精神障がい者の退院に向けた支援体制を強化するため、県、各圏域で関係機関と協議の場や研修会を開催するとともに、ピアサポーターや自立支援ボランティアによる退院支援の推進を行った。 ①協議会（4回） ②研修会等（9回） ③ピアサポーター、自立支援ボランティア活用（119件）※感染予防の為、病院内の活動実績減</p>	785		159
		<p>●島根県子ども発達支援事業費補助金 市町村が実施する、在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな事業に対して補助した。 ①障がい児ミニ療育事業（9市町） ②家族支援事業（3市町）</p>	9,034		159

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策 番号
		<p>●発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい者の相談・支援のため、発達障害者支援センターを県東部及び西部に各1か所設置するほか、発達障がい者に対する理解を促進するため、啓発・研修等を行った。 ①発達障がい支援フォーラム・地域啓発セミナー（2回：延べ参加者362名） ②主催研修会等（12回：延べ参加者2,778名）</p>	90,750	障がい福祉課	159
		<p>●障がい者の就労支援 障がい者の就労支援のため、就業・生活支援センターを7圏域に設置し、関係機関との連携の下、障害者の雇用の促進及び安定、事業主に対する助言等を実施 ●福祉施設等での就労訓練等の充実、工賃水準の向上にむけて支援を実施 施設からの一般就労の促進 R4 107人（対前年度 9人増） 工賃水準の向上 R4 20,141円（対前年度 392円増）</p>	173,979		160
		<p>●広域スポーツセンター運営事業 年齢、性別、障がいの有無等に関係なく多様な方々が、様々なスポーツを体験することができる「レクリエーション・フェスティバル」（県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会等と連携）を出雲、浜田の2会場で開催し、交流の場を提供した。</p>	21,655	スポーツ振興課	161
		<p>●文化芸術活動として、県内外での発表の機会を設けた。 県立美術館でのアート展など6か所で実施</p>	7,260	障がい福祉課	161
		<p>●しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 【事業内容】 ・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための改修に対する助成 ・高齢者等が安全で安心して生活するためのバリアフリー改修に対する助成（助成額の上限加算） ・子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 ・一定の耐震改修を行う場合 【助成件数】 ・569件（内、バリアフリー改修77件）</p>	170,721	建築住宅課	162
(3)外国人が安心して暮らせる環境整備					
		<p>●多文化共生啓発事業 ※委託先：（公財）しまね国際センター 【実施内容】 ①「人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い」を開催した。 ・参加者：280名</p>	20,735	文化国際課	163
		<p>●多文化共生推進事業 【実施内容】 ①多文化共生意識の醸成を図るため、市町村と連携して外国人住民向け多文化共生イベントを実施した。 ※委託先：（公財）しまね国際センター ・開催実績：3か所 参加者：217名 ②公立の小中学校、高等学校を対象に国際交流員による多文化共生セミナーを開催した。 ・開催実績：4か所 参加者：143名</p>			
		<p>●多文化共生推進事業 県内における多文化共生の地域づくりを推進するために、外国人住民への各種支援事業を実施した。 ※委託先：（公財）しまね国際センター 【実施内容】 ①外国人住民と行政等との橋渡し役として活動する「島根県外国人地域サポーター」を7市に配置した。 ・相談員（サポーター）数：13個人・団体 ・活動実績：759件 ②県内日本語教室の開設状況とアクセス等を多言語で表記したマップを作成し、外国人住民、市町村等に情報提供 ・言語：日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語 ・部数：3,000部 ③外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民を主に言語面でサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村等と連携しながらサポーター養成講座を開催 ・養成講座：2回 受講者：39名 ④外国人住民の生活全般にかかる情報提供・相談業務を行う3者通話機能などを備えた多言語によるワンストップ型相談窓口を設置 ・対応件数：2,308件（通年） ⑤やさしい日本語普及事業として、出前講座や行政職員向け研修会を実施した。 ・実施件数：19件 ⑥外国人住民へ日本語学習機会を提供するため、日本語学習支援を行うボランティアの養成・確保や、地域訪問型・企業訪問型日本語教室を実施した。 ・養成講座参加者：42名 ・地域訪問型日本語教室学習者：44名 ・オンライン型日本語教室学習者：49名 ・企業訪問型日本語教室学習者：6名</p>			164
		<p>●定住外国人向け職業訓練 民間の教育訓練機関等に委託し、「定住外国人向け職業訓練コース（4か月）」を設置し就職に向けた職業訓練を実施した。 ・定員：15人、入校者数：13人</p>	4,752	雇用政策課	165

重点目標	基本方向	令和4年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課	施策番号
		<p>【義務教育】</p> <p>①市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「帰国・外国人児童・生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用 (市町村取組例) 日本語指導拠点校の設置 日本語初期集中指導教室 日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の配置(日本語指導員 日本語指導補助員 通訳・翻訳支援員) <p>②日本語指導が必要な児童生徒教育研修(年2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒に対する教育に関し、在籍学校等の学校関係者等が日本語指導や適応指導について協議するとともに、該当児童生徒の受入れ体制づくりに関する基礎的な知識を身に付ける。 	37,345	教育庁 教育指導課	166
(4) 人権尊重の観点からの啓発・教育					
		<p>●様々な人権課題についての啓発</p> <p>「しまね人権フェスティバル2022」を開催し、関係団体の出展による啓発活動を実施した。</p> <p>日 時：令和4年10月16日 会 場：雲南市加茂文化ホール ラメール 内 容：講演会、啓発展示、人権啓発ポスターコンクール入賞作品展 等 来場者：237人</p>	3,612	人権同和対策課 教育庁 人権同和教育課	167
		<p>●LGBT等の人権について、地域行政関係者を対象に研修を行った。</p> <p>研修名：「浜田地域行政関係者人権・同和問題研修」 日 時：令和4年10月12日 会 場：浜田合庁大会議室ほか 内 容：LGBT等の人権「みんなが生きやすくなるために」 参加者：県職員及び浜田地区行政関係者 482人</p>	20	人権同和対策課	167
		<p>●リーフレット「しまねがめざす人権教育(実践編)」を発行し、県内各公立小中学校・県立学校・私立学校等へ配布し、人権教育の実践の在り方等について県が大切にしている視点を具体的な事例を交えて紹介することで啓発や取組の推進を図った。</p>	160	教育庁 人権同和教育課	167
		<p>●「みんなで学ぶ人権事業」の実施</p> <p>特定非営利活動法人等民間団体から人権意識の向上を図るための事業の企画を募集し、県が適当と認めた企画について事業委託した。 委託先：15団体(コロナにより1団体中止)</p>	2,423	人権同和対策課	168
		<p>●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取り上げた。【再掲】</p> <p>●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を発行し、学校などにおいて性別による区別がなされるものやコトについて研修ができるよう支援した。【再掲】</p> <p>●出前講座で新規に「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。【再掲】</p> <p>●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和4年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取り上げた学校の割合について、情報提供を行った。【再掲】 P48参照</p>	—	教育庁 人権同和教育課	再掲70
		<p>●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。【再掲】 P48参照</p>	—	総務課	再掲70
		<p>●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制の必要性と重要性について説明し、支援体制づくりを促した。【再掲】 P48参照</p>	—	教育庁 人権同和教育課	再掲72

苦情処理状況

島根県政策企画局女性活躍推進課

整理番号	受付年月日	申出内容	処理年月日	処理結果及び施策改善への反映状況
1	H15.3.10	栄養士の資格を取ったり保育士になりたい男子高校生の希望を叶えられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討してほしい。	H15.4.25	県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答をした。
2	H17.12.2	ブルトニウム混合燃料に関する懇談会の委員の選任に関して、名簿案が作成されると同時に関係課への報告がなされていないこと構成員の女性の比率が17分の4であることから付属機関等条例に違反している。	H18.1.27	・関係課への報告については、委員の委嘱手続きが終了後「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき速やかに報告を行っている。 ・懇談会に係る構成員は、議決権の有無、定足数の対象であるか否か等から12名であり、このうち女性は4名である。女性の登用については、「県付属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」に沿って選任に努めたところであるが結果として女性委員が40%を下回ることとなったものである。政策方針決定過程への女性の参画推進に向けて、幅広い観点から女性人材を登用することは重要なことであるので、今後とも女性の参画を進め、男女共同参画の推進に努める。 以上について申出者に対して回答した。
3	H17.12.26	第2回ブルトニウム混合燃料に関する懇談会において実施された講演が、客観的データに基づかない大衆操作・女性蔑視の内容であったとされ、講師の選定と講演内容について苦情の申出でがされた。	H18.2.2	・講師の選定については、第1回懇談会での決定を受けリスク論の分野における専門家の中から、リスク論を平易に解りやすく話していただける方を選定した。 ・講演内容については、話の受け止め方は個人によって異なるが、懇談会の委員からは有益な話であったと評価いただいている。今後とも懇談会における講師の選定については、テーマについて該当する分野から懇談会の決定を受け最も適切な方を選定していく。 以上について申出者に対して回答した。
4	H18.5.9	平成18年3月に改定された島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)中の「ジェンダー・フリー」に関する説明が、間違った解釈だけが記載されており、県民に大きな誤解を与えている。	H18.6.23	「しまねパートナープラン21(改定版)」における「社会的性別」(ジェンダー)についての用語解説は、国の計画との整合を図るため、平成17年12月27日に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)中の記述をそのまま掲載したものである。 当該記述は、「ジェンダー・フリー」という用語が、使う人によってその意味や主張する内容が様々である中、「ジェンダー・フリー」を使用しての不適切な事例を掲載しているものと考えている。 しかし、当該記述内容のとらえ方によっては、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた県民の取り組みについても否定される懸念があることから、県としては、今後、施策を進めるに当たって、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)について、誤解を受けることのないよう理解と普及に努めていく。 以上について申出者に対して回答した。
5	H18.5.11	・第10回ブルトニウム混合燃料に関する懇談会の最終報告書の採決において、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視があった。 ・第9回会議の議事要旨において、会議冒頭で30分にもわたる女性委員の発言を一切無視し、一行も触れられないのは、女性に対する人権無視である。	H18.6.23	採択の表決については、下記1のとおり適正に行われたものと考えている。 また、第9回懇談会議事録要旨作成についても、下記2のとおり懇談会委員の承認のもと適切に作成したものと考えている。 このことから、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視はなかったものとする。 1.採択の表決について 第10回懇談会における最終意見書の採択に当たっては、議長は報告書案についての意見以外に、その他の意見についても受け入れる旨発言されるなど各委員に意見を表明する機会を何度も与えられており、賛成されなかった女性委員についても意見表明の機会が確保されていたものと考えている。また、表決については、異議のない方に挙手を求めることにより、懇談会設置要綱の規定に基づき過半数であることを確認されたものであり、適正に行われている。 2.第9回懇談会の議事録要旨について 懇談会議事録要旨は、個々の委員の発言内容を記録するものではなく、どのような議事が行われたかの概要を記録する観点から作成したもので、懇談会で確認された後、確定し公開している。また、この議事録要旨に併せて各委員の発言内容等詳細な内容を記録した議事録を作成し、県のホームページで公開しており、全ての議事内容が確認できるようにしている。 以上について申出者に対して回答した。
6	H19.7.17	出雲市内の中学校においては、全ての学校で、女性の生徒はスカートという決まりが校則で義務付けられている。 これは、男女の権利を平等にしようという社会の考え方、方向性に逆行している。是非、県内の公立中学校、高校において女性の生徒もスカートのほか、権利としてズボンも選択できる制度の導入を働きかけてほしい。	H19.10.9	国の指導では、校則等は、各学校において、地域の実情、児童生徒の発達段階、学校の方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要とされる。 また、校則は各学校において適切に考えられることが基本であり、文部科学省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり、適当でないとしている。 県教育委員会としても、校則は学校個々の判断の上、定めるべきものであり、一概にスカートとズボンの選択性導入という、画一的な指導を行う考えはない。 しかし、校則を定めるに当たっては、男女平等など基本的な人権尊重に配慮されるべきであるとする。 県教育委員会としては、今後とも教職員の男女共同参画に関する理解促進のための研修を継続するとともに、校則についても男女共同参画の視点に立って、積極的に見直ししていくよう指導していく。 以上について申出者に対して回答した。

島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日
島根県条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別

による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的

な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第2号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

女性活躍推進課ホームページは
こちら↓



島根県政策企画局女性活躍推進課
〒690-8501 島根県松江市殿町1
TEL 0852-22-5629
FAX 0852-22-6155